

学部要覧 2026

日本大学芸術学部

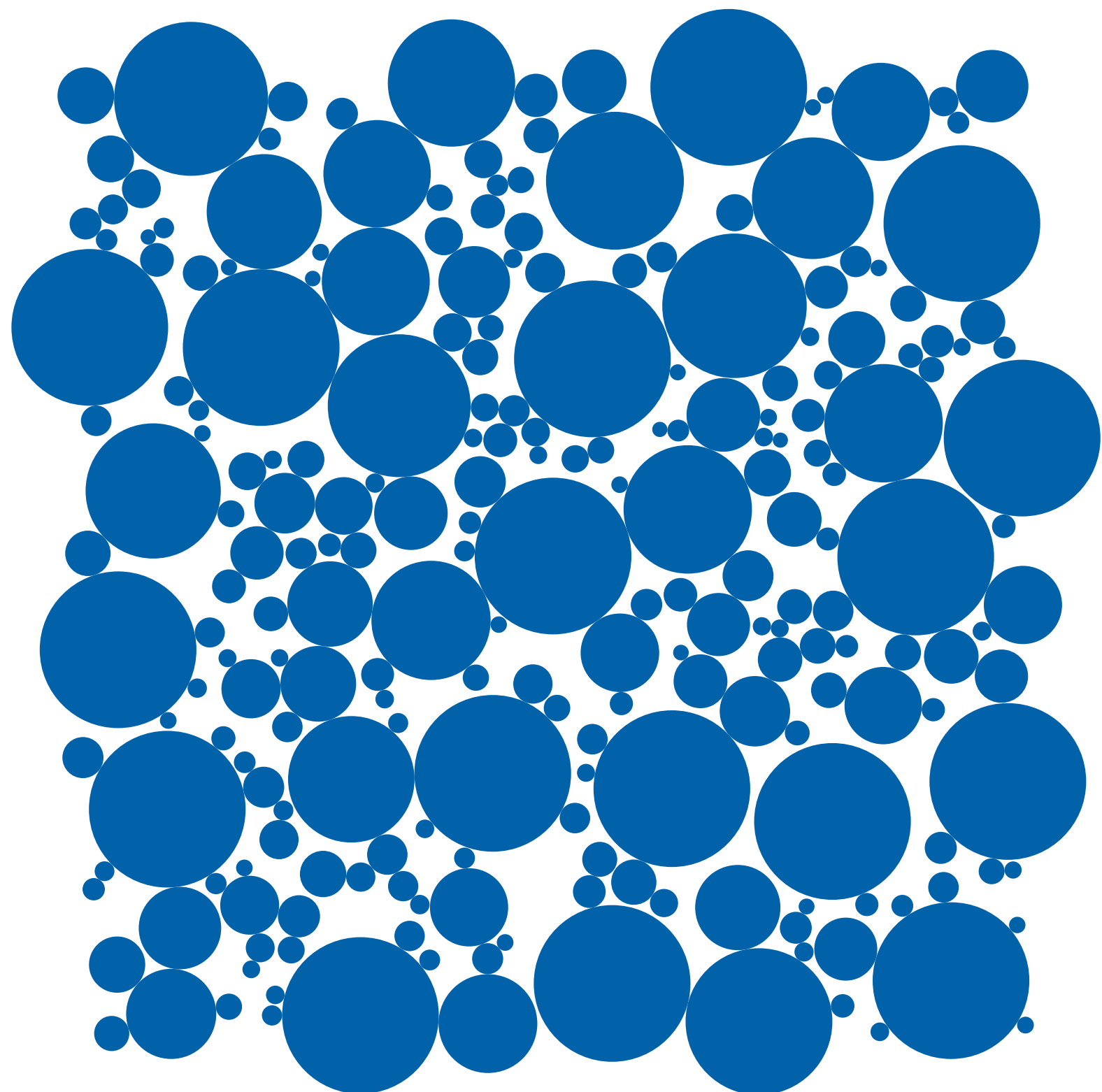
nihon university college of art

8つのアート1つのハート

N  U

Nihon University College of Art

A r t



日本大学の目的及び使命

- 1 日本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。
- 2 日本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

- ・ **日本の特質を理解し伝える力**
日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。
- ・ **多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力**
異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。
- ・ **社会に貢献する姿勢**
社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

< 自ら学ぶ >

- ・ **豊かな知識・教養に基づく高い倫理観**
豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。
- ・ **世界の現状を理解し、説明する力**
世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

< 自ら考える >

- ・ **論理的・批判的思考力**
得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
- ・ **問題発見・解決力**
事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

< 自ら道をひらく >

- ・ **挑戦力**
あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。
- ・ **コミュニケーション力**
他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。
- ・ **リーダーシップ・協働力**
集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
- ・ **省察力**
謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

日本大学芸術学部の方針

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

日本大学芸術学部（学士（芸術））は、日本大学教育憲章に基づき、「日本大学の目的及び使命」を理解し、次表に示す「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力に基づく本学部（学士（芸術））における能力を修得した者に、「学士（芸術）」の学位を授与する。

	構成要素（コンピテンス）	能力（コンピテンシー）
DP1	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	芸術に関する豊かな知識と教養を基に、社会に対しての倫理観を高めることができる。
DP2	世界の現状を理解し、説明する力	日本及び世界の歴史や直面している問題を理解し、その多様性について説明することができる。
DP3	論理的・批判的思考力	得られる情報を客観的に捉え、論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
DP4	問題発見・解決力	事象を注意深く観察して、自ら能動的に課題を発見し、芸術表現を通して解決策を提案することができる。
DP5	挑戦力	あきらめない気持ちで、芸術分野の未来に向かって果敢に挑戦することができる。
DP6	コミュニケーション力	他者の意見を聴いて、自分と異なる価値観を理解・尊重し、自分の考えを伝え、他者を納得させることができる。
DP7	リーダーシップ・協働力	集団のなかで他者と連携しながら、リーダーシップを発揮することで、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
DP8	省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高め、芸術表現に活かすことができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

芸術学部（芸術）では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って21世紀における芸術の持つ社会的先導性にかんがみ、学科の各々の専門教育をさらに充実・発展させ、同時に、学科の垣根を越えた総合的な教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、芸術・文化全般にわたる初年次教育、芸術教養教育、専門教育、キャリア教育等の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実習・実技等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能および態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多面的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の8つの能力（汎用的能力）への達成度に関しては、卒業の達成を測るための授業科目の修得状況や到達度と学生自身による振り返り等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

CP1	各学科専門科目の理論・歴史部門及び芸術教養科目、体育講義科目等を通じて、芸術に関する豊かな知識・教養を学び、倫理観を高める能力を育成する。
CP2	各学科専門科目の理論・歴史部門及び芸術教養科目、外国語科目等を通じて、グローバルな視点を持ち、日本及び世界の歴史や直面している問題を理解し、その多様性について、芸術の専門家として説明できる能力を育成する。
CP3	各学科専門科目の研究部門及び芸術教養科目等を通じて、様々な情報を基に論理的・批判的な思考やプロセスを持つ能力を育成する。
CP4	各学科専門科目の研究部門及び芸術教養科目等を通じて、世の中の事象を注意深く観察して問題を発見し、芸術表現を通して解決策を提案できる能力を育成する。
CP5	各学科専門科目の表現技術部門及び体育実技科目等を通じて、あきらめない気持ちで、芸術表現における様々な問題に果敢に挑戦する能力を育成する。
CP6	各学科専門科目の表現技術部門等を通じて、他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを明確に伝え、他者を納得させることができる能力を育成する。
CP7	各学科専門科目の表現技術部門等を通じて、集団のなかで他者と連携しながら、リーダーシップを発揮することで、協働者の力を引き出し、その活躍を芸術の専門家として支援できる能力を育成する。
CP8	各学科専門科目の表現技術部門等を通じて、謙虚に自己を見つめ、振り返ることにより、自己を高め、芸術表現に活かすことができる能力を育成する。

日本大学の情報管理

本大学は、以下の情報管理宣言を定めて情報管理の徹底に努めています。学生・生徒のみなさんも日本大学を構成する一員として、この宣言を尊重し、情報の取扱いについてのルールを守り、個人情報などを不用意に流出させることのないよう十分注意してください。

日本大学情報管理宣言

日本大学は、教育理念を実現し、社会的責任を全うし、本学の誇りを守るため、次の三つを宣言します。

- 1 日本大学は、業務・教学情報の外部持ち出しを許しません
- 1 日本大学は、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理します
- 1 日本大学は、構成員に対し情報管理教育を徹底します

日本大学の構成員は、自らが関わる情報が、大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接することを誓います。

目 次

日本大学の目的及び使命	
日本大学教育憲章	
日本大学芸術学部教育方針	
日本大学の情報管理	
目 次	1
芸術学部教育研究上の目的	4
日本大学の沿革	5
日本大学の略年表	6
芸術学部の略年表	7

学修要領

I はじめに	9
1 開講科目	9
2 履修形態	9
3 卒業見込み	10
4 卒業の要件	10
II 履修要領について	10
1 履修計画	10
2 履修登録	11
III 単位及び科目表示について	12
1 単位の基準	12
2 学年ごとの年間登録単位数	12
3 授業科目に付記する記号表示	12
IV 芸術学部以外での単位の修得について	12
1 日本大学相互履修制度による単位の修得	12
2 国外の大学での留学等による単位の修得	13
V 試験について	13
1 試験概要	13
2 受験資格	14
3 卒業論文及び制作・演奏・作品・研究	14
4 試験に関する注意事項	14
5 不正行為について	15
VI GPA及び学業成績の評価について	16
VII 授業時間帯について	17
VIII アンケート調査への回答について	17
IX 転科試験について	17
X 9月卒業について	17
XI 再入学について	17
XII 「メディア授業科目」の受講について	18

開講授業科目

I 全学共通教育科目	20
1 授業内容について	20

2	履修方法と単位について	20
II	第I群 芸術教養課程科目（各学科共通授業科目）	21
1	芸術教養科目	21
2	外国語科目	23
3	保健体育科目	27
III	第II群（学科別授業科目・共通専門教育科目）	29
I	写真学科	30
II	映画学科	33
III	美術学科	40
IV	音楽学科	44
V	文芸学科	57
VI	演劇学科	60
VII	放送学科	66
VIII	デザイン学科	70
IX	共通専門教育科目（各学科共通）	73
IV	第III群（各学科共通自由科目）	75
1	学芸員課程	75
2	司書教諭課程	76
3	司書課程	76
V	教職課程	77
	大学院芸術学研究科	83
	博士前期課程	83
	博士後期課程	83
	芸術学部芸術研究所	84
	芸術資料館	84

学生生活

I	事務局及び事務取扱いについて	85
1	事務取扱い内容について	85
2	事務取扱い時間について	85
3	正門の開閉時間について	85
4	情報伝達について	85
5	学費等の納入について	86
6	諸手続・証明書手数料について	87
II	教務課関係	88
1	学生証について	88
2	日本大学特待生制度について	89
3	賞罰について	89
4	授業の欠席について	89
5	各種願（届）書提出方法について	89
	願書・届書様式参考例	90
6	海外留学について	91

Ⅲ	学生課関係	93
1	通学定期乗車券の購入	93
2	学割証(学生生徒旅客運賃割引証)	93
3	課外活動	93
4	拾得物・遺失物について	94
5	保健関係	94
6	学生支援室	95
7	医療費助成・補償制度について	96
8	食堂・購買部	96
9	厚生施設	96
10	海外渡航	97
11	奨学金制度	97
12	学生生活における注意事項	99
Ⅳ	就職(進路)	102
Ⅴ	図書館	103
Ⅵ	PCルーム	104
Ⅶ	外国人留学生の方へ	105
1	在留期間の更新	105
2	在籍確認サイン	105
3	アルバイト(資格外活動)	105
4	国民健康保険	106
5	国民年金	106
6	住所変更	106
7	授業料減免制度・奨学金	106
8	卒業後の就職活動	106
9	こんなときは、、	106
Ⅷ	災害時の避難について	107

各種規程関係

Ⅰ	日本大学学則(抜粋)	108
Ⅱ	日本大学相互履修に関する規則	115
Ⅲ	科目等履修生の出願手続等に関する要項(抜粋)	116
Ⅳ	日本大学特待生規程	117
Ⅴ	日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程(抜粋)	118
Ⅵ	日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程の適用を受ける 学生団体についての内規	120

日本大学校歌	122
--------	-----

施設一覧	123
------	-----

日芸キャンパスの利用について

日本大学芸術学部電話番号案内

芸術学部教育研究上の目的

芸術総合学部としての特徴と伝統を保持し、芸術の持つ社会的先導性に鑑み、各々の学科の教育をさらに発展させ、同時に、学科の専門性を越えた総合的なカリキュラムを展開することで、芸術・文化全般にわたる広い視野と能力を持った人材を養成する。

写真学科

撮影・プリント、展示などの実践技術および写真史・写真作品研究、写真芸術などの表現まで徹底した基礎教育を行い、技術・応用力をもった創造性を兼ね備えた写真家、写真研究家などのスペシャリストな人材を輩出する。その上に、社会や諸芸術に対する自己の考えを有する社会に貢献できる人物を養成する。

映画学科

デジタル技術の進歩で新たな時代を迎えた映像文化を、映像表現・理論、監督、撮影・録音、演技分野で「芸術創造」と「情報伝達」の両面から探究し、高度な専門知識と技術を身に付けた創作者、技術者、製作者、研究者など、社会を見通す力を持ったスペシャリストを養成する。

美術学科

多様化するファイン・アートの今を見据え、表現技術の習得と同時に、歴史や作家・作品研究等を通じた理論的なアプローチを欠かさず、常に創作意欲を掻き立てる教育を目指している。新たな「創造」を切り拓いていく作家の育成はもとより、広くアートの世界に携わる創造力豊かな人材を養成する。

音楽学科

音楽の専門教育に加え、幅広い視野と能力を身につけさせる教育を行なっている。創作や演奏の技術を、社会や時代のニーズに対応できるよう、関連芸術分野や社会連携による実践的学習によって、次世代の音楽芸術を担う人材を養成する。

文芸学科

文章芸術の持つ精神的・文化的・社会的な意義を考究し、かつ実践できる人材を育成することが教育・研究の主目的である。文芸創作から書籍・雑誌編集、批評・哲学、ジャーナリズム、広告など、広範なメディアで言葉による多様な表現が求められる現代において、第一線で活躍できる人材を養成する。

演劇学科

学生がみずからの個性や習熟度に応じた横断的な学びを構築できるよう「理論と実践」「基礎と応用」「専門と総合」のバランスに優れたカリキュラムを提供する。現代社会における舞台芸術の役割についての高い見識をもち、その新しい可能性を拓いていくための創造力と実行力を兼ね備えた人材を養成する。

放送学科

多様化する情報、進化する放送技術を踏まえ、学生個々の感性を刺激し、魅力的で独創的な作品の創作を通して、自由に自己表現できる人材を育てる。放送メディアに関する専門知識と情報伝達技術を身に付け、放送について深く理解し理論的に考察できる人材、および独創的で豊かな発想力をもつ人材、さらに放送を基盤とした多様なメディアに対応できる人材を育成する。

デザイン学科

個々に応じた教育・指導を基本とし、学生一人ひとりの個性や豊かな感性と創造力を育み、新しい時代への視野と洞察力を養う。実践的かつ横断的なデザインの創作活動と研究を通じ、新たな表現や価値を生み出すとともに文化の質の向上を目指す。これにより社会に貢献する人材を養成する。

日本大学の沿革

明治初年以來、外国の文明制度と法律が滔々として我が国に殺到し、フランス法律学校・イギリス法律学校・ドイツ法律学校が次々に設立された頃、欧化万能の余風による外来思想と日本独自の民族性との融合調和をはかろうとするものではありませんでした。このような状態を憂い、模倣から調和へ、調和から創造へとすすめて、日本独自の法律文化を確立しなければならないという信念のもとに、時の司法大臣山田顕義は総理大臣山県有朋と相はかり、「日本法学の振起」を志して明治22年10月4日、日本法律学校を創立、翌23年9月、皇典講究所内に金子堅太郎を初代校長として開校しました。

明治36年8月に校則を改め大学組織となり日本大学と改称、大正9年4月には大学令による大学となり、昭和24年4月に新制大学に移行しました。歴代総長は、初代松岡康毅（2代校長）、平沼騏一郎博士、山岡萬之助博士、呉文炳博士、永田菊四郎博士、鈴木勝博士、高梨公之博士、木下茂徳博士、瀬在良男博士、瀬在幸安博士、小嶋勝衛博士、酒井健夫博士、大塚吉兵衛博士、加藤直人博士、酒井健夫博士を経て、令和6年4月に大貫進一郎博士が就任しました。（平成25年より総長制から学長制に移行）

昭和34年10月には、創立70周年記念式典を両国の日本大学講堂において昭和天皇・皇后両陛下をお迎えして盛大に挙行了しました。更に年号も改まった平成元年10月には、創立100周年記念式典を高輪プリンスホテルにおいて天皇・皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、盛大かつ厳粛に挙行了しました。また、アイゼンハワー米国大統領、ロバート・ケネディー米国司法長官やゴルバチョフ初代ソビエト社会主義共和国連邦大統領をはじめとして、世界各国の学者・政治家などに名誉博士号を授与しています。その他、海外諸大学との交流も盛んで、現在米国ワシントン州立大学や英国ケンブリッジ大学をはじめとして、海外学術交流提携校等は、世界33カ国1地域131大学等に及んでいます。

本大学における教育は、日本精神に基づき、穩健着実、中正不偏をモットーに、自主創造の氣風を養い、世界に広く知識を求め、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成しています。

現在、大学院21研究科（修士・博士前期課程65専攻、博士・博士後期課程68専攻、専門職学位課程1専攻）をはじめとし、法・文理・経済・商・芸術・国際関係・危機管理・スポーツ科学・理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科学・薬の16学部、通信教育部4学部、短期大学部4学科、更に、総合科学研究所、量子科学研究所、教育制度研究所、精神文化研究所、人口研究所など32の研究機関と付属高校、中等教育学校、付属中学校、小学校、幼稚園、認定こども園、専門学校等を擁しています。

また、校有地は3,077万平方メートル、建物延面積171万平方メートルに及び、教職員数約7,000名、学生数約74,000名、校友は約128万余名、政財界をはじめ各方面で活躍しています。

日本大学の略年表

(芸術学部関係除く)

明治22年10月	日本法律学校（現・法学部）創立 ＜創立者山田顕義＞
明治31年3月	高等専攻科を設置
明治34年10月	高等師範科（現・文理学部）設置
明治36年2月	高等予備科・高等法学科設置
8月	校則を改め大学組織となり日本大学と改称 徽章, 制服, 制帽を制定
明治37年3月	専門学校令による大学となる 大学部に政治科・商科（現・経済学部ならびに商学部）を設置
大正9年5月	校歌を制定
6月	高等工学校を設置（現・理工学部）
大正10年4月	東洋歯科医学専門学校を合併（創立は大正5年, 現・歯学部）
9月	スクールカラーを制定
10月	日大新聞（現「日本大学新聞」）を創刊
大正11年3月	大学旗製作
大正12年3月	校歌を改定
大正13年12月	専門部に文科（哲・倫理教育・心理・国文・漢文・文学芸術各専攻）, 経済学設置
大正14年3月	専門部医学科（現・医学部）設置
大正15年11月	医学科付属病院開院（現・日本大学病院）
昭和4年5月	新校歌を制定（現在の校歌）
昭和10年5月	医学科付属板橋病院開院（現・医学部付属板橋病院）
昭和11年3月	大学旗, 科旗, 校旗を制定
昭和13年10月	創立50年記念式典挙行
昭和18年5月	農学部を神奈川県藤沢市に設置（現・生物資源科学部）
昭和22年3月	専門部工科（現・工学部）を福島県郡山市に移転
昭和23年11月	通信教育部設置
昭和24年4月	「建学の主旨及綱領」を改め「目的および使命」を制定
昭和25年3月	短期大学設置（現・短期大学部）
昭和26年2月	財団法人日本大学を学校法人日本大学へ組織変更
4月	大学院を設置
昭和27年2月	工学部に薬学科（現・薬学部）および工業経営学科（後の第一工学部, 現・生産工学部）設置
3月	農学部を農獣医学部と名称変更
昭和33年1月	文学部を文理学部と名称変更（文学部に教養部を吸収し文系の中国文学科・教育学科＜体育専攻＞と理系の地理学科・数学科・物理学科を設置）
昭和41年1月	第一工学部を生産工学部と名称変更（電気工学科・統計学科設置） 第二工学部を工学部と名称変更
昭和46年2月	日本大学松戸歯科大学設置（現・松戸歯学部）
昭和50年10月	日本大学松戸歯科大学を廃止し松戸歯学部を設置
昭和53年12月	国際関係学部設置
昭和57年7月	日本大学会館設置
昭和62年12月	薬学部設置
平成元年10月	日本大学創立100周年記念式典挙行
平成6年10月	総合学術情報センター設置
平成7年12月	農獣医学部を生物資源科学部と名称変更
平成10年11月	国際産業技術・ビジネス育成センター（NUBIC）開設
平成13年4月	日大iクラブ発足
平成19年6月	本学の教育理念を「自主創造」とし, 新ロゴ及びキャッチフレーズを決定
平成22年6月	桜門会館開設
平成26年10月	日本大学病院開院
平成28年4月	危機管理学部・スポーツ科学部設置
平成29年4月	認定こども園開園
令和元年10月	創立130周年記念式典を挙行
令和5年4月	大学院危機管理研究科・スポーツ科学研究科を設置

芸術学部の略年表

大正10年 3月	東京神田三崎町、日本大学法文学部内に美学科（芸術学部の前身）が誕生
4月	法文学部美学科開講
大正13年 3月	法文学部美学科を文学科文学芸術専攻と改称
12月	専門部文科文学芸術専攻（専門部芸術科の前身）が併設
大正14年 4月	専門部文科文学芸術専攻開講 学部及び専門部整備の第一歩を踏み出す
大正15年 1月	法文学部文学科文学芸術専攻を文学科外国文学芸術専攻と改称
4月	法文学部文学科外国文学芸術専攻新講座を開講
昭和2年 5月	法文学部文学科外国文学芸術専攻を、英文学専攻と芸術学専攻に分離
昭和4年 4月	法文学部文学科芸術学専攻に映画課程を設置 専門部文科文学芸術専攻に文学・演劇・映画・美術・音楽の各部門を設置
昭和6年 4月	法文学部（芸術学専攻）・専門部（文学芸術専攻）ともに東京神田鈴木町に移転し、これが現在の大を成す第一歩となる
昭和8年 7月	東京本郷金助町に移転し、実習室を整備した この頃「日本大学芸術学園」と呼称
昭和12年 4月	法文学部文学科芸術学専攻を芸術学科、専門部文科文学芸術専攻を芸術科に改組 法文学部芸術学科に文芸学、演劇美学、映画美学、美術史・音楽美学の各専攻、専門部芸術科に創作・演劇・映画・美術・音楽の各専攻設置 付属として専科（実技科）・邦楽舞踊科・児童学園を併設
昭和14年 3月	専門部芸術科に宣伝芸術・写真・商工美術の3専攻を増設 8専攻となる 専門部予科に美術・音楽各科設置
4月	芸術学部の紋章（通称目玉のマーク）を制定
昭和18年 4月	板橋区江古田町（現在の江古田校舎）に移転 戦局の悪化による文部省の創作科・美術科の廃止要請に対し、やむなく専門部芸術科は、創作科と宣伝芸術科を合併して宣伝文芸科に、美術科と商工美術科を合併して工作美術科とした 結局、芸術科の8専攻は演劇科・映画科・音楽科・写真科・宣伝文芸科・工作美術科の6専攻となる
昭和19年 2月	教育に対する戦時非常措置により、芸術教育の苦難の時代に入る 文科系である専門部芸術科の学生募集を停止
3月	専門部芸術科を専門部工科（専門部板橋工科と通称）に改組し、新たに写真工業科、映画工業科の二科を設置し、戦時中の芸術教育を工科系の中で担当した
昭和20年 3月	専門部工科（板橋工科）に音響器械科、光学器械科2科を増設
昭和21年 3月	終戦により、昭和19年4月以降停止していた専門部芸術科（写真科・映画科・文芸科・音楽科の各専攻科）を復活、同時に造形科を新設し5科となる なお戦時中も法文学部芸術学科は存続し芸術教育を保ち、新制大学への移行の基盤となった
4月	専門部工科（板橋工科）は学生募集を停止
11月	芸術科校舎本館全焼
昭和23年 4月	専門部工科（板橋工科）を廃止
昭和24年 2月	新学制による大学設置に際し、芸術学部として独立、写真学科・映画学科・美術学科・音楽学科・文芸学科の5科を設置
昭和24年 4月	日本大学芸術学部開講
昭和25年 2月	芸術学部内に日本大学江古田高等学校（定時制）を設置
3月	演劇学科を設置し6学科となる
昭和26年 4月	芸術学部内に大学院芸術学研究科修士課程（文芸学専攻）を設置
昭和30年11月	芸術学部1号館竣工

昭和31年 3月	専門部各科を廃止
10月	創設35年記念式典を挙行
昭和33年 1月	日本大学短期大学部に放送科を設置し、芸術学部併置
昭和33年 3月	芸術学部2号館竣工
昭和35年 1月	放送学科を設置し7学科となる
4月	芸術学部放送学科設置により、短期大学部放送科学生募集停止
昭和38年 6月	芸術学部3号館竣工
昭和41年 5月	芸術学部新講堂竣工
昭和42年 2月	館山セミナーハウス竣工
昭和44年 3月	芸術学部新校舎竣工
昭和45年 4月	日本大学江古田高等学校休校
昭和46年 9月	芸術学部図書館竣工
昭和47年11月	創設50周年記念式典を挙行
昭和50年10月	日本大学短期大学部放送科廃止
昭和51年 2月	日本大学江古田高等学校廃止
昭和53年 5月	埼玉県所沢市に校地を購入
昭和56年11月	創設60周年記念式典を挙行
昭和63年 7月	埼玉県所沢市校地に新校舎建設開始
平成元年 4月	所沢校舎開設 教養課程（専門科目の一部を含む）移転
平成 3年11月	創設70周年記念式典を挙行
平成 5年 4月	大学院芸術学研究科修士課程に映像芸術専攻・造形芸術専攻・音楽芸術専攻・舞台芸術専攻の4専攻増設 5専攻となる
11月	所沢校舎開設5周年記念行事実施
平成 6年 4月	芸術学部芸術資料館を設置
平成 7年 4月	大学院芸術学研究科博士後期課程（芸術専攻）を増設 学部間相互履修制度開始
平成 8年 4月	デザイン学科を設置し8学科となる
平成10年 4月	衛星放送を利用し芸術学部発信の遠隔授業開始
5月	所沢校舎開設10周年記念行事実施
平成11年 2月	所沢図書館・資料館収蔵庫増築
平成12年 7月	オープンキャンパス開催
平成13年11月	創設80周年記念式典を挙行
平成15年12月	所沢校舎テレビスタジオ棟竣工
平成16年 7月	江古田キャンパス整備事業開始
平成22年 4月	江古田キャンパス新校舎修祓式を挙行
平成22年 7月	ホームカミングデー開催
平成23年11月	創設90周年記念式典を挙行
平成24年 4月	芸術教養課程発足
平成28年 4月	一般教育・外国語・体育の3セクションを芸術教養課程に統合
平成28年10月	第3回アジア大学生映画祭を開催
平成29年 4月	新生江古田計画が始動
平成31年 2月	江古田校舎A棟竣工
平成31年 4月	全学年江古田修学開始
令和 3年 3月	創設100周年を迎える

学 修 要 領

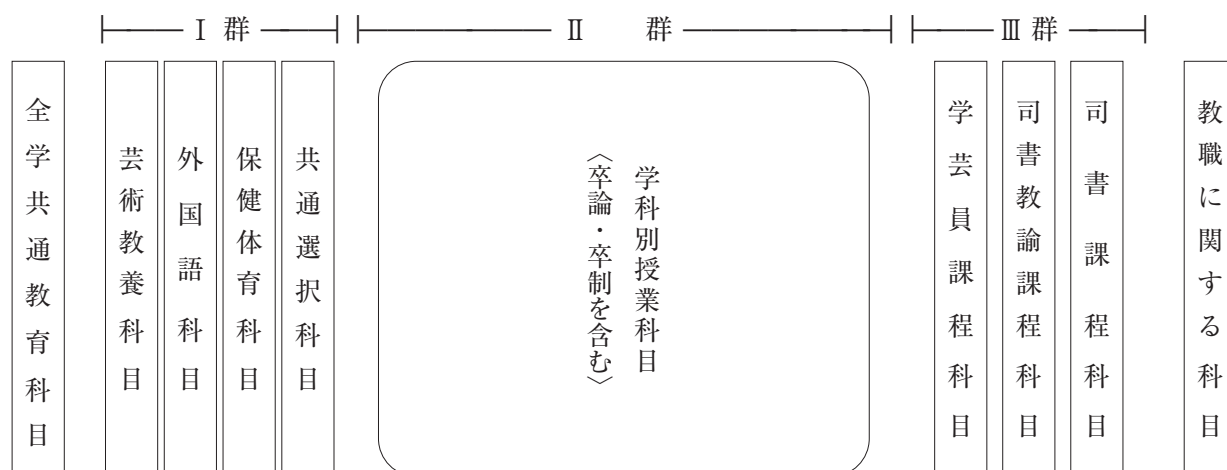
I はじめに

入学時および各学年次の始めに、学修についての指導（ガイダンス）が行われます。その際、学科目の学び方、単位修得の方法、選択科目の選び方などが説明されます。また、コース・専攻によって、履修科目が異なる場合があるので、ガイダンスには必ず出席して、十分に指導を受け、シラバスなども参照しながら卒業までの履修並びに単位修得に遺漏のないように注意してください。

1 開講科目

芸術学部の開講科目は、全学共通教育科目、第Ⅰ群 芸術教養課程科目（芸術教養科目・外国語科目・保健体育科目及び共通選択科目）、第Ⅱ群 学科別授業科目、第Ⅲ群 学芸員課程科目・司書教諭課程科目・司書課程科目及び教職に関する科目に分かれています。

※ 図式にすると次のとおりです。



(注) 第Ⅱ群美術学科及び文芸学科に属する教職教科部門、第Ⅲ群学芸員課程科目・司書教諭課程科目・司書課程科目及び教職に関する科目は卒業単位に含まれません。

2 履修形態

全学共通教育科目のうち自主創造の基礎については、初年次教育の科目のため1年次に履修することを推奨しています。その他の科目については、1年次より、第Ⅰ群の芸術教養科目・外国語科目・保健体育科目と並行して第Ⅱ群の学科別授業科目（所属学科授業科目）をバランスよく履修します。

※ 学科・コースによって下表のとおり科目の区分を定めているので注意してください。

● 必修科目	卒業までに必ず修得しなければならない科目
■ 選択必修科目	卒業までに指定された複数の科目のうち、決められた科目・単位数以上を必ず修得しなければならない科目
○ 準必修科目	卒業の要件ではないが、必ず履修し優先的に修得しなければならない科目
□ 準選択必修科目	卒業の要件ではないが、指定された複数の科目のうち、決められた科目・単位数以上を必ず履修し優先的に修得しなければならない科目
・ 選択科目	開講科目の中から各自が卒業要件や専門分野への探究のために自由に選択し履修する科目

3 卒業見込み

3年以上在学（休学した場合は、休学した期間を含まず）し、各学科の卒業見込み指定科目を含め、84単位以上修得しなければ「卒業見込み」となりません。下記のものには「卒業見込み」が必要となるので、計画的な単位の修得が望まれます。なお、「卒業見込み指定科目」については、各学科及び教務課にて確認してください。

- ・ 卒業論文・卒業制作・卒業演奏・卒業作品・卒業研究の受講資格
- ・ 教職課程での教育実習の登録資格
- ・ 就職活動・大学院出願等に必要な「卒業見込証明書」の発行
- ・ 追・再試験の出願資格

4 卒業の要件

卒業するためには4年間の修業年数（ただし、休学した場合は、休学した期間を含まず）を満たし、所定の単位を修得しなければなりません（内訳は以下のとおり）。

I 群					II 群		
全学 共通 教育 科目	芸術教養 (8単位以上)	外国語 (4単位以上)	保健体育 (1単位以上)	共通 選択 科目	所属学科の 学科別授業科目 (58単位以上)	全学共通教育科目・I群・II群（他 学科公開科目を含む）の全ての中 から選択 ※ 芸術学部以外での単 位の修得も含むことができます (P.12,13参照) (53単位以上)	
	+	+	+	+	+		= 124 単位 以上

II 履修要領について

1 履修計画

その年度にどの授業科目をどのように履修するかは、基本的には各自の自主的な判断及び責任に基づいて決められるものです。必修科目を除き、選択必修科目（及び段階制科目）においては、それぞれの学科、コース・専攻、学修目的などに応じて、十分生かされるように選択するのが望ましいので、次の事項に注意してください。

- ① 授業計画（シラバス）により授業科目の概要を理解する。
- ② 必修科目は定められた履修学年次に必ず履修する。
- ③ 学科別授業科目と他の科目（芸術教養科目・外国語科目・保健体育科目）のバランスを考える。
- ④ 科目数および曜日・時限を適切に配分し、学修に無理を来たさない。

【重要】

※ 不合格科目となった科目は当該年度に再度履修することはできません。
再履修する場合は、次年度以降に履修登録手続きを行ってください。

※ 合格点を得た科目を再度履修することはできません。

2 履修登録

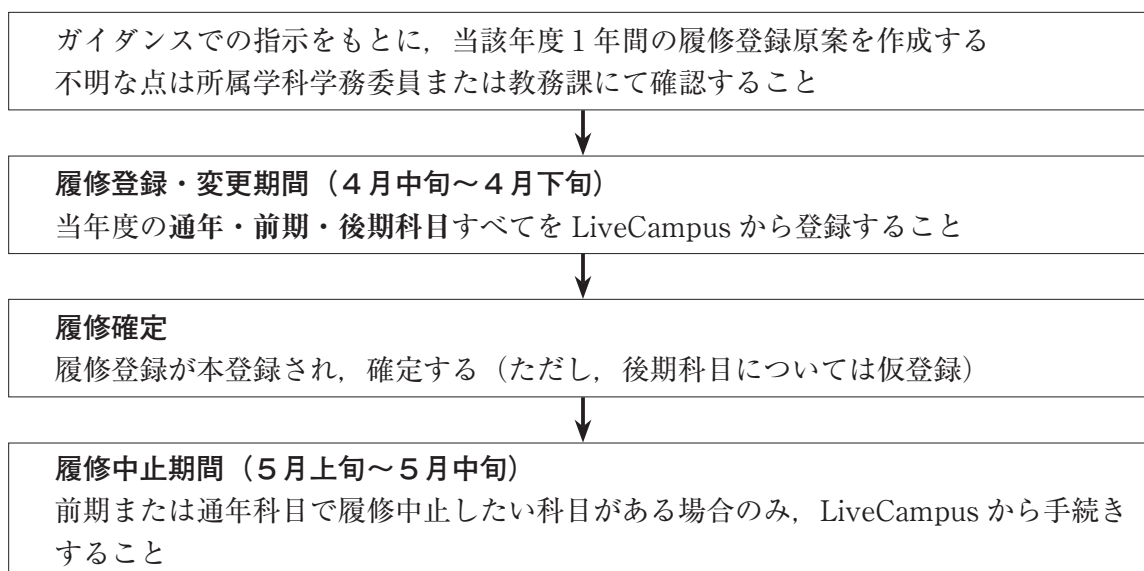
各学年の始めにその年次に履修する授業科目を決定し、その授業科目の単位を修得する意思を示す手続きを「履修登録」といいます。この手続きを怠ったり、履修登録ができていない科目は、授業及び試験を受けても採点の対象外となり、単位は認定されませんので注意してください。また、履修登録は教学情報システム「LiveCampus」への入力により行うので、「LiveCampus ユーザーマニュアル」を熟読の上、誤りのないように注意してください。

※ 手続きの際には、特に次の事項に注意してください。

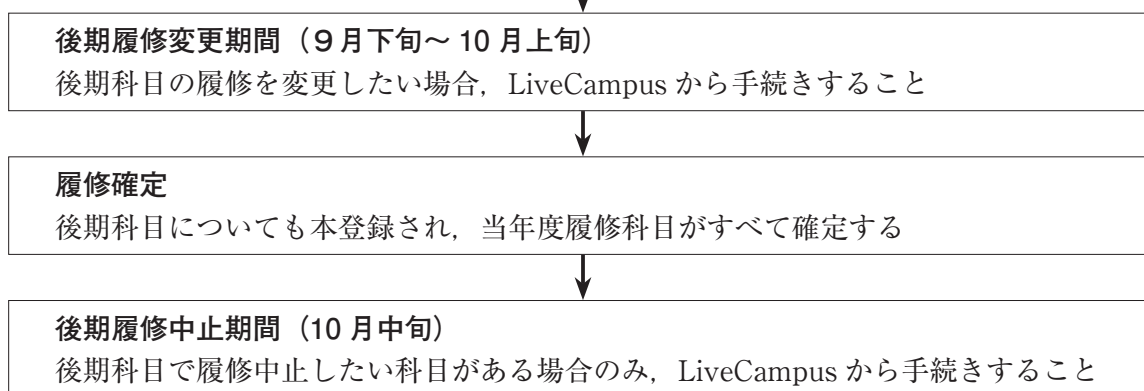
- ① 「履修登録」は、必ず履修登録期間に実行する。
- ② 履修登録期間中に「履修登録」を実行できない場合は、事前に教務課へ申し出て許可を受ける。
- ③ 「履修登録」後、履修科目を変更する場合は履修登録期間内に変更すること。
- ④ 履修登録期間・履修中止期間は、学期の初めにガイダンス等にて発表する。

☆ 履修登録の手順

〈前期〉



〈後期〉





単位及び科目表示について

1 単位の基準

授業科目の単位数は、大学設置基準で、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」単位数を計算することと規定されています。

芸術学部では、大学設置基準に基づき制定された「日本大学学則」により、授業科目に対する課程を修了した者に、次の基準によって単位を認定します。

- ① 講義科目については15時間の授業をもって1単位とします。
 - ② 外国語科目については30時間の授業をもって1単位とします。
 - ③ 演習科目については30時間の授業をもって1単位とします。ただし、その授業内容が講義に該当するもの（講義・演習科目）については、15時間の授業をもって1単位とすることができます。
 - ④ 体育実技科目については30時間の授業をもって1単位とします。
 - ⑤ 実験・実習科目については45時間の授業をもって1単位とします。ただし、授業時間外に15時間以上の学修を要するものについては、30時間の授業をもって1単位とすることができます。
 - ⑥ 音楽学科における個人指導による実技の授業については15時間の授業をもって1単位とします。
- ※授業科目の単位は、授業時間に加え、学生が行う予習・復習などの授業外学修によって構成されています。

2 学年ごとの年間登録単位数

学年ごとの年間登録単位数の上限は下表のとおりです。

学科 \ 学年	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次以降
美術・音楽・デザイン	46 単位	40 単位	40 単位	40 単位（卒論等 8 単位を含む）
写真・映画・文芸・演劇・放送	41 単位	40 単位	40 単位	40 単位（卒論等 8 単位を含む）

3 授業科目に付記する記号表示

授業科目に付記する記号表示については、次のとおりです。

- ① I・II・III……異なる授業内容。段階的履修ではなく、単位は個別に認定します。
学科によっては段階的履修、必修、選択必修などの取り決めがあるので、各学科の履修方法を熟読してください。
(例) 演劇特殊研究 I, 演劇特殊研究 II など
- ② A・B・C……異なる授業内容。履修は1授業科目のみに限られます。
(例) 写真技術 I A, 写真技術 I B など
- ③ a・b・c……同一授業内容。クラス記号で、履修は1クラスのみに限られます。
(例) 総合制作演習 III a, 総合制作演習 III b など



芸術学部以外での単位の修得について

1 日本大学相互履修制度による単位の修得

「日本大学相互履修に関する規則」により、日本大学の他学部の開講科目の中から芸術学部が認めた科目を履修できる制度です。(P.115参照)

- ① 在学中に修得できる相互履修単位数は、30 単位までです。単位を修得した場合は、卒業所要単位と認定しますが、芸術学部の芸術教養科目、外国語科目、保健体育科目、学科別授業科目として修得すべき単位枠には含まれません。
- ② 相互履修の単位は、当該年度の登録単位に含まれます。
- ③ 各学部の相互履修科目一覧等は、4月上旬から教務課で閲覧可能です。履修に当たっては校舎間の移動時間など十分余裕をもち、また今後の履修科目の修得（特に専門科目）にも不都合が起きないように配慮が望まれます。なお、シラバスは各学部のホームページ等で確認できます。
- ④ 「相互履修届」は教務課で配布します。相互履修を希望する者は、履修希望の相互履修科目担当教員より「相互履修届」に承認を得て、指定された期間内に受入れ学部教務課に提出してください。

2 国外の大学での留学等による単位の修得

交換・派遣留学、短期海外研修などの日本大学の留学プログラムや、認定留学で留学し、修得した単位については、学部においてその履修科目の講義内容・講義時間数などを勘案し、要件を満たすものについては、単位を認定する場合があります。(P.89「学生生活 II 教務課関係 6 海外留学について」参照)

V 試験について

1 試験概要

試験には、授業内試験（平常試験）、定期試験、中間試験、卒業見込者に対する追・再試験があります。

① 授業内試験（平常試験）

学期末または学年末最終の授業時限に各担当教員監督の下で実施する試験（またはレポート課題提出等）です。なお、適宜、各教員の判断で授業期間内に実施することがあります。

② 定期試験（※年度によって、実施しない場合があります）

主に受講者多人数クラスの科目を対象に、前期試験は前期科目を対象として前期終了時（7月下旬～8月上旬）に、後期・学年末試験は後期科目及び通年科目を対象として後期終了時（1月下旬）に定期試験時間割表に従って実施します。

なお、定期試験の実施期間は授業日程表に記載しますが、授業日程表に記載がない場合は、その年度は実施しません。定期試験期間内に実施する科目及び試験時間割表については、学期ごとに実施1週間前までに掲示等で発表します。

※試験に関する掲示等は特に注意してください。

③ 中間試験

通年科目を対象として7月下旬から8月上旬に実施する場合があります。

④ 卒業見込者に対する追・再試験（※年度によって、実施しない場合があります）

(1) 前期試験、後期・学年末受験科目の内、不合格となった卒業見込者のみを対象に実施します。ただし、追・再試験を実施しない科目もあります。

(2) 追試験は、4年次生の卒業見込者のうち、やむを得ない事故のため試験を受けることができなかった者を対象として実施します。

(3) 再試験は、4年次生の卒業見込者のうち、前期試験または後期・学年末試験受験の結果、不合格となった者を対象として実施します。

(4) 前期の追・再試験は9月に実施します。また、後期・学年末の追・再試験は2月に実施します。

- (5) 手続きは教務課で行います。追・再試験実施科目、手続期間・方法などの掲示等に注意してください。
- (6) 受験科目数の制限はありません。
- (7) 欠席の著しく多い者等は受験資格を失う場合があります。

2 受験資格

次に該当する者は、受験資格を失うことがあります。

- ① 履修登録していない者（毎年、各学年の始めに必ず登録を完了しておいてください）
- ② 授業料未納者
- ③ 欠席が著しく多い者

3 卒業論文及び制作・演奏・作品・研究

卒業論文などの提出資格は、卒業見込者に与えられます。提出の際は次の事項に注意してください。

- ① 卒業論文などは所属学科主任の指示に従って指導教員の指導を受けなければなりません。指導を受けていない者の卒業論文などは受け付けません。
- ② 用紙及び表紙は、各学科で指示されたものを使用することを原則とします。
- ③ 提出は例年1月中旬とし、受付日時は掲示等で発表します。
- ④ 卒業論文などの提出は、所定の手続きを完了した後に提出するものとします。
- ⑤ 指定の提出期日、締切時刻以後の受付は行いません。

4 試験に関する注意事項

- ① 学生証の呈示

試験は学生証がないと受験できません。学生証を机の上に呈示し、監督者の点検を受けてください。当日、学生証を所持していない場合は、至急、教務課で仮身分証明書の交付を受け、試験場に入室してください。

- ② 試験場での着席

1脚1名ないし2名掛で、隣り合わせにならないよう着席してください。その他監督者の指示に従ってください。

- ③ 試験時間の取決め

試験開始後、如何なる理由があっても**20分**以上経過した後は入室することはできません。また、試験開始後**30分**以内に退室することはできません。

- ④ 答案用紙の提出

試験入室者の棄権は認めません。入室者は必ず答案用紙を提出して退出してください。

- ⑤ 試験場での禁止事項

- (1) 指示された物品以外は机の上に置かないでください。
- (2) 一切の物品の貸借を禁止します。
- (3) ノート及び教科書などの使用を許可された場合でも、本人の物以外は使用することができません。
- (4) 飲食物の持込み・喫煙・談話などは禁止します。
- (5) 携帯電話（時計・計算機としての使用も出来ない）は電源を切って鞆などにしまってください。

- ⑥ レポート提出によって採点される科目の場合は、担当教員からレポートのテーマ・枚数制限等の指示を受け、指定された期日に担当教員へ直接提出してください。

- ⑦ その他

- (1) 事故等のため定期試験等を受験できなかった者は、欠席届に詳細な理由を記し、かつ授業担当者、クラス等を明記し、保証人連署をもち、病気の場合は診断書を、その他の場合は事由を

説明する書類を添付し、速やかに教務課に提出してください。

なお、授業内試験（平常試験）を事故等のため受験できなかった場合は、定期試験と同様に担当教員に相談のうえ、担当教員に相談してください。

(2) 授業料未納者の試験は無効になります。

(3) その他の必要事項については、その都度掲示等によって指示します。

5 不正行為について

試験中不正行為のあった者は、事情にかかわらず、直ちに退室を命じ、原則として当該学期に履修しているすべての科目（実験・実習・実技・ゼミナールを除く）の成績を無効とした上、学則第76条、第77条によって処分されます。

試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE（評価点なし）として取り扱います。

＜不正行為の内容＞

本学が実施する試験等における特に悪質な不正行為

- ① 替え玉受験又は身代わり受験
- ② 答案用紙交換行為
- ③ 氏名不正記入受験
- ④ 複数人が関わる不正行為を主導した場合等

本学が実施する試験・レポート課題等におけるカンニング等の不正行為

- ⑤ カンニングペーパーを使用する行為
- ⑥ 机等にあらかじめ書き込みを行う行為
- ⑦ 参照を許可されていない教科書、携帯電話等の電子機器等を使用する又は貸借する行為
- ⑧ 他人の答案を書き写す行為
- ⑨ 答案を持ち出す行為
- ⑩ 他人と相談して解答する行為
- ⑪ 他人の答案や論文、レポート等を盗用する行為
- ⑫ 他人の代わりにレポートを書く行為
- ⑬ データの改ざんやねつ造行為
- ⑭ 引用の範囲を明示しない、引用元を明示せずに引用する行為
- ⑮ その他、試験監督、担当教員の指示・注意に従わない行為等

授業における生成 AI ツールの使用について

授業における生成 AI（ChatGPT 等）の使用について、本大学では、授業に係る学修活動（成績評価の対象となる論文、レポート、作品及びその他の課題の作成を含みます）においては、生成 AI のみによって生成されたものを学生独自の成果物とはみなすことができません。

授業における生成 AI の使用については、各授業方法が異なることから、担当教員の指示に従ってください。また、生成 AI にて生成されたデータには、他者の著作物が含まれている可能性があります。著作権侵害や剽窃・盗用となるおそれがありますので、授業の内外に関わらず、使用にあたっては十分な注意を払ってください。

GPA 及び学業成績の評価について

厳格な成績評価のため、GPA (Grade Point Average) 制度を導入しています。GPA 算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目（卒業論文・制作等を含む）とします。ただし、入学年度によって GPA 算出対象外となる科目があります。詳細は教務課までお問い合わせ下さい。また、教職課程科目及び学芸員課程科目のうち、学科の課程修了に必要な授業科目は対象としますが、その他の教職課程科目及び学芸員課程科目、司書教諭課程科目、司書課程科目及び海外留学などの認定科目は対象としません。

1 成績評価基準

合 格	成績評価	素 点	内 容	係数
	S	100～90点	特に優れた成績	4
	A	89～80点	優れた成績	3
	B	79～70点	妥当と認められた成績	2
	C	69～60点	合格と認められた成績	1
	D	59点以下	不合格	0
	E	—	履修登録したが、試験欠席、出席不良などにより成績を示さなかったもの（※）	0
	P	—	履修登録後、決められた日までに中止手続（履修中止）を行ったもの（※）	—
	N	—	修得単位として認定されたもの	—

2 GPA 計算式（算出方法）

科目担当教員から提出された採点表の素点から成績評価を導き出し、その評価に該当する係数に各科目の単位数を掛けたものがポイント数となり、ポイント数の総計を総履修単位数（D、Eの単位数も含める）で除したものが GPA となります。GPA は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを有効とします。なお、P（履修中止）、N（認定科目）は GPA に算入しません。

$$\frac{(4 \times \text{Sの修得単位数}) + (3 \times \text{Aの修得単位数}) + (2 \times \text{Bの修得単位数}) + (1 \times \text{Cの修得単位数})}{\text{総履修単位数 (D, Eの単位数も含める)}}$$

（※）履修登録したが、履修を中止する場合は、前期、通年科目は前期履修中止期間、後期科目は後期履修中止期間に必ず中止手続き（履修中止）をしてください。中止手続き（履修中止）をした場合、成績評価は P となりますが、履修中止をしなかった場合、成績評価は E となり、該当するポイント数は 0 となりますので注意してください。

3 GPA は、学期の GPA、年度の GPA 及び入学時からの累積の GPA とします。

4 通年科目は、学期の GPA 算出の際には、後期の GPA に算入します。

5 授業科目を再履修した場合、累積の GPA 算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しません。

6 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価を E、評価点はなしとして取り扱います。

7 GPA は、LiveCampus 上に表示されます。

8 成績証明書には、合格した科目の成績（S,A,B,C）及び認定科目（N）、累積の GPA を記載します。

VII 授業期間・授業時間について

- 1 本学部では年間の授業期間を2つの学期（前期・後期）に区分する2学期（セメスター）制を主として導入しています。また、授業の適性に応じて一部の授業では2学期（セメスター）をアレンジした形式で開講している科目もあります。その他、科目によっては授業期間外（8月～9月、2月）に集中授業として開講している科目もあります。いずれも学科のガイダンス及び授業計画（シラバス）を確認し受講してください。
- 2 授業時間帯については、次のとおりです。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
9 : 00 }	10 : 40 }	13 : 00 }	14 : 40 }	16 : 20 }	18 : 00 }
10 : 30	12 : 10	14 : 30	16 : 10	17 : 50	19 : 30

VIII アンケート調査への回答について

在学中には、授業やプロジェクト等の改善のため、様々なアンケートへの回答が求められます。アンケートへの回答は、学修を振り返り、自己を客観的に見つめるための学修の一環をなすものです。以下は、定期的実施することが予定されているアンケートです。都度、ポータルサイトからお知らせしますので、ご協力をお願いします。

芸術学部では、これらのアンケートに対する皆さんからの回答を通じて、授業及び学修環境の改善に取り組んでいます。また、日本大学では全学部の学生・教員・職員が一堂に会して、本学の教育について理解を深め、気軽な雰囲気の中で語り合う「日本大学 学生FD CHAmmiT（ちゃみっと）」を開催し、より良い教育の提供に努めています。

IX 転科試験について

本学部では、転科試験を実施しています。11月頃に受験資格・手続き要領などを教務課の掲示板等に掲示します。希望者は指定された期間内に手続きをしてください。

X 9月卒業について

卒業に必要な単位の不足により3月に卒業できなかった者が次の条件を満たしたとき、9月卒業することが可能です。

- 1 4年以上の修業年限を満たしていること
- 2 前年度に卒業見込みがあること
- 3 授業科目の前期試験に合格したことにより卒業所要単位を満たすこと

XI 再入学について

正当な理由で退学した者が、次の条件を満たし、本学部にて再入学を志望するときは、その事由が解消し、退学前に在籍していた学科の定員に欠員があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り選考の上許可することがあります。

- 1 本大学に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者
- 2 病気その他やむを得ない事由で退学した者
- 3 人物及び在学中の成績が妥当な者
(詳しくは教務課に問い合わせてください)

XII メディア授業科目の受講について

1. メディア授業（＝オンライン授業）の授業方法について

本学部におけるメディア授業の種類は以下のとおりです。

① オンデマンド授業	いつでも視聴可能なオンデマンド形式で実施。
② オンラインライブ授業 （リアルタイム配信型）	担当教員は教室等で学生との対面授業は行わず、時間割の曜日・時間にオンライン会議ツールを活用してリアルタイム配信で実施。
③ ハイブリッド授業 （サテライト型）	担当教員は実際の教室で対面授業を行うが、同時に教室以外でも受講可能なライブ配信を実施。

※上記を2つ以上併用して実施する科目もありますので、授業計画（シラバス）や時間割、初回ガイダンス等で必ず授業実施方法を確認してください。

2. メディア授業科目について

本学部では、各学科・芸術教養課程の開講科目の中で、メディア授業（＝オンライン授業）の回数が全開講回数の半数を超える科目を「メディア授業科目」としています。

なお、全開講回数の半数を超えないでメディア授業を実施する場合は「対面授業科目」となります。

（「メディア授業科目」の開講例） 半期15回（全開講回数） メディア授業 全15回	
半期15回（全開講回数） メディア授業 8回以上	対面授業 7回まで
「メディア授業科目」であっても、全授業回数のうち<u>一部の授業回において対面授業を実施する科目</u>もありますので注意してください。	

※ 次の場合は、全授業回数の中でメディア授業を実施する回が含まれていたとしても、「メディア授業科目」ではなく、「対面授業科目」となります。

履修前に必ずシラバスや時間割等で授業内容を確認してください。

（メディア授業が含まれる「対面授業科目」の開講例）

半期15回（全開講回数） 対面授業 14回	メディア授業 1回
半期15回（全開講回数） 対面授業 8回	メディア授業 7回

3. 対象となる科目について

時間割及びシラバスに「メディア授業」と記載のある科目が対象科目となります。年度によって対象科目に変更が生じる場合がありますので、詳しくは時間割及び「LiveCampus」等にて必ず確認してください。

4. 卒業要件単位数に含める事ができるメディア授業科目の上限単位数について

卒業要件単位数（124単位以上）に含める事ができる「メディア授業科目」の単位数は60単位までとなります。そのため、卒業要件単位数に含む対面授業の科目を64単位以上必ず修得してください。もし、修得できなかった場合は卒業する事は出来ませんので注意してください。

卒業要件単位数124単位以上	
対面授業は64単位以上を修得	メディア授業科目は60単位まで含めることが可能

※ 卒業要件単位数（124単位以上）に含まれる科目は、以下のとおりです。

- ① 全学共通教育科目 ② 芸術教養科目 ③ 外国語科目 ④ 保健体育科目
- ⑤ 所属学科の学科専門教育科目（共通専門教育科目含む）
- ⑥ 他学科公開科目（所属学科以外の科目） ⑦ 相互履修科目（他学部）
- ⑧ 外国語検定科目 ⑨ 海外語学研修科目

※ 資格課程（教職、学芸員、司書・司書教諭）科目、各学科専門の「D 教職教科部門」科目は卒業要件単位数に含まれないため、授業方法が「メディア授業」であっても「メディア授業科目」に含める上限単位数の60単位には含まれません。

5. 履修登録の注意点について

① 履修登録時

履修登録時点において、それまでに単位取得した「メディア授業科目」の単位数と当該年度に履修希望する「メディア授業科目」の単位数が、上限単位数60単位を超える場合は、原則、履修する事は出来ません。

（例）2年生までに「メディア授業科目」を40単位取得済、3年生の前期履修登録時（4月）に残りを履修登録する場合の「メディア授業科目」履修登録可能単位数

2年生	3年生（前期）
メディア授業科目の修得済単位数 → 40単位取得済	メディア授業科目の履修希望単位数 → 20単位まで履修登録可能

② 履修登録の例外措置

やむを得ない事情等により、上記①の上限単位数60単位を超えて履修を希望する場合は、教務課にて誓約事項等を含めた「メディア授業申請書」を提出し履修する事ができます。

上限単位数60単位を超えて「メディア授業科目」を履修する場合は、必ず対面授業を64単位以上修得できるように履修計画を確認の上、履修してください。



全学共通教育科目

全学共通教育科目は、全学部共通で開講される科目です。「自主」性を育て、「創造」性へのステップとなる、「学び方を学ぶ」授業が展開されます。

1 授業内容について

①「自主創造の基礎」

本授業では、

「本学で学ぶ意味や意義について理解し、在学中の学びのイメージを持つ」

「自分の意見を適切に伝え、他者の意見や多様な存在や価値観を尊重する」

「グループワークを通して、他者の意見を尊重しながら多角的かつ批判的に自分の考えを見直し、ワークでの検討結果を論理的にアウトプットできる」

等の能力や態度を身につけ、大学入学までの受動的な学習からの転換を図り、「自ら学ぶ」「自ら考える」「自ら道をひらく」能力を養い、大学生としての能動的な学修を導くことを目的としたグループワーク型の授業を行います。

②「日本を考える」

「自主創造の基礎」で身につけた学修スキルや能力をさらに発展させるため、問題発見型のグループワークを行います。歴史、文化、社会の現状・諸問題等を世界の中での日本という視点を通して学ぶことで、異文化及び異分野の多様な価値を受容し、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割、自らの専門性との関わりを意識します。今後の大学生活での学修目標の明確化やモチベーションの向上を目的とした授業です。

2 履修方法と単位について

「自主創造の基礎」は、大学の教育理念に基づく推奨科目であり、また、大学における学修に必要な基本的な知識・技能・態度を伝える初年次教育の科目のため、1年次での履修を推奨しています。

全学共通教育科目

授業科目	単位数	授業年次
自主創造の基礎	2	1
日本を考える	2	1



第Ⅰ群 芸術教養課程科目（各学科共通授業科目）

1 芸術教養科目

- ① 芸術教養科目は、すべての科目のなかから8単位以上を選択履修しなければなりません。
- ② 芸術教養科目には、受講できる年次に制限を設けている科目があります。授業年次に表記されている年次から受講できます。それぞれの科目が受講できる年次に注意してください。
- ③ 芸術教養科目は、原則として全科目自由に選択できますが、教室の定員等により抽選を行う授業もあります。
- ④ 芸術教養科目は、半期完結の科目（前期または後期のみで授業を完結し、単位を個別に認定する）となります。なお、授業科目の末尾にローマ数字が付されている場合がありますが、各々独立した科目です。ただし、履修条件が付されている科目もあるので、シラバスを確認してください。
- ⑤ 年度により開講しない科目があります。
- ⑥ 履修に関する諸注意や授業の詳細については、ガイダンスやシラバスを確認してください。

I 群 芸術教養課程科目（芸術教養科目）

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業 年次
知の探究Ⅰ	2			1
知の探究Ⅱ	2			1
ロゴスの探究Ⅰ	2			1
ロゴスの探究Ⅱ	2			1
エチカの探究Ⅰ	2			1
エチカの探究Ⅱ	2			1
歴史と文化	2			1
文学の世界Ⅰ	2			1
文学の世界Ⅱ	2			1
法と政治	2			1
日本国憲法	2		教職課程は必修	1
社会現象の解説Ⅰ	2			1
社会現象の解説Ⅱ	2			1
芸術文化の経済Ⅰ	2			1
芸術文化の経済Ⅱ	2			1
人間の心理Ⅰ	2			1
人間の心理Ⅱ	2			1
芸術と心理Ⅰ	2			1
芸術と心理Ⅱ	2			1
数学的思考の探究Ⅰ	2			1
数学的思考の探究Ⅱ	2			1
情報Ⅰ	2		教職課程は どちらか 1科目必修	1
情報Ⅱ	2			1
自然科学Ⅰ	2			1
自然科学Ⅱ	2			1
自然の探究Ⅰ	2			1
自然の探究Ⅱ	2			1
言葉のしくみ	2			1
美学Ⅰ	2			1
美学Ⅱ	2			1
美学Ⅲ	2			1
美学Ⅳ	2			1
芸術学Ⅰ	2			1
芸術学Ⅱ	2			1
芸術学Ⅲ	2			1
芸術学Ⅳ	2			1
芸術の思想と表現Ⅰ	2			1
芸術の思想と表現Ⅱ	2			1
音楽と情報	2			1
芸術文化と福祉	2			1
色彩の基礎	2			1
モード論	2			1
日本の芸能史	2			1
民俗芸能文化論	2			1
アートと教育	2			1

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業 年次
シナリオ分析	2			1
メディア・リテラシーⅠ	2			1
メディア・リテラシーⅡ	2			1
東アジア世界の考古学Ⅰ	2			1
東アジア世界の考古学Ⅱ	2			1
芸術と社会	2			1
現代社会理論	2			1
芸術と文化	2			1
形象文化論	2			1
表演芸術論	2			1
メディア芸術論	2			1
芸術特殊研究Ⅰ	2			2
芸術特殊研究Ⅱ	2			2
芸術特殊研究Ⅲ	2			2
芸術特殊研究Ⅳ	2			2
芸術理論演習Ⅰ	1			3
芸術理論演習Ⅱ	1			3
芸術批評演習Ⅰ	1			3
芸術批評演習Ⅱ	1			3
芸術リサーチ演習Ⅰ	1			3
芸術リサーチ演習Ⅱ	1			3
データサイエンスの世界	2			1

・授業年次は、履修可能最低学年となります。

・●は「必修科目」、■は「選択必修科目」、その他は「選択科目」。

2 外国語科目

【1. 概要】

- ① 卒業に必要な外国語の単位数について
外国語は選択必修であり、卒業には「4 単位以上」の修得が必要です。
各科目の単位は1 単位（半期科目）となります。
- ② 選択必修の外国語科目について
英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・中国語・日本語（留学生のみ）が開講されています。
- ③ 選択必修外国語の科目名と授業内容について
選択必修外国語（1～4 年） * 以下の中から4 単位以上履修する必要があります。
* I・II の授業内容は連続しています。

英語

科目名	授業内容	科目名	授業内容
基礎英語 I	文法・リーディング (前半)	基礎英語 II	文法・リーディング (後半)
基礎英語 コミュニケーション I	会話・リスニング (前半)	基礎英語 コミュニケーション II	会話・リスニング (後半)
発展英語 I	文法・リーディング (前半)	発展英語 II	文法・リーディング (後半)
発展英語 コミュニケーション I	会話・リスニング (前半)	発展英語 コミュニケーション II	会話・リスニング (後半)

ドイツ語・フランス語・イタリア語・中国語・日本語（留学生のみ）

科目名	授業内容	科目名	授業内容
基礎 I	文法・リーディング (前半)	基礎 II	文法・リーディング (後半)
基礎会話 I	会話・リスニング (前半)	基礎会話 II	会話・リスニング (後半)

- ④ 選択必修科目履修上の注意
学習効果に鑑みて、同一科目の I と II を続けて履修することが推奨されます。
- ⑤ 事前申請と履修制限について
一部の科目では事前申請や履修制限があります。必ず事前にガイダンスを確認してください。

【2. 英語科目の履修について】

- ① 英語科目の科目名と授業内容
英語科目の授業はレベル別に開講されます。自分の習熟度や目的にあった授業を履修してください。
・基礎英語・基礎英語コミュニケーション
高校までに学んだ基本的な語彙や文法を確認しながら、さらなる読解力やコミュニケーション力の育成を行います。
※基礎英語e・基礎英語コミュニケーションe クラス
英語の初歩的な文法やコミュニケーション表現の学び直しを行うクラスです。履修を希望する学生は、ガイダンスサイト等で履修条件をよく確認してください。

- ・発展英語・発展英語コミュニケーション

高校卒業程度の基本的な語彙・文法を元に、英語の実践的な力の向上やアカデミックな英語の修得を目指します。海外文化に関心がある、または留学や海外での活動に興味がある学生は、積極的な履修を推奨します。

【3. ドイツ語・フランス語・イタリア語・中国語・日本語科目の履修について】

① ドイツ語、フランス語、イタリア語、中国語を履修する場合

初学者を対象とした科目です。母語話者、もしくはそれと同等の習熟度に達している場合は履修できません。

各科目は通年で授業が計画されているため、Ⅰの学習内容、あるいはそれと同等の知識を習得していることが、Ⅱの履修条件となります。

② 日本語を履修する場合

留学生を対象とした科目です。

【4. 選択必修科目以外の外国語について】

① 選択外国語の科目名と授業内容について

- ・英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・中国語・日本語（留学生のみ）（半期2単位）

検定試験対策、留学対策、さらに、外国語を用いた芸術・文化研究などを目的とするクラスです。（内容は年度によって変更になる可能性があります）

応用英語Ⅰ～Ⅷ	応用ドイツ語Ⅰ～Ⅳ
応用フランス語Ⅰ～Ⅳ	応用イタリア語Ⅰ～Ⅱ
応用中国語Ⅰ～Ⅱ	応用日本語Ⅰ～Ⅱ
海外地域研究Ⅰ～Ⅱ	

- ・その他の選択外国語（半期1単位）

上記以外の外国語科目です。詳細はシラバスを参照してください。

選択外国語Ⅰ～Ⅵ

② 選択科目履修上の注意

外国語の必修4単位には含まれません。

学習効果に鑑みて、同一科目の前期と後期を続けて履修することが推奨されます。

③ 事前申請と履修制限について

一部の科目では事前申請や履修制限があります。必ず事前にガイダンスを確認してください。

I 群 芸術教養課程科目（外国語科目）

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業 年次	授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業 年次
基礎英語Ⅰ	1	■	※	1	応用英語Ⅰ	2			2
基礎英語Ⅱ	1	■		1	応用英語Ⅱ	2			2
基礎英語コミュニケーションⅠ	1	■		1	応用英語Ⅲ	2			2
基礎英語コミュニケーションⅡ	1	■		1	応用英語Ⅳ	2			2
発展英語Ⅰ	1	■		1	応用英語Ⅴ	2			2
発展英語Ⅱ	1	■		1	応用英語Ⅵ	2			2
発展英語コミュニケーションⅠ	1	■		1	応用英語Ⅶ	2			2
発展英語コミュニケーションⅡ	1	■		1	応用英語Ⅷ	2			2
基礎ドイツ語Ⅰ	1	■		1	応用ドイツ語Ⅰ	2			2
基礎ドイツ語Ⅱ	1	■		1	応用ドイツ語Ⅱ	2			2
基礎ドイツ語会話Ⅰ	1	■		1	応用ドイツ語Ⅲ	2			2
基礎ドイツ語会話Ⅱ	1	■		1	応用ドイツ語Ⅳ	2			2
基礎フランス語Ⅰ	1	■		1	応用フランス語Ⅰ	2			2
基礎フランス語Ⅱ	1	■		1	応用フランス語Ⅱ	2			2
基礎フランス語会話Ⅰ	1	■		1	応用フランス語Ⅲ	2			2
基礎フランス語会話Ⅱ	1	■		1	応用フランス語Ⅳ	2			2
基礎イタリア語Ⅰ	1	■		1	応用イタリア語Ⅰ	2			2
基礎イタリア語Ⅱ	1	■		1	応用イタリア語Ⅱ	2			2
基礎イタリア語会話Ⅰ	1	■		1	応用中国語Ⅰ	2			2
基礎イタリア語会話Ⅱ	1	■		1	応用中国語Ⅱ	2			2
基礎中国語Ⅰ	1	■		1	応用日本語Ⅰ	2			2
基礎中国語Ⅱ	1	■		1	応用日本語Ⅱ	2			2
基礎中国語会話Ⅰ	1	■		1	海外地域研究Ⅰ	2			2
基礎中国語会話Ⅱ	1	■		1	海外地域研究Ⅱ	2			2
基礎日本語Ⅰ	1	■		1	選択外国語Ⅰ	1			2
基礎日本語Ⅱ	1	■		1	選択外国語Ⅱ	1			2
基礎日本語会話Ⅰ	1	■		1	選択外国語Ⅲ	1			2
基礎日本語会話Ⅱ	1	■		1	選択外国語Ⅳ	1			2
					選択外国語Ⅴ	1			2
					選択外国語Ⅵ	1			2
					検定英語	2			-
					検定ドイツ語	2			-
					検定フランス語	2			-
					検定イタリア語	2			-
					検定中国語	2			-

・授業年次は、履修可能最低学年となります。

・●は「必修科目」、■は「選択必修科目」、その他は「選択科目」。

※選択必修科目の中から4単位以上修得する必要があります。留学生のみ日本語を履修することができます。

※母語ないしそれと同等の習熟度にある言語を選択することはできません。

【外国語検定試験の単位認定について】

英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語及び中国語検定試験等の結果が、所定のレベルに達した者は、以下の単位認定基準に基づき単位認定を申請することができます。認定単位数は年間登録単位数に含まれません。また、卒業所要単位に含まれますが、選択必修外国語科目の単位数（4単位以上）には含まれません。

<単位認定基準>

外国語科目	試験の種類	レベル	認定科目名	認定単位数
英 語	実用英語技能検定（英検） ※英検S-CBTを含む	2 級以上	検 定 英 語	2 単位
	TOEIC (Listening & Reading) ※「TOEIC IPテスト」(オンラインの場合はAI監視サービス利用必須)を含む	500 点以上		
	TOEFL iBT	52 点以上		
	本部主催の「TOEFL ITP テスト」	470 点以上		
	IELTS	4.5 点以上		
ド イ ツ 語	ドイツ語技能検定試験（独検）	3 級以上	検 定 ド イ ツ 語	2 単位
フ ラ ン ス 語	実用フランス語技能検定試験（仏検）	3 級以上	検 定 フ ラ ン ス 語	2 単位
イ タ リ ア 語	実用イタリア語検定試験（伊検）	3 級以上	検 定 イ タ リ ア 語	2 単位
中 国 語	中国語検定試験（中検）	3 級以上	検 定 中 国 語	2 単位
	漢語水平考試（HSK）	4 級以上 ※5・6級180点以上		

※「TOEIC」・「TOEFL iBT」・「TOEFL ITPテスト」・「IELTS」については、認定申請日を基準として、2年以内のスコアのみ有効となります。

※ 認定科目の成績評価は「N」となります。同じ科目名で再度、単位認定を申請することはできません。申請方法等の詳細についてはポータルサイト等にてお知らせします。

※ 単位認定の申請受付については、大学からのお知らせを確認してください。

3 保健体育科目

- ① 保健体育科目は、講義科目（2単位・選択）と実技科目（1単位・選択必修）があります。
- ② 講義科目、実技科目の登録手続きは、4月の申込期間に行います。後期に開講される講義科目および実技科目も、4月に登録手続きを行い決定します。そのため、後期からの受講曜日、種目の変更、追加はできないので、履修計画を立てる際には注意してください。なお、無断で決定外時間の授業を履修、受講しても単位認定はできません。
- ③ 講義科目は、担当者により内容が異なります。内容については、各自シラバスで確認してください。原則として自由に選択できますが、教室の定員等により人数を調整する場合があります。
- ④ 実技科目は、必修科目の他に1種目1単位として2種目以降も修得することができ、それらは卒業単位数に含まれます。ただし、一度単位を修得した種目（競技）は、担当者や年度が変わっても同じ種目（競技）を履修することはできません。
- ⑤ 実技科目は、江古田校舎で開講する授業の他に、所沢校舎や合宿形式で行う夏期または冬期集中授業があります。開講種目は年度によって変更する場合があるので、シラバスで確認してください（感染症の拡大・災害等、社会情勢によってオンラインや他の科目に変更する可能性があります）。
- ⑥ 実技科目については、受講生の安全確保および施設や用具の関係により、人数調整を行う場合があります。
- ⑦ 実技科目を受講する場合は、スポーツウェア（Tシャツのみ指定）、スポーツシューズを着用してください。また、トレーニングルームで行う種目を履修する場合は、室内専用シューズを着用してください。

実技科目の、夏期および冬期に行う集中授業は、受講に伴い別途受講費用がかかるものもあるので注意してください。

実技科目を受講するために、健康診断は必ず受診してください。また、日ごろからの体調管理には十分気を付けてください。

I 群 芸術教養課程科目（保健体育科目）

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業年次
健康・スポーツ科学	2			1
スポーツ実習1	1	■		1
スポーツ実習2	1	■		1
スポーツ実習3	1	■		1
スポーツ実習4	1	■		1
スポーツ実習5	1	■		1
トレーニング実習1	1	■		1
トレーニング実習2	1	■		1
トレーニング実習3	1	■		1
トレーニング実習4	1	■		1
トレーニング実習5	1	■		1
トレーニング実習6	1	■		1

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業年次
トレーニング実習7	1	■		1
トレーニング実習8	1	■		1
トレーニング実習9	1	■		1
トレーニング実習10	1	■		1
トレーニング実習11	1	■		1
シーズンスports実習1	1	■		1
シーズンスports実習2	1	■		1
シーズンスports実習3	1	■		1
シーズンスports実習4	1	■		1

- ・ 授業年次は、履修可能最低学年となります。
- ・ ■は「選択必修科目」、その他は「選択科目」。

芸術教養課程

ディプロマ・ポリシー

- DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

- DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

- DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力

		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
学修到達目標		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
全学共通教育科目	DP1、DP2、DP3、DP4、DP5、DP6、DP7、DP8 大学での学びに必要な基礎的な能力をグループワークを通して養う。また世界の中での日本の伝統文化、社会、自然、環境、などを理解して、自らが現代における問題提起を行うために必要な、技能、態度、知識等の基礎的教養を身に付ける。	自主創造の基礎	日本を考える						
	DP1、DP2、DP3、DP4、DP5、DP6、DP7、DP8 卒業制作や論文に取り組む際に必要となる豊かな教養を滋養し、論理的な批判力および省察力を身に付ける。芸術を通して問題を発見し、その解決に向けて他者と交流して、解決策を創造する事に挑戦する。			芸術特殊研究Ⅰ～Ⅳ		芸術理論演習Ⅰ 芸術批評演習Ⅰ 芸術リサーチ演習Ⅰ	芸術理論演習Ⅱ 芸術批評演習Ⅱ 芸術リサーチ演習Ⅱ		
芸術教養科目	DP1、DP2、DP3、DP4、DP5 諸芸術を支える文化と科学、芸術の根本的な性質や現代的な領域を多様な角度から学び、芸術を専門として学ぶことに向けた基礎的教養を身に付ける。	知の探究Ⅰ ロゴスの探究Ⅰ エチカの探究Ⅰ 文学の世界Ⅰ 東アジア世界の考古学Ⅰ 社会現象の解読Ⅰ 芸術文化の経済Ⅰ 人間の心理Ⅰ 芸術と心理Ⅰ 数学的思考の探究Ⅰ 情報Ⅰ 自然科学Ⅰ 自然の探究Ⅰ 美学Ⅰ 美学Ⅲ 芸術学Ⅰ 芸術学Ⅲ 芸術の思想と表現Ⅰ メディア・リテラシーⅠ 芸術文化と福祉 民俗芸能文化論 シナリオ分析 音楽と情報 色彩の基礎 アートと教育 法と政治 現代社会理論 芸術と文化	知の探究Ⅱ ロゴスの探究Ⅱ エチカの探究Ⅱ 文学の世界Ⅱ 東アジア世界の考古学Ⅱ 社会現象の解読Ⅱ 芸術文化の経済Ⅱ 人間の心理Ⅱ 芸術と心理Ⅱ 数学的思考の探究Ⅱ 情報Ⅱ 自然科学Ⅱ 自然の探究Ⅱ 美学Ⅱ 美学Ⅳ 芸術学Ⅱ 芸術学Ⅳ 芸術の思想と表現Ⅱ メディア・リテラシーⅡ 芸術と社会 日本国憲法 歴史と文化 言葉のしくみ 形象文化論 表演芸術論 日本の芸能史 メディア芸術論 モード論						
	DP1、DP2、DP3、DP6 外国語を実践的に学び、運用能力を段階的に高める。異文化に触れ、思考力を磨き、理解を深める。海外の諸芸術分野でも活躍できるようにコミュニケーション力を養い、国際社会に貢献する。	基礎英語Ⅰ・Ⅱ 基礎英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ 発展英語Ⅰ・Ⅱ 発展英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ 基礎ドイツ語Ⅰ・Ⅱ 基礎ドイツ語会話Ⅰ・Ⅱ 基礎フランス語Ⅰ・Ⅱ 基礎フランス語会話Ⅰ・Ⅱ 基礎イタリア語Ⅰ・Ⅱ 基礎イタリア語会話Ⅰ・Ⅱ 基礎中国語Ⅰ・Ⅱ 基礎中国語会話Ⅰ・Ⅱ ※1 基礎日本語Ⅰ・Ⅱ ※1 基礎日本語会話Ⅰ・Ⅱ ※2 検定英語、検定ドイツ語、検定フランス語、検定イタリア語、検定中国語	応用英語Ⅰ～Ⅷ 応用ドイツ語Ⅰ～Ⅳ 応用フランス語Ⅰ～Ⅳ 応用イタリア語Ⅰ・Ⅱ 応用中国語Ⅰ・Ⅱ ※1 応用日本語Ⅰ・Ⅱ 海外地域研究Ⅰ・Ⅱ 選択外国語Ⅰ～Ⅵ						
保健体育科目	DP1 科学的、多角的視点から物事を考える方法を学び、生涯にわたって自己の健康を保持増進する力を養うとともに、芸術活動の主体であるヒト、身体への豊かな知識を身に付ける。	健康・スポーツ科学							
	DP5、DP6、DP7、DP8 各種スポーツを通して、身体への理解を深め、身体表現やコミュニケーション力を養い、創作活動および社会貢献できる力を身に付ける。	スポーツ実習1～5 トレーニング実習1～11 シーズンスポーツ実習1～4							

必修科目

選択必修科目

選択科目

初年次教育科目

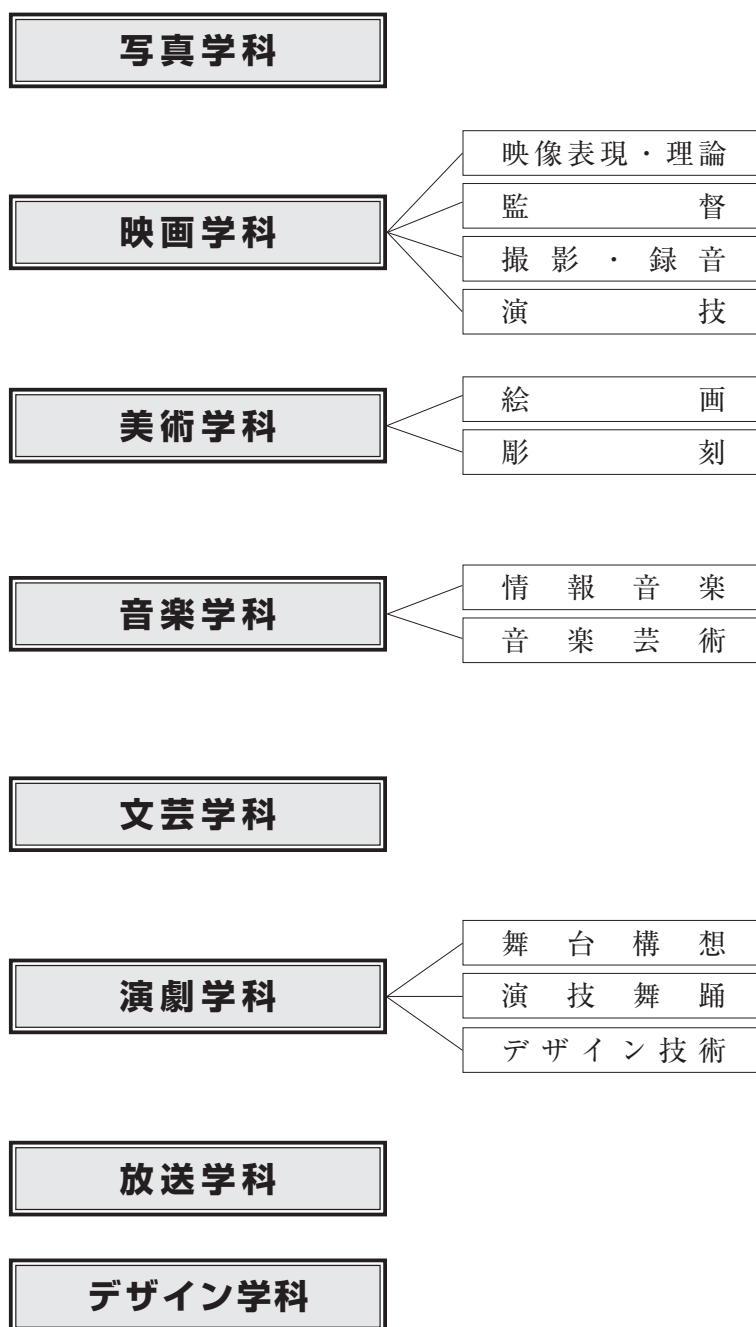
※1 留学生のみ履修可。
※2 検定試験による認定科目です。「単位認定基準」に従い、所定の手続きを完了することで単位を認定します。



第Ⅱ群（学科別授業科目）

- 1 学科別授業科目は所属学科開講科目のうち必修科目・選択必修科目・選択科目、卒業論文（制作・演奏・作品・研究）、共通専門教育科目を含み、合計58単位以上を履修、修得しなければなりません。
- 2 学科別授業科目は、理論・歴史部門、研究部門、表現技術部門に分けられています。
- 3 学科別授業科目には学科あるいはコースにより必修・選択必修指定の科目があり、また、履修上いくつかの制約が設けられている科目もあるので十分注意してください。なお、その詳細は学科ごとの履修要項に示されています。

学科(コース) 一覧



I 写真学科

★学科カリキュラムの特徴★

写真学科の専門科目は教育効果を考えて必修・選択すべての科目に受講可能年次の指定があります。受講にあたってはその指定に従い、順次受講することが重要です。

特に、写真基礎Ⅰ・Ⅱ、写真基礎Ⅲ・Ⅳ、プレゼミナールⅠ・Ⅱ、ゼミナールⅠ・Ⅱ／論文・制作特殊研究Ⅰ・Ⅱは、写真学科の根幹をなす科目であり、1年次から順次受講していくものです。それぞれの学年で必ず単位修得することを心がけてください。4年次は指導教員に卒業論文・制作の助言を受け、各自が論文・制作に十分な成果を上げるように努力してください。

また、写真学科にコースはありません。各自が将来の方向性や表現について考慮し、必修・選択必修科目以外にも必要な科目を受講して下さい。

★履修上の諸注意★

- ① 各年度ガイダンス時に配布される写真学科履修要綱で必修・選択必修・選択科目および、開講・受講年次を確認し、履修してください。
- ② 科目によっては、学生番号等によりガイダンス時に指定された前期・後期を受講して下さい。
また、希望者多数の選択科目については、受講希望者を確認し、調整を行います。
- ③ 1年次「写真基礎Ⅰ・Ⅱ」「写真拡張技術Ⅰ」「外国語科目」、2年次「写真基礎Ⅲ・Ⅳ」「外国語科目」の受講クラスについては、新年度ガイダンス時に伝達します。
- ④ 写真学科では積極的にGPA制度を活用しています。
* 2年次の写真基礎Ⅲ・Ⅳについては、クラスを平均化するために使用します。
* 3年次のプレゼミナールⅠ・Ⅱ、4年次のゼミナールⅠ・Ⅱ／論文・制作特殊研究Ⅰ・Ⅱ、希望者多数の選択科目においては、GPAの高さを優先します。
- ⑤ 卒業には規定の科目の単位を修得し、専門科目58単位以上を修め、総単位数124単位以上が必要です。なお、3年以上在学し、84単位以上を修得しなければ「卒業見込み」となりません。「卒業見込み」とならない場合は、卒業制作や卒業論文の提出・教職課程での教育実習の登録はできず、追・再試験の受験もできません。また、卒業見込証明書の発行が受けられません。
- ⑥ 写真作家作品研究Ⅰ～Ⅵは選択必修のため、Ⅰ～Ⅵのうちから3科目以上を修得してください。
履修時期は早い方が望ましいです。
- ⑦ 履修上不明な点は速やかに学科学務委員か、写真基礎、プレゼミナールおよびゼミナールの担当教員に相談してください。

Ⅱ群 学科別授業科目 (写真学科)

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業年次
A 理論・歴史部門				
写真芸術学Ⅰ	2	●		3
写真芸術学Ⅱ	2	●		3
写真史Ⅰ	2	●		1
写真史Ⅱ	2	●		1
イメージングプロセス論Ⅰ	2	●		1
イメージングプロセス論Ⅱ	2	●		1
写真光学	2	●		1
カメラメカニズム	2			2
写真色彩学概論	2	●		1
写真印刷	2			2
B 研究部門				
写真作家作品研究Ⅰ	2	■	選択必修のため Ⅰ～Ⅵのうち、 3科目以上 修得 してください。	2
写真作家作品研究Ⅱ	2	■		2
写真作家作品研究Ⅲ	2	■		2
写真作家作品研究Ⅳ	2	■		2
写真作家作品研究Ⅴ	2	■		2
写真作家作品研究Ⅵ	2	■		2
写真基礎研究Ⅰ	2			1
写真基礎研究Ⅱ	2			2
写真基礎研究Ⅲ	2			2
写真応用研究Ⅰ	2			3
写真応用研究Ⅱ	2			3
写真応用研究Ⅲ	2			3
写真応用研究Ⅳ	2			3
写真応用研究Ⅴ	2			3
特別写真講座Ⅰ	2			1
特別写真講座Ⅱ	2			2
C 表現技術部門				
写真拡張技術Ⅰ	2			1
写真拡張技術Ⅱ	2			2
写真拡張技術Ⅲ	2			2
写真拡張技術Ⅳ	2			3
写真拡張技術Ⅴ	2			3
写真拡張技術Ⅵ	2			3
写真表現技術Ⅰ	2			3
写真表現技術Ⅱ	2			3
写真表現技術Ⅲ	2			2
写真表現技術Ⅳ	2			3
写真表現技術Ⅴ	2			3
写真表現技術Ⅵ	2			3
写真表現技術Ⅶ	2			3
写真表現技術Ⅷ	2			2
写真企画実務Ⅰ	2			3

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業年次
写真基礎Ⅰ	3	●		1
写真基礎Ⅱ	3	●		1
写真基礎Ⅲ	3	●		2
写真基礎Ⅳ	3	●		2
プレゼミナールⅠ	2	●		3
プレゼミナールⅡ	2	●		3
ゼミナールⅠ	2	●		4
ゼミナールⅡ	2	●		4
論文・制作特殊研究Ⅰ	1	●		4
論文・制作特殊研究Ⅱ	1	●		4
卒業論文・制作	8	●		4

- ・授業年次は、履修可能最低学年となります。
- ・●は「必修科目」、■は「選択必修科目」、その他は「選択科目」。

写真学科

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力

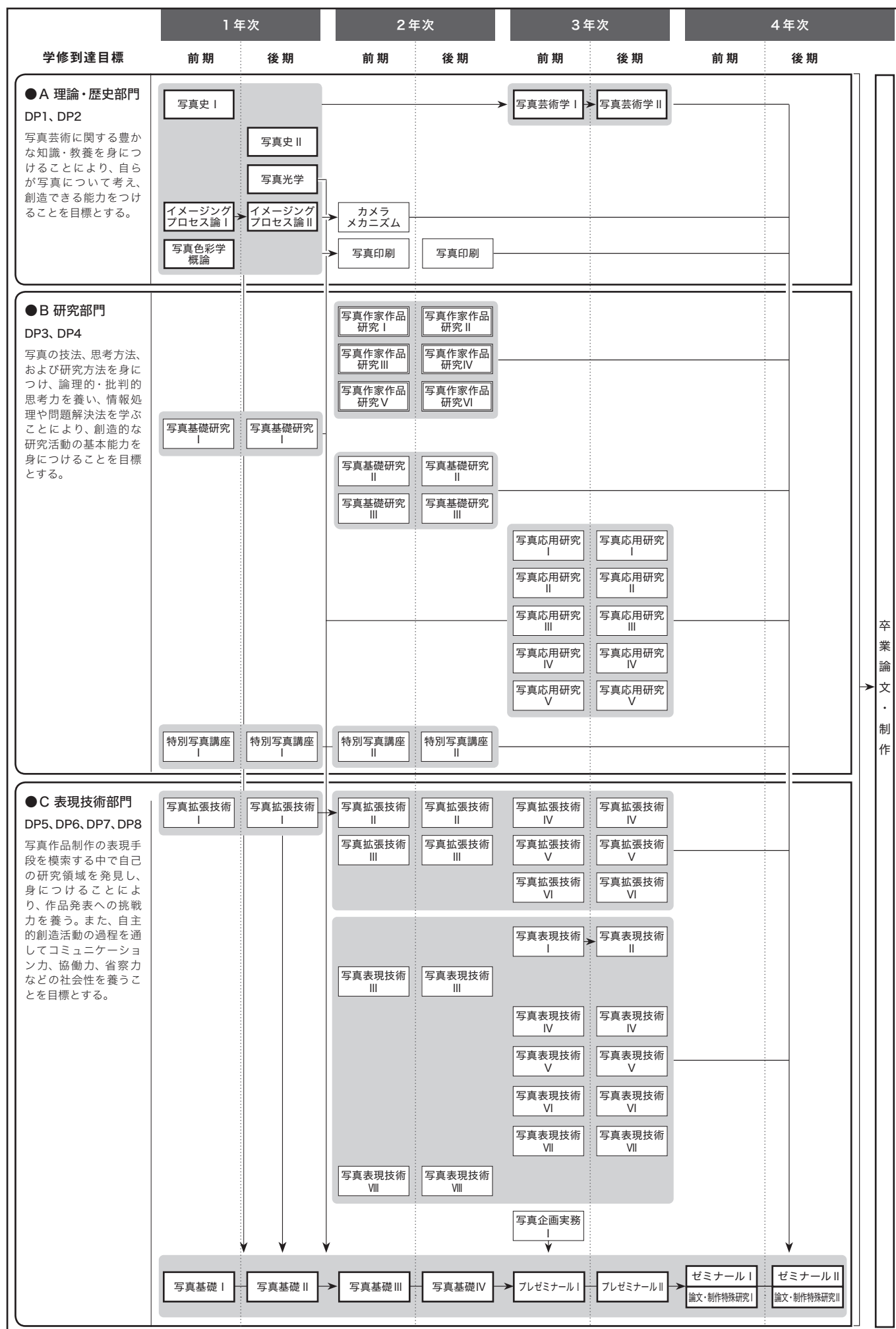
DP4：問題発見・解決力

DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力

DP7：リーダーシップ・協働力

DP8：省察力



Ⅱ 映画学科

1 映画学科では、履修する主要科目の違いによって以下のコースに分かれています。

映像表現・理論コース

監督コース

撮影・録音コース

演技コース

2 映画学科における受講方法等

- ① 学科別授業科目は映画学科専門科目から卒業までに58単位以上修得しなければならず、なおかつその中に各年次、各コースごとに指定された必修科目すべてが含まれていなければなりません。また、原則として準必修科目・準選択必修科目もすべてが含まれていなければなりません。
- ② 映画学科専門科目のうち、履修方法が変則的な科目の受講要領は以下の通りです。
 - (1) 映像表現・理論、映画演出、映画技術、映画演技の各科目はそれぞれⅠ～Ⅷに設定し、開講されていますが、これを順次履修することになります。不合格者の上級科目登録は認めません。
 - (2) 撮影・録音コースの撮影研究Ⅰ・撮影研究Ⅱ・録音研究Ⅰ・録音研究Ⅱは、この中から2科目（4単位）以上、準選択必修科目として修得してください。
 - (3) 映画演技の実施内容には、試演会及び映画演出・卒業制作の作品に出演することが含まれています。
 - (4) 演技コースの発声表現、音楽、日舞、洋舞の履修方法は、以下の通りです。
 - ・発声表現Ⅰ～Ⅳ、音楽Ⅰ～Ⅵはこの中から8科目（8単位）以上、準選択必修科目として修得してください。日舞Ⅰ～Ⅵ、洋舞Ⅰ～Ⅵは、この中から8科目（8単位）以上、準選択必修科目として修得してください。
 - (5) 演技コースの学生は、演劇学科開講科目で受講可能な科目をできるだけ修得することが望まれます。
 - (6) コース別の欄に●印（必修科目）、○印（準必修科目）、□印（準選択必修科目）のある科目は、指定の授業年次に必ず履修し単位を修得してください。

Ⅱ群 学科別授業科目（映画学科）

授業科目	単位数	コース指定				履修方法	授業年次
		映 表 理	監 督	撮 録	演 技		
A 理論・歴史部門							
映画芸術学Ⅰ	2	●	●	●	●		1
映画芸術学Ⅱ	2						1
日本映画史Ⅰ	2	●	●	●	●		1
日本映画史Ⅱ	2						1
外国映画史Ⅰ	2	●	●	●	●		1
外国映画史Ⅱ	2						1
外国映画史Ⅲ	2						2
外国映画史Ⅳ	2						2
ドキュメンタリー映画史	2						3
前衛映画史	2						3
映画理論基礎	2	○				映表理準必修	1
映像概論	2	○				映表理準必修	1
メディアアート概論	2						2
映像心理学	2						2
映画と諸芸術	2						3
B 研究部門							
シナリオ論	2	●	●	●	●		1
映像メディア論	2						3
映画演出論	2						3
映画技術論	2						3
映画演技論	2						3
映像企画発想論	2						3
映画文献研究	2						3
映画作品研究Ⅰ	2						3
映画作品研究Ⅱ	2						3
映画鑑賞演習Ⅰ	2						1
映画鑑賞演習Ⅱ	2						1
作品批評演習Ⅰ	2						3
作品批評演習Ⅱ	2						3
映画ビジネスⅠ	2						2
映画ビジネスⅡ	2						2
映画ビジネスⅢ	2						3
映画ビジネスⅣ	2						3
映画特講Ⅰ	2						3
映画特講Ⅱ	2						3
映画特講Ⅲ	2						3
映画特講Ⅳ	2						3
映画特講Ⅴ	2						3
映画特講Ⅵ	2						3
映像特別講座Ⅰ	2						3
映像特別講座Ⅱ	2						3
C 表現技術部門							
映像表現・理論Ⅰ	4	●				映表理必修	1
映像表現・理論Ⅱ	4	●				映表理必修	1
映像表現・理論Ⅲ	4	○					
映像表現・理論Ⅳ	4	○					
映像表現・理論Ⅴ	4	○					
映像表現・理論Ⅵ	4	○					
映像表現・理論Ⅶ	2	○					
映像表現・理論Ⅷ	2	○					
映画演出Ⅰ	4		●			監督必修	1
映画演出Ⅱ	4		●			監督必修	1
映画演出Ⅲ	4		○			監督準必修	2
映画演出Ⅳ	4		○			監督準必修	2
映画演出Ⅴ	4		○			監督準必修	3
映画演出Ⅵ	4		○			監督準必修	3
映画演出Ⅶ	2		○			監督準必修	4
映画演出Ⅷ	2		○			監督準必修	4
映画技術Ⅰ	4			●		撮録必修	1
映画技術Ⅱ	4			●		撮録必修	1
映画技術Ⅲ	4			○		撮録準必修	2
映画技術Ⅳ	4			○		撮録準必修	2
映画技術Ⅴ	4			○		撮録準必修	3
映画技術Ⅵ	4			○		撮録準必修	3
映画技術Ⅶ	2			○		撮録準必修	4
映画技術Ⅷ	2			○		撮録準必修	4
映画演技Ⅰ	3				●	演技必修	1
映画演技Ⅱ	3				●	演技必修	1
映画演技Ⅲ	3				○	演技準必修	2
映画演技Ⅳ	3				○	演技準必修	2
映画演技Ⅴ	3				○	演技準必修	3
映画演技Ⅵ	3				○	演技準必修	3
映画演技Ⅶ	2				○	演技準必修	4
映画演技Ⅷ	2				○	演技準必修	4
映画色彩学	2			○		撮録準必修	2
映画音楽	2			○		準必修（録音のみ）	3
映画編集	2						2・3
シナリオ基礎	2	○				映表理準必修	1
映画演出基礎	2		○			監督準必修	1
映画技術基礎	2			○		撮録準必修	1
映像技術基礎	2	○				映表理準必修	1
音響基礎	2			○		撮録準必修	2
映画理論演習	2						3
シナリオ演習Ⅰ	2						2
シナリオ演習Ⅱ	2						3
映像メディア演習	2						2
メディアアート演習	2						2
CGI演習Ⅰ	2						2
CGI演習Ⅱ	2						2

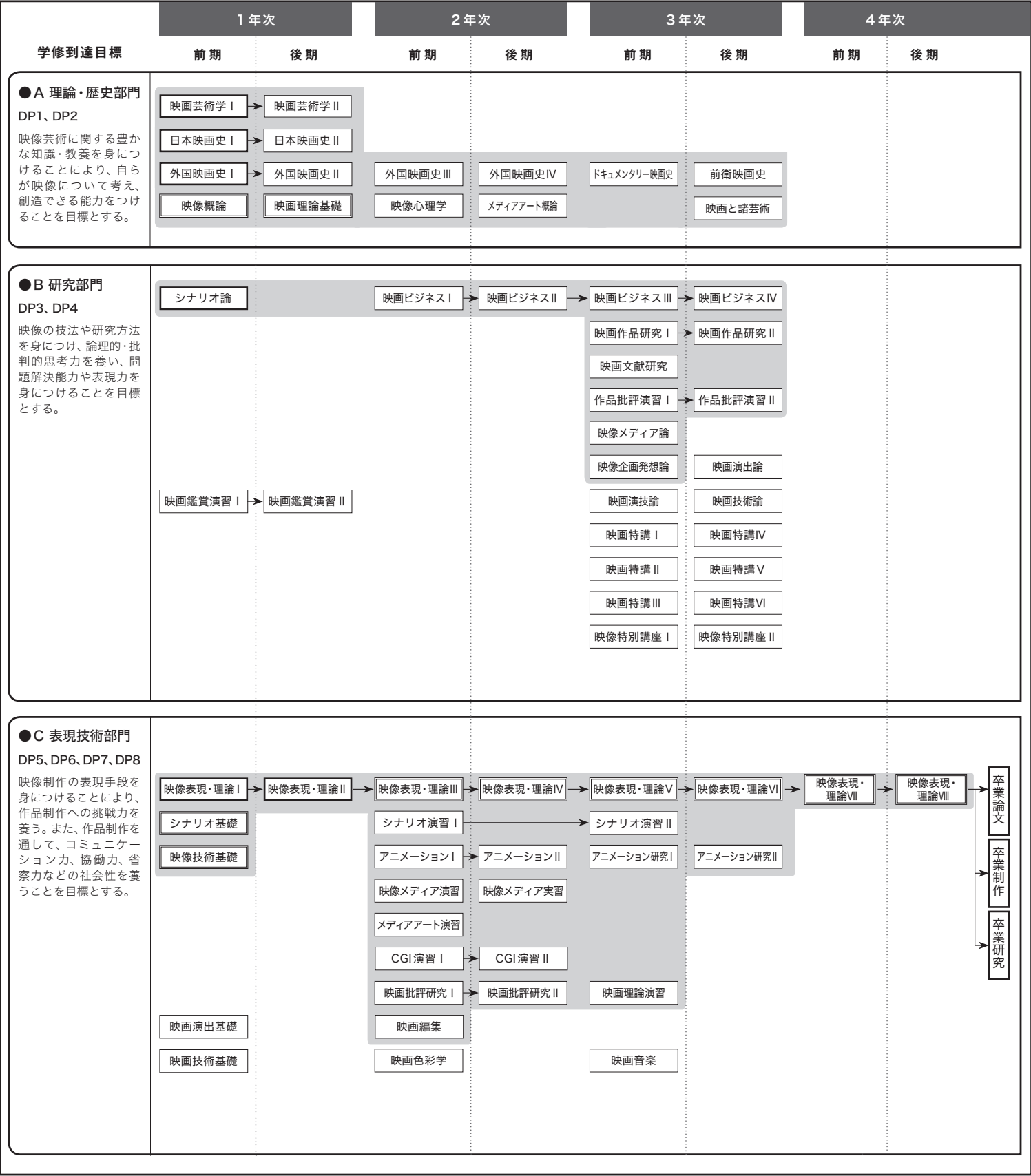
授業科目	単位数	コース指定				履修方法	授業年次
		映 表 理	監 督	撮 録	演 技		
映画基礎演習Ⅰ	1						1
映画基礎演習Ⅱ	1						1
映画技術演習	1						1
映画撮影演習	2						2
演技指導演習Ⅰ	2						2
演技指導演習Ⅱ	2						3
映画批評研究Ⅰ	2						2
映画批評研究Ⅱ	2						2
アニメーション研究Ⅰ	2						3
アニメーション研究Ⅱ	2						3
撮影研究Ⅰ	2			□		撮影研究Ⅰ・Ⅱ 録音研究Ⅰ・Ⅱ から2科目選択	2
撮影研究Ⅱ	2			□			3
録音研究Ⅰ	2			□			2
録音研究Ⅱ	2			□			3
映画演技研究Ⅰ	1						3
映画演技研究Ⅱ	1						3
シナリオ創作Ⅰ	1						3
シナリオ創作Ⅱ	1						3
アニメーションⅠ	2						2
アニメーションⅡ	2						2
映像メディア実習	2						2
発声表現Ⅰ	1				□	8科目選択	2
発声表現Ⅱ	1				□		2
発声表現Ⅲ	1				□		2
発声表現Ⅳ	1				□		2
音楽Ⅰ	1				□		1
音楽Ⅱ	1				□		1
音楽Ⅲ	1				□	8科目選択	1
音楽Ⅳ	1				□		1
音楽Ⅴ	1				□		1
音楽Ⅵ	1				□		1
日舞Ⅰ	1				□		1
日舞Ⅱ	1				□		1
日舞Ⅲ	1				□	8科目選択	1
日舞Ⅳ	1				□		1
日舞Ⅴ	1				□		1
日舞Ⅵ	1				□		1
洋舞Ⅰ	1				□		1
洋舞Ⅱ	1				□		1
洋舞Ⅲ	1				□		1
洋舞Ⅳ	1				□		1
洋舞Ⅴ	1				□		1
洋舞Ⅵ	1				□		1
総合制作実習Ⅰ	2						2
総合制作実習Ⅱ	2						2

授業科目	単位数	コース指定				履修方法	授業年次
		映 表 理	監 督	撮 録	演 技		
卒業論文・制作・研究	8	●	●	●	●		4

- ・ 授業年次は、履修可能最低学年となります。
- ・ ●は「必修科目」、○は「準必修科目」、□は「準選択必修科目」、その他は「選択科目」。

映画学科【映像表現・理論コース】

ディプロマ・ポリシー
DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力
DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力
DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力



必修科目 準必修科目 選択科目

※網掛けはコースの主要科目を示す

映画学科 [監督コース]

ディプロマ・ポリシー

- DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

- DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力
DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
学修到達目標	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
●A 理論・歴史部門 DP1、DP2 映像芸術に関する豊かな知識・教養を身につけることにより、自らが映像について考え、創造できる能力をつけることを目標とする。	映画芸術学Ⅰ 日本映画史Ⅰ 外国映画史Ⅰ 映像概論	映画芸術学Ⅱ 日本映画史Ⅱ 外国映画史Ⅱ 映画理論基礎	外国映画史Ⅲ 映像心理学	外国映画史Ⅳ メディアアート概論	ドキュメンタリー映画史 前衛映画史 映画と諸芸術			
●B 研究部門 DP3、DP4 映像の技法や研究方法を身につけ、論理的・批判的思考力を養い、問題解決能力や表現力を身につけることを目標とする。	シナリオ論 映画鑑賞演習Ⅰ	映画鑑賞演習Ⅱ	映画ビジネスⅠ	映画演技論 映像メディア論 映像企画発想論 映画作品研究Ⅰ 映画文献研究 作品批評演習Ⅰ 映画特講Ⅰ 映画特講Ⅱ 映画特講Ⅲ 映像特別講座Ⅰ	映画演出論 映画技術論 映画作品研究Ⅱ 作品批評演習Ⅱ 映画特講Ⅳ 映画特講Ⅴ 映画特講Ⅵ 映像特別講座Ⅱ			
●C 表現技術部門 DP5、DP6、DP7、DP8 映像制作の表現手段を身につけることにより、作品制作への挑戦力を養う。また、作品制作を通して、コミュニケーション力、協働力、省察力などの社会性を養うことを目標とする。	映画演出Ⅰ 映画演出基礎 映画技術基礎 映画基礎演習Ⅰ シナリオ基礎 映像技術基礎	映画演出Ⅱ 映画基礎演習Ⅱ	映画演出Ⅲ 演技指導演習Ⅰ 映画撮影演習 総合制作実習Ⅰ 映画色彩学 シナリオ演習Ⅰ アニメーションⅠ 映像メディア演習 メディアアート演習 CGI演習Ⅰ 映画批評研究Ⅰ	映画演出Ⅳ 演技指導演習Ⅱ シナリオ創作Ⅰ 総合制作実習Ⅱ シナリオ演習Ⅱ アニメーションⅡ 映像メディア実習 CGI演習Ⅱ 映画批評研究Ⅱ	映画演出Ⅴ シナリオ創作Ⅱ 映画編集 映画音楽 映画演技研究Ⅰ アニメーション研究Ⅰ 映画理論演習	映画演出Ⅵ 映画演出Ⅶ 映画演出Ⅷ 映画演技研究Ⅱ アニメーション研究Ⅱ	卒業制作（監督）	

必修科目 準必修科目 選択科目

※網掛けはコースの主要科目を示す

映画学科 [撮影・録音コース]

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力
DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
学修到達目標	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
●A 理論・歴史部門 DP1、DP2 映像芸術に関する豊かな知識・教養を身につけることにより、自らが映像について考え、創造できる能力をつけることを目標とする。	映画芸術学Ⅰ 日本映画史Ⅰ 外国映画史Ⅰ 映像概論	映画芸術学Ⅱ 日本映画史Ⅱ 外国映画史Ⅱ 映画理論基礎	外国映画史Ⅲ 映像心理学	外国映画史Ⅳ メディアアート概論	ドキュメンタリー映画史	前衛映画史 映画と諸芸術		
●B 研究部門 DP3、DP4 映像の技法や研究方法を身につけ、論理的・批判的思考力を養い、問題解決能力や表現力を身につけることを目標とする。	シナリオ論 映画鑑賞演習Ⅰ	映画鑑賞演習Ⅱ			映画演技論 映像メディア論 映像企画発想論 映画作品研究Ⅰ 映画文献研究 作品批評演習Ⅰ 映画特講Ⅰ 映画特講Ⅱ 映画特講Ⅲ 映像特別講座Ⅰ	映画演出論 映画技術論 映画作品研究Ⅱ 作品批評演習Ⅱ 映画特講Ⅳ 映画特講Ⅴ 映画特講Ⅵ 映像特別講座Ⅱ		
●C 表現技術部門 DP5、DP6、DP7、DP8 映像制作の表現手段を身につけることにより、作品制作への挑戦力を養う。また、作品制作を通して、コミュニケーション力、協働力、省察力などの社会性を養うことを目標とする。	映画技術Ⅰ 映画技術基礎 映画演出基礎 シナリオ基礎 映像技術基礎	映画技術Ⅱ 映画色彩学 音響基礎 ☆録音研究Ⅰ 映画技術演習 映画撮影演習 総合制作実習Ⅰ	映画技術Ⅲ ☆撮影研究Ⅰ ☆録音研究Ⅱ 総合制作実習Ⅱ	映画技術Ⅳ ☆撮影研究Ⅱ ☆録音研究Ⅱ 映画編集 シナリオ演習Ⅰ アニメーションⅡ 映像メディア実習 メディアアート実習 CGI演習Ⅱ 映画批評研究Ⅱ	映画技術Ⅴ 映画音楽 ☆撮影研究Ⅱ ☆録音研究Ⅱ 映画演技研究Ⅰ アニメーション研究Ⅰ	映画技術Ⅵ 映画技術Ⅶ 映画技術Ⅷ 映画演技研究Ⅱ アニメーション研究Ⅱ	卒業制作（撮影） 卒業制作（録音）	

必修科目 準必修科目 準選択必修科目 選択科目

☆付の科目はこの中から2科目以上履修する。
※網掛けはコースの主要科目を示す

映画学科【演技コース】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力
DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
学修到達目標	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
● A 理論・歴史部門 DP1、DP2 映像芸術に関する豊かな知識・教養を身につけることにより、自らが映像について考え、創造できる能力をつけることを目標とする。	映画芸術学Ⅰ 日本映画史Ⅰ 外国映画史Ⅰ 映像概論	映画芸術学Ⅱ 日本映画史Ⅱ 外国映画史Ⅱ 映画理論基礎	外国映画史Ⅲ 映像心理学	外国映画史Ⅳ メディアアート概論	ドキュメンタリー映画史	前衛映画史 映画と諸芸術		
● B 研究部門 DP3、DP4 映像の技法や研究方法を身につけ、論理的・批判的思考力を養い、問題解決能力や表現力を身につけることを目標とする。	シナリオ論 映画鑑賞演習Ⅰ	映画鑑賞演習Ⅱ			映画演技論 映像メディア論 映像企画発想論 映画作品研究Ⅰ 映画文献研究 作品批評演習Ⅰ 映画特講Ⅰ 映画特講Ⅱ 映画特講Ⅲ 映画ビジネスⅠ	映画演出論 映画技術論 映画作品研究Ⅱ 作品批評演習Ⅱ 映画特講Ⅳ 映画特講Ⅴ 映画特講Ⅵ 映像特別講座Ⅱ		
● C 表現技術部門 DP5、DP6、DP7、DP8 映像制作の表現手段を身につけることにより、作品制作への挑戦力を養う。また、作品制作を通して、コミュニケーション力、協働力、省察力などの社会性を養うことを目標とする。	映画演技Ⅰ △音楽Ⅰ △音楽Ⅲ △音楽Ⅴ ▲日舞Ⅰ ▲日舞Ⅲ ▲日舞Ⅴ ▲洋舞Ⅰ ▲洋舞Ⅲ ▲洋舞Ⅴ 映画演出基礎 映画技術基礎 シナリオ基礎 映像技術基礎	映画演技Ⅱ △音楽Ⅱ △音楽Ⅳ △音楽Ⅵ ▲日舞Ⅱ ▲日舞Ⅳ ▲日舞Ⅵ ▲洋舞Ⅱ ▲洋舞Ⅳ ▲洋舞Ⅵ	映画演技Ⅲ 演技指導演習Ⅰ △発声表現Ⅰ △発声表現Ⅲ 映画撮影演習 映画色彩学 シナリオ演習Ⅰ アニメーションⅠ 映像メディア演習 メディアアート演習 CGI演習Ⅰ 映画批評研究Ⅰ	映画演技Ⅳ △発声表現Ⅱ △発声表現Ⅳ 総合制作実習Ⅱ シナリオ演習Ⅱ アニメーションⅡ 映像メディア実習 CGI演習Ⅱ 映画批評研究Ⅱ	映画演技Ⅴ 演技指導演習Ⅱ 映画演技研究Ⅰ	映画演技Ⅵ 映画演技研究Ⅱ 映画音楽 アニメーション研究Ⅰ	映画演技Ⅶ アニメーション研究Ⅱ	映画演技Ⅷ 卒業制作（演技）

必修科目 準必修科目 準選択必修科目 選択科目

準選択必修科目 △付の科目はこの中から8科目以上履修する
▲付の科目はこの中から8科目以上履修する
※網掛けはコースの主要科目を示す

Ⅲ 美術学科

美術学科 履修方法について

美術学科では、履修する主要科目の違いによって以下のコース・専攻に分かれています。

- ・ 絵画コース（絵画専攻）、絵画コース（版画専攻）
- ・ 彫刻コース（彫刻専攻）、彫刻コース（地域芸術専攻）

1 各コースの履修方法について

① 絵画コース（絵画専攻）について

1年次に絵画Ⅰ（前期2単位）・絵画Ⅱ（後期5単位）、2年次には絵画Ⅲ（前期5単位）・絵画Ⅳ（後期5単位）、3年次は絵画Ⅴ（前期5単位）・絵画Ⅵ（後期5単位）、4年次は絵画Ⅶ（前期5単位）・絵画Ⅷ（後期5単位）、卒業論文・制作（8単位）をそれぞれ履修してください。

② 絵画コース（版画専攻）について

1年次に版画Ⅰ（前期2単位）・版画Ⅱ（後期5単位）、2年次には版画Ⅲ（前期5単位）・版画Ⅳ（後期5単位）、3年次に版画Ⅴ（前期5単位）・版画Ⅵ（後期5単位）、4年次は版画Ⅶ（前期5単位）・版画Ⅷ（後期5単位）、卒業論文・制作（8単位）をそれぞれ履修してください。

③ 彫刻コース（彫刻専攻）について

1年次に彫刻基礎Ⅰ（前期2単位）・彫刻基礎Ⅱ（後期5単位）、2年次には彫刻Ⅰ（前期5単位）・彫刻Ⅱ（後期5単位）、3年次は彫刻Ⅲ（前期5単位）・彫刻Ⅳ（後期5単位）、4年次は彫刻応用Ⅰ（前期5単位）・彫刻応用Ⅱ（後期5単位）、卒業論文・制作（8単位）をそれぞれ履修してください。

④ 彫刻コース（地域芸術専攻）について

1年次に彫刻基礎Ⅰ（前期2単位）・彫刻基礎Ⅱ（後期5単位）、2年次には地域芸術Ⅰ（前期5単位）・地域芸術Ⅱ（後期5単位）、3年次は地域芸術Ⅲ（前期5単位）・地域芸術Ⅳ（後期5単位）、4年次は彫刻応用Ⅰ（前期5単位）・彫刻応用Ⅱ（後期5単位）、卒業論文・制作（8単位）をそれぞれ履修してください。

⑤ 両コース共通

- (1) 理論・歴史部門では、「西洋美術史Ⅰ・Ⅱ、日本美術史Ⅰ・Ⅱ、東洋美術史Ⅰ・Ⅱ（各2単位）」の中から4科目が選択必修科目となりますので、必ず履修し修得してください。
- (2) 研究部門では、「美術作品研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（各2単位）」の中から2科目が選択必修科目となりますが、全て履修することが望ましい。
- (3) 表現部門からは、1年次にデッサン、版画基礎、彫塑（各1単位）を履修してください。

2 履修上の注意

- ① 別表のコースの欄に●印（必修科目）の記載がある科目は、コースの必修科目なので、必ず指定の授業年次に履修しなければなりません。
- ② 表現技術部門は、表現活動の実践的な知識と能力の修得を目的とした演習形式の講座であり1年次から4年次まで段階的に履修しなければなりません。不合格者の上級科目登録は認めません。
- ③ 卒業制作（8単位）は卒業論文（8単位）をもって変えることができます。この場合あらかじめ学務委員に申し出て相談してください。
- ④ 美術の教員免許を希望するものは4年次に教育実習があるため、3年次までに教職教科部門の科目を修得することが望ましい。

Ⅱ群 学科別授業科目（美術学科）

授業科目	単位数	絵画コース		彫刻コース		履修方法	授業年次
		絵画	版画	彫刻	地域芸術		
A 理論・歴史部門							
美術学Ⅰ	2						3
美術学Ⅱ	2						3
解剖学Ⅰ	2						2
解剖学Ⅱ	2						2
美術史概論Ⅰ	2						1
美術史概論Ⅱ	2						1
西洋美術史Ⅰ	2	■	■	■	■	4科目 選択必修	3
西洋美術史Ⅱ	2	■	■	■	■		3
日本美術史Ⅰ	2	■	■	■	■		3
日本美術史Ⅱ	2	■	■	■	■		3
東洋美術史Ⅰ	2	■	■	■	■		3
東洋美術史Ⅱ	2	■	■	■	■		3
絵画概論	2						2
版画概論	2						2
彫刻概論	2						2
地域芸術概論	2						2
B 研究部門							
美術理論研究Ⅰ	2						3
美術理論研究Ⅱ	2						3
美的構成研究Ⅰ	2						3
美的構成研究Ⅱ	2						3
美術作品研究Ⅰ	2	■	■	■	■	2科目 選択必修	1
美術作品研究Ⅱ	2	■	■	■	■		1
美術作品研究Ⅲ	2	■	■	■	■		3
美術作品研究Ⅳ	2	■	■	■	■		3
古美術研究	2						3
美術特別講座	2						1
美術特別研究	2						1
C 表現技術部門							
デッサン	1	●	●	●	●		1
彫刻基礎Ⅰ	2	—	—	●	●		1
彫刻基礎Ⅱ	5	—	—	●	●		1
彫刻Ⅰ	5	—	—	●	—		2
彫刻Ⅱ	5	—	—	●	—		2
彫刻Ⅲ	5	—	—	●	—		3
彫刻Ⅳ	5	—	—	●	—		3
彫刻応用Ⅰ	5	—	—	●	●		4
彫刻応用Ⅱ	5	—	—	●	●		4
地域芸術Ⅰ	5	—	—	—	●		2
地域芸術Ⅱ	5	—	—	—	●		2
地域芸術Ⅲ	5	—	—	—	●		3
地域芸術Ⅳ	5	—	—	—	●		3
授業科目	単位数	絵画コース	版画	彫刻コース	地域芸術	履修方法	授業年次
絵画Ⅰ	2	●	—	—	—		1
絵画Ⅱ	5	●	—	—	—		1
絵画Ⅲ	5	●	—	—	—		2
絵画Ⅳ	5	●	—	—	—		2
絵画Ⅴ	5	●	—	—	—		3
絵画Ⅵ	5	●	—	—	—		3
絵画Ⅶ	5	●	—	—	—		4
絵画Ⅷ	5	●	—	—	—		4
版画Ⅰ	2	—	●	—	—		1
版画Ⅱ	5	—	●	—	—		1
版画Ⅲ	5	—	●	—	—		2
版画Ⅳ	5	—	●	—	—		2
版画Ⅴ	5	—	●	—	—		3
版画Ⅵ	5	—	●	—	—		3
版画Ⅶ	5	—	●	—	—		4
版画Ⅷ	5	—	●	—	—		4
版画基礎	1	●	●	●	●		1
彫塑	1	●	●	●	●		1
映像メディア表現	1						1
卒業論文・制作	8	●	●	●	●		4
D 教職教科部門 (教職免許を修得するための科目により卒業単位には含まれません)							
デザイン論	2						1
図学	2						1
映像メディア研究	1						3
美術教材研究Ⅰ	2						2
美術教材研究Ⅱ	2						2
工芸演習	2						2

- ・ 授業年次は、履修可能最低学年となります。
- ・ ●は「必修科目」、■は「選択必修科目」、その他は「選択科目」。

美術学科【絵画コース】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力

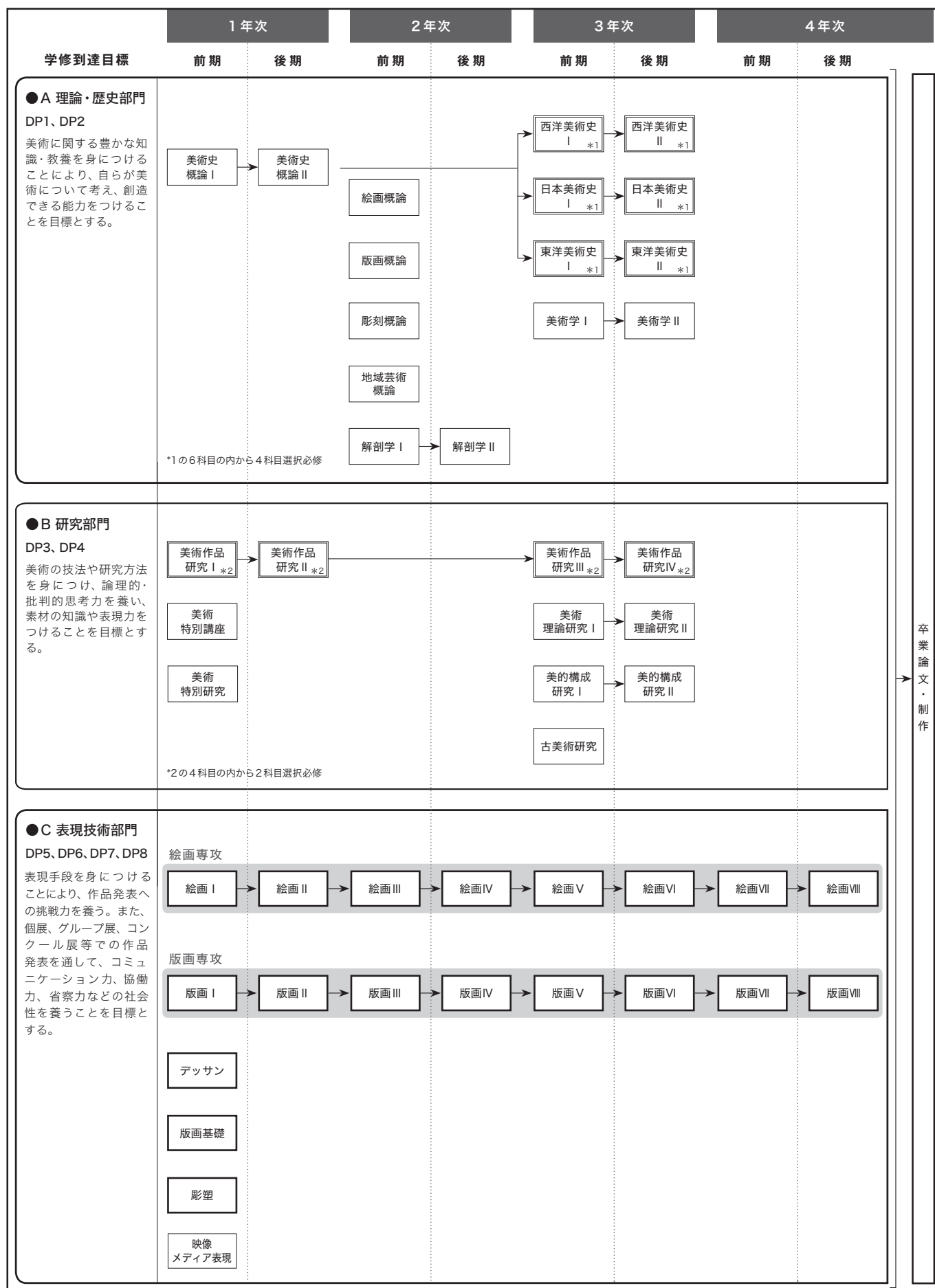
DP4：問題発見・解決力

DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力

DP7：リーダーシップ・協働力

DP8：省察力



□ 必修科目 □ 選択必修科目 □ 選択科目

美術学科【彫刻コース】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力

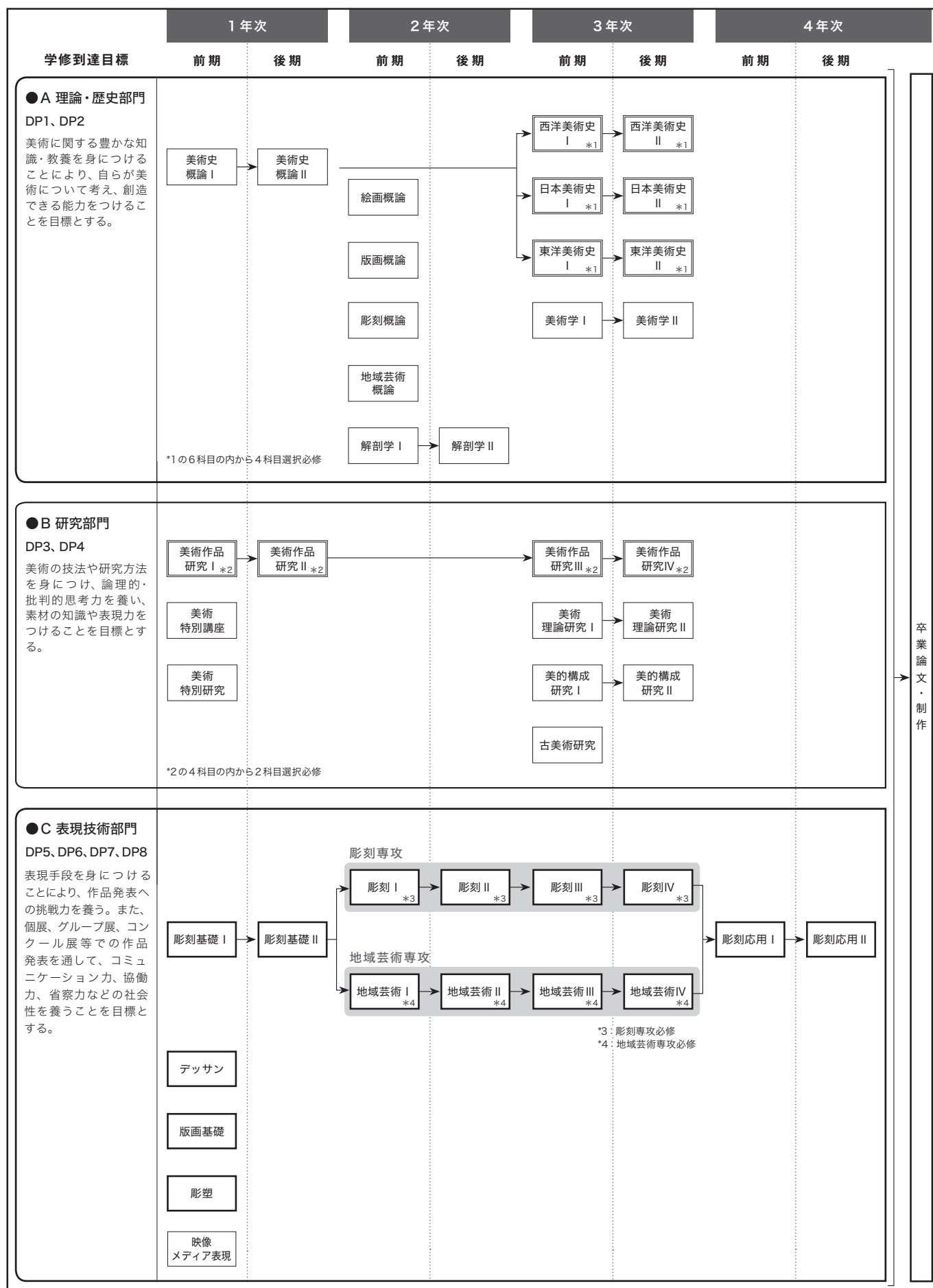
DP4：問題発見・解決力

DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力

DP7：リーダーシップ・協働力

DP8：省察力



卒業論文・制作

 必修科目
 選択必修科目
 選択科目

Ⅳ 音楽学科

1 コースについて

音楽学科は、履修する主要科目の違いによって次の2コース9専攻に分かれています。

A 情報音楽コース

B 音楽芸術コース

作曲専攻, 理論専攻, 音楽文化マネジメント専攻, 声楽専攻, ピアノ専攻, 弦楽専攻, 金管専攻, 木管専攻, 打楽専攻

注. A・Bは学生番号の記号。

○主要科目

各コースの主要科目は次のとおりです。

情報音楽コース	情報音楽基礎・情報音楽実践・ゼミナール・キーボードハーモニー・ボークルトレーニング・プロジェクト・デジタルコンテンツ																		
音楽芸術コース	<table><tr><td>作曲</td><td>作曲・和声・フーガ・編曲法</td></tr><tr><td>理論</td><td>音楽学・音楽史・ゼミナール・プロジェクト</td></tr><tr><td>音楽文化マネジメント</td><td>音楽文化マネジメント入門・音楽文化マネジメント概論・音楽文化マネジメント演習</td></tr><tr><td>声楽</td><td>演奏表現（声楽）・合唱・ミュージカル制作</td></tr><tr><td>ピアノ</td><td>演奏表現（ピアノ）・演奏論・特殊鍵盤楽器・伴奏法・ピアノデュオ</td></tr><tr><td>弦楽</td><td>演奏表現（弦楽）・室内楽</td></tr><tr><td>金管</td><td>演奏表現（金管）・室内楽</td></tr><tr><td>木管</td><td>演奏表現（木管）・室内楽</td></tr><tr><td>打楽</td><td>演奏表現（打楽）・室内楽</td></tr></table>	作曲	作曲・和声・フーガ・編曲法	理論	音楽学・音楽史・ゼミナール・プロジェクト	音楽文化マネジメント	音楽文化マネジメント入門・音楽文化マネジメント概論・音楽文化マネジメント演習	声楽	演奏表現（声楽）・合唱・ミュージカル制作	ピアノ	演奏表現（ピアノ）・演奏論・特殊鍵盤楽器・伴奏法・ピアノデュオ	弦楽	演奏表現（弦楽）・室内楽	金管	演奏表現（金管）・室内楽	木管	演奏表現（木管）・室内楽	打楽	演奏表現（打楽）・室内楽
作曲	作曲・和声・フーガ・編曲法																		
理論	音楽学・音楽史・ゼミナール・プロジェクト																		
音楽文化マネジメント	音楽文化マネジメント入門・音楽文化マネジメント概論・音楽文化マネジメント演習																		
声楽	演奏表現（声楽）・合唱・ミュージカル制作																		
ピアノ	演奏表現（ピアノ）・演奏論・特殊鍵盤楽器・伴奏法・ピアノデュオ																		
弦楽	演奏表現（弦楽）・室内楽																		
金管	演奏表現（金管）・室内楽																		
木管	演奏表現（木管）・室内楽																		
打楽	演奏表現（打楽）・室内楽																		

2 履修上の諸注意について

- ① 各コース欄に●印（必修科目）が付してある科目は、該当コースの必修科目であるので必ず履修しなければなりません。
- ② コース欄に○印（準必修科目）が付してある科目は、優先的に履修してください。
- ③ コース欄が空欄になっている科目は、選択科目として所定の授業年次または当該年次以降において履修することができます。なおコース欄に－印のある科目は履修することができません。
- ④ 表現部門の科目で、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ…と表記されている科目は、段階的に履修しなければなりません。1年間で履修登録できるのは、既に修得したグレードから2段階上まで（例：Ⅰを習得済みであればⅢまで）しか履修登録できません。
また、グレード前の科目名が同一であり、開講学期も同一（例：副科ピアノⅠ（前期）と副科ピアノⅢ（前期））の場合は、グレードが低い科目からしか履修登録できません。

Ⅱ群 学科別授業科目（音楽学科）

授業科目	単位数	情報音楽	音楽芸術							履修方法	授業年次	
			作曲	理論	音楽文化マネジメント	声楽	ピアノ	弦楽	金管			木管
A 理論・歴史部門												
音楽学Ⅰ	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
音楽学Ⅱ	2	○	○	○		○	○	○	○	○	○	1
音楽学Ⅲ	2			○								2
音楽学Ⅳ	2			○					○			2
音楽概論	2											1
音楽形式学Ⅰ	2		○	○		○	○					2
音楽形式学Ⅱ	2		○	○								2
音楽文化マネジメント入門	2	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	1
演奏論	2						○					1
音楽史Ⅰ	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
音楽史Ⅱ	2			○	●							2
音楽史Ⅲ	2											2
音楽史Ⅳ	2											2
B 研究部門												
音楽文化マネジメント概論Ⅰ	2	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	2
音楽文化マネジメント概論Ⅱ	2	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	2
音楽文化マネジメント概論Ⅲ	2	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	3
音楽文化マネジメント概論Ⅳ	2	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	3
情報音楽基礎Ⅰ	2	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
情報音楽実践Ⅰ	2	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
情報音楽基礎Ⅱ	2	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
情報音楽実践Ⅱ	2	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
情報音楽基礎Ⅲ	2	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
情報音楽実践Ⅲ	2	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
情報音楽基礎Ⅳ	2	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
情報音楽実践Ⅳ	2	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
音楽文化マネジメント各論Ⅰ	2				○							2
音楽文化マネジメント各論Ⅱ	2				○							2
音楽文化マネジメント各論Ⅲ	2				○							2
音楽文化マネジメント各論Ⅳ	2				○							2
日本の伝統音楽研究	2			○								3
民族音楽研究	2			○								3
ジャズ研究	2											3
ポピュラー音楽研究	2											3
記譜法	2		○									2
歌曲研究Ⅰ	2					○						2
歌曲研究Ⅱ	2					○						2
C 表現技術部門												
作曲Ⅰ	2	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	1
作曲Ⅱ	2	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	1
作曲Ⅲ	2	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	2
作曲Ⅳ	2	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	2
作曲Ⅴ	2	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	3
作曲Ⅵ	2	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	3
作曲Ⅶ	2	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	4
作曲Ⅷ	2	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	4
副科作曲Ⅰ	1	—	—									2~4
副科作曲Ⅱ	1	—	—									2~4
副科作曲Ⅲ	1	—	—									3・4
副科作曲Ⅳ	1	—	—									3・4
和声Ⅰ	2	●	●			●	●	●	●	●	●	1
和声Ⅱ	2	●	●			●	●	●	●	●	●	1
和声Ⅲ	2	●										2
和声Ⅳ	2	●										2
和声Ⅴ	2	○										3
和声Ⅵ	2	○										3
フーガⅠ	2	●										2
フーガⅡ	2	●										2
編曲法Ⅰ	2	●										3
編曲法Ⅱ	2	●										3
演奏表現Ⅰ（ピアノ）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	1
演奏表現Ⅱ（ピアノ）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	1
演奏表現Ⅲ（ピアノ）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	2
演奏表現Ⅳ（ピアノ）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	2
演奏表現Ⅴ（ピアノ）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	3
演奏表現Ⅵ（ピアノ）	2	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	4
演奏表現Ⅶ（ピアノ）	2	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	4
演奏表現Ⅷ（ピアノ）	2	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	4
副科ピアノⅠ	1		○	○	●		—					1
副科ピアノⅡ	1		○	○	●		—					1
副科ピアノⅢ	1						—					2
副科ピアノⅣ	1						—					2
特殊鍵盤楽器Ⅰ	1							○				3
特殊鍵盤楽器Ⅱ	1							○				3
特殊鍵盤楽器Ⅲ	1											4
特殊鍵盤楽器Ⅳ	1											4
伴奏法Ⅰ	1								○			2
伴奏法Ⅱ	1								○			2
伴奏法Ⅲ	1											3
伴奏法Ⅳ	1											3
演奏表現Ⅰ（声楽）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	1
演奏表現Ⅱ（声楽）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	1
演奏表現Ⅲ（声楽）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	2
演奏表現Ⅳ（声楽）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	2
演奏表現Ⅴ（声楽）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	3
演奏表現Ⅵ（声楽）	2	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	3
演奏表現Ⅶ（声楽）	2	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	4
演奏表現Ⅷ（声楽）	2	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	4
副科声楽Ⅰ	1						—					1
副科声楽Ⅱ	1						—					1
副科声楽Ⅲ	1						—					2
副科声楽Ⅳ	1						—					2
合唱Ⅰ	1							○				1
合唱Ⅱ	1							○				1
合唱Ⅲ	1											2
合唱Ⅳ	1											2
合唱Ⅴ	1											3
合唱Ⅵ	1											3
演奏表現Ⅰ（弦楽）	2	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	1
演奏表現Ⅱ（弦楽）	2	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	1
演奏表現Ⅲ（弦楽）	2	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	2
演奏表現Ⅳ（弦楽）	2	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	2
演奏表現Ⅴ（弦楽）	2	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	3
演奏表現Ⅵ（弦楽）	2	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	3
演奏表現Ⅶ（弦楽）	2	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	4
演奏表現Ⅷ（弦楽）	2	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	4
副科楽器Ⅰ（弦楽）	1							—				1
副科楽器Ⅱ（弦楽）	1							—				1
演奏表現Ⅰ（金管）	2	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	1
演奏表現Ⅱ（金管）	2	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	1
演奏表現Ⅲ（金管）	2	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	2

授業科目	単位数	情報音楽	音楽芸術							履修方法	授業年次	
			作曲	理論	音楽文化マネジメント	声楽	ピアノ	弦楽	金管			木管
演奏表現Ⅳ(金管)	2	—	—	—	—	—	—	●	—	—		2
演奏表現Ⅴ(金管)	2	—	—	—	—	—	—	●	—	—		3
演奏表現Ⅵ(金管)	2	—	—	—	—	—	—	●	—	—		3
演奏表現Ⅶ(金管)	2	—	—	—	—	—	—	○	—	—		4
演奏表現Ⅷ(金管)	2	—	—	—	—	—	—	○	—	—		4
副科楽器Ⅰ(金管)	1							—				1
副科楽器Ⅱ(金管)	1							—				1
演奏表現Ⅰ(木管)	2	—	—	—	—	—	—	—	●	—		1
演奏表現Ⅱ(木管)	2	—	—	—	—	—	—	—	●	—		1
演奏表現Ⅲ(木管)	2	—	—	—	—	—	—	—	●	—		2
演奏表現Ⅳ(木管)	2	—	—	—	—	—	—	—	●	—		2
演奏表現Ⅴ(木管)	2	—	—	—	—	—	—	—	●	—		3
演奏表現Ⅵ(木管)	2	—	—	—	—	—	—	—	●	—		3
演奏表現Ⅶ(木管)	2	—	—	—	—	—	—	—	○	—		4
演奏表現Ⅷ(木管)	2	—	—	—	—	—	—	—	○	—		4
副科楽器Ⅰ(木管)	1								—			1
副科楽器Ⅱ(木管)	1								—			1
演奏表現Ⅰ(打楽)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	●		1
演奏表現Ⅱ(打楽)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	●		1
演奏表現Ⅲ(打楽)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	●		2
演奏表現Ⅳ(打楽)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	●		2
演奏表現Ⅴ(打楽)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	●		3
演奏表現Ⅵ(打楽)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	●		3
演奏表現Ⅶ(打楽)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	○		4
演奏表現Ⅷ(打楽)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	○		4
副科楽器Ⅰ(打楽)	1									—		1
副科楽器Ⅱ(打楽)	1									—		1
室内楽Ⅰ	1							●	●	●	●	1
室内楽Ⅱ	1							●	●	●	●	1
室内楽Ⅲ	1							●	●	●	●	2
室内楽Ⅳ	1							●	●	●	●	2
室内楽Ⅴ	1							○	○	○	○	3
室内楽Ⅵ	1							○	○	○	○	3
室内楽Ⅶ	1							○	○	○	○	4
室内楽Ⅷ	1							○	○	○	○	4
ピアノデュオⅠ	2					○						3
ピアノデュオⅡ	2					○						3
ピアノデュオⅢ	2					○						4
ピアノデュオⅣ	2					○						4
キーボード・ハーモニーⅠ	2	●										1
キーボード・ハーモニーⅡ	2	○										1
ボーカル・トレーニングⅠ	2	●										1
ボーカル・トレーニングⅡ	2	○										1
ボイスアクターレコーディングⅠ	2	○										3
ボイスアクターレコーディングⅡ	2	○										3
デジタルコンテンツⅠ	2	●	—	—	○	—	—	—	—	—		2
デジタルコンテンツⅡ	2	○	—	—	○	—	—	—	—	—		2
ミュージックレコーディングⅠ	2	—										2
ミュージックレコーディングⅡ	2	—										2
ミュージカル制作Ⅰ	1	○				○						1
ミュージカル制作Ⅱ	1											1
ミュージカル制作Ⅲ	1											2
ミュージカル制作Ⅳ	1											2
ソルフェージュⅠ	1		●	●		●	●	●	●	●	●	1
ソルフェージュⅡ	1		●	●		●	●	●	●	●	●	1
ソルフェージュⅢ	1		○			○						2

授業科目	単位数	情報音楽	作曲	理論	音楽文化マネジメント	声楽	ピアノ	弦楽	金管	木管	打楽	履修方法	授業年次
ソルフェージュⅣ	1	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—		2
ソルフェージュⅤ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		3
ソルフェージュⅥ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		3
指揮法演習Ⅰ	1	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—		2
指揮法演習Ⅱ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		2
音楽教材演習Ⅰ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		3
音楽教材演習Ⅱ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		3
教育用楽器等合奏法Ⅰ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		2
教育用楽器等合奏法Ⅱ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		2
身体表現とアンサンブル	1	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—		1
音楽文化マネジメント演習Ⅰ	1	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—		1
音楽文化マネジメント演習Ⅱ	1	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—		1
音楽文化マネジメント演習Ⅲ	1	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—		2
音楽文化マネジメント演習Ⅳ	1	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—		2
ゼミナールⅠ	1	●	—	●	●	—	—	—	—	—	—		3
ゼミナールⅡ	1	●	—	●	—	—	—	—	—	—	—		3
ゼミナールⅢ	1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—		4
ゼミナールⅣ	1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—		4
音楽共同制作	1	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—		3
プロジェクトⅠ	2	●	—	○	●	—	—	—	—	—	—		2
プロジェクトⅡ	2	●	—	○	—	—	—	—	—	—	—		2
プロジェクトⅢ	2	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		3
プロジェクトⅣ	2	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		3
卒業論文・演奏・作品	8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		4

- ・ 授業年次は、履修可能最低学年となります。
- ・ ●は「コースの必修科目」、■は「選択必修科目」、○は「コースの準必修科目」、その他は「選択科目」。
- ・ コース欄に「一」がある科目は履修することができません。

音楽学科【情報音楽コース】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力

DP4：問題発見・解決力

DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力

DP7：リーダーシップ・協働力

DP8：省察力

学修到達目標	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
●A 理論・歴史部門 DP1、DP2 音楽芸術に関する豊かな知識・教養を身につけることにより、自らが音楽について考え、創造できる能力をつけることを目標とする。	音楽学Ⅰ	音楽学Ⅱ	音楽学Ⅲ	音楽学Ⅳ				
		音楽史Ⅰ	音楽史Ⅱ	音楽史Ⅳ				
	音楽概論		音楽史Ⅲ					
	演奏論		音楽形式学Ⅰ	音楽形式学Ⅱ				
●B 研究部門 DP3、DP4 音楽の技法や研究方法を身につけ、論理的・批判的思考力を養い、情報処理や問題解決能力をつけることを目標とする。	情報音楽基礎Ⅰ	情報音楽実践Ⅰ	情報音楽基礎Ⅲ	情報音楽実践Ⅲ				
	情報音楽基礎Ⅱ	情報音楽実践Ⅱ	情報音楽基礎Ⅳ	情報音楽実践Ⅳ				
			音楽文化マネジメント各論Ⅰ	音楽文化マネジメント各論Ⅲ				
			音楽文化マネジメント各論Ⅱ	音楽文化マネジメント各論Ⅳ				
			記譜法					
			歌曲研究Ⅰ	歌曲研究Ⅱ				
					日本の伝統音楽研究	民族音楽研究		
					ポピュラー音楽研究	ジャズ研究		
●C 表現技術部門 DP5、DP6、DP7、DP8 音楽演奏や音楽制作の表現手段を身につけることにより、作品発表への挑戦力を養う。また、アンサンブルを通して、コミュニケーション力、協働力、省察力などの社会性を養うことを目標とする。	和声Ⅰ	和声Ⅱ	和声Ⅲ	和声Ⅳ	和声Ⅴ	和声Ⅵ		
			フーガⅠ	フーガⅡ	編曲法Ⅰ	編曲法Ⅱ		
	副科ピアノⅠ	副科ピアノⅡ	副科ピアノⅢ	副科ピアノⅣ	特殊鍵盤楽器Ⅰ	特殊鍵盤楽器Ⅱ	特殊鍵盤楽器Ⅲ	特殊鍵盤楽器Ⅳ
					ピアノデュオⅠ	ピアノデュオⅡ	ピアノデュオⅢ	ピアノデュオⅣ
			伴奏法Ⅰ	伴奏法Ⅱ	伴奏法Ⅲ	伴奏法Ⅳ		
	副科声楽Ⅰ	副科声楽Ⅱ	副科声楽Ⅲ	副科声楽Ⅳ				
	合唱Ⅰ	合唱Ⅱ	合唱Ⅲ	合唱Ⅳ	合唱Ⅴ	合唱Ⅵ		
	副科楽器Ⅰ(弦楽)	副科楽器Ⅱ(弦楽)						
	副科楽器Ⅰ(金管)	副科楽器Ⅱ(金管)						
	副科楽器Ⅰ(木管)	副科楽器Ⅱ(木管)						
	副科楽器Ⅰ(打楽)	副科楽器Ⅱ(打楽)						
	室内楽Ⅰ	室内楽Ⅱ	室内楽Ⅲ	室内楽Ⅳ	室内楽Ⅴ	室内楽Ⅵ	室内楽Ⅶ	室内楽Ⅷ
	キーボード・ハーモニーⅠ	キーボード・ハーモニーⅡ						
	ボーカル・トレーニングⅠ	ボーカル・トレーニングⅡ						
	ミュージカル制作Ⅰ	ミュージカル制作Ⅱ	ミュージカル制作Ⅲ	ミュージカル制作Ⅳ	ボイスアクター・レコーディングⅠ	ボイスアクター・レコーディングⅡ		
	ソルフェージュⅠ	ソルフェージュⅡ	ソルフェージュⅢ	ソルフェージュⅣ	ソルフェージュⅤ	ソルフェージュⅥ		
			指揮法演習Ⅰ	指揮法演習Ⅱ				
			教育用楽器等合奏法Ⅰ	教育用楽器等合奏法Ⅱ	音楽教材演習Ⅰ	音楽教材演習Ⅱ		
	身体表現とアンサンブル							
			デジタルコンテンツⅠ	デジタルコンテンツⅡ	音楽共同制作			
			プロジェクトⅠ	プロジェクトⅡ	プロジェクトⅢ	プロジェクトⅣ		
					ゼミナールⅠ	ゼミナールⅡ	ゼミナールⅢ	ゼミナールⅣ

卒業論文

 必修科目
 準必修科目
 選択科目

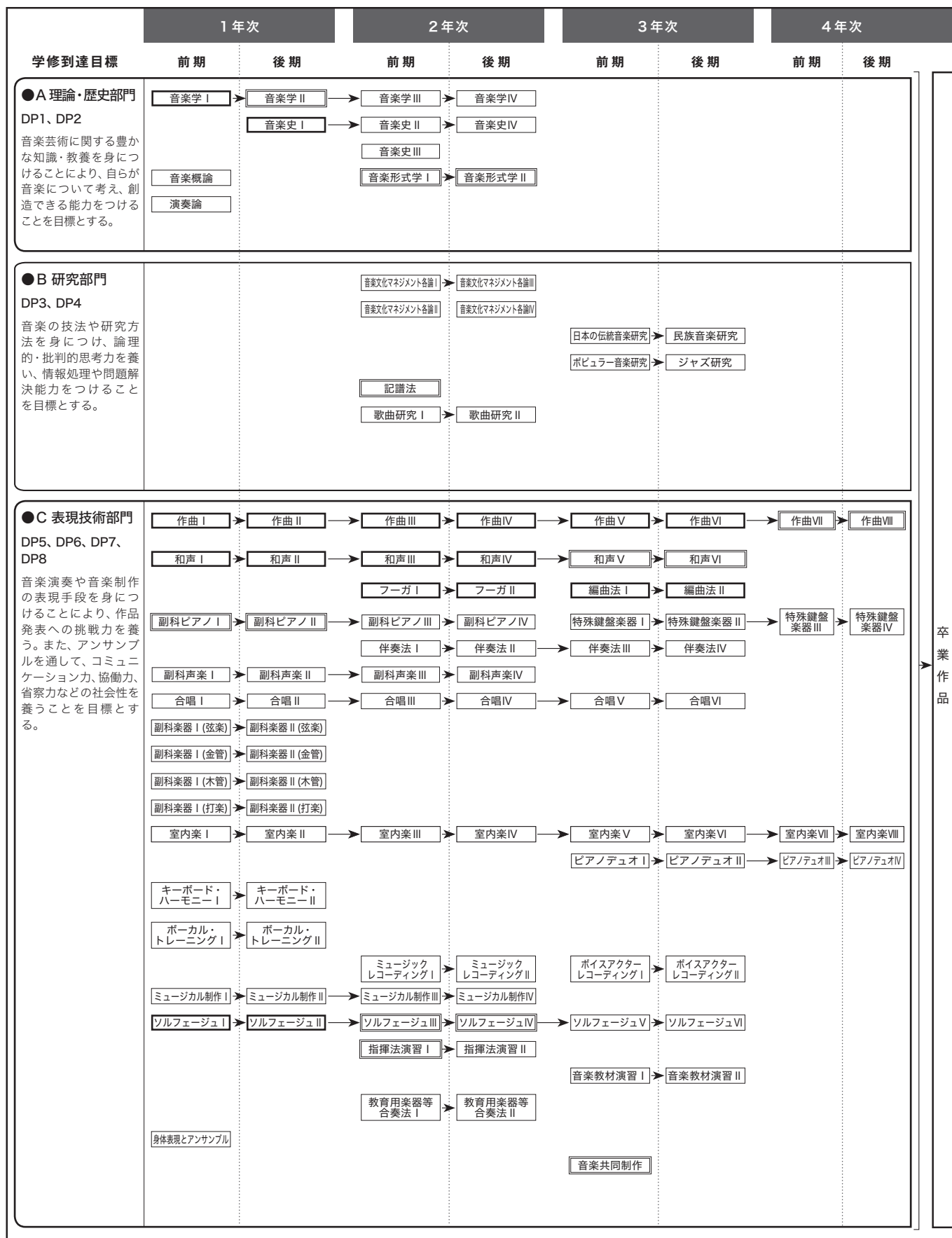
音楽学科【作曲専攻】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力



卒業作品

□ 必修科目 □ 準必修科目 □ 選択科目

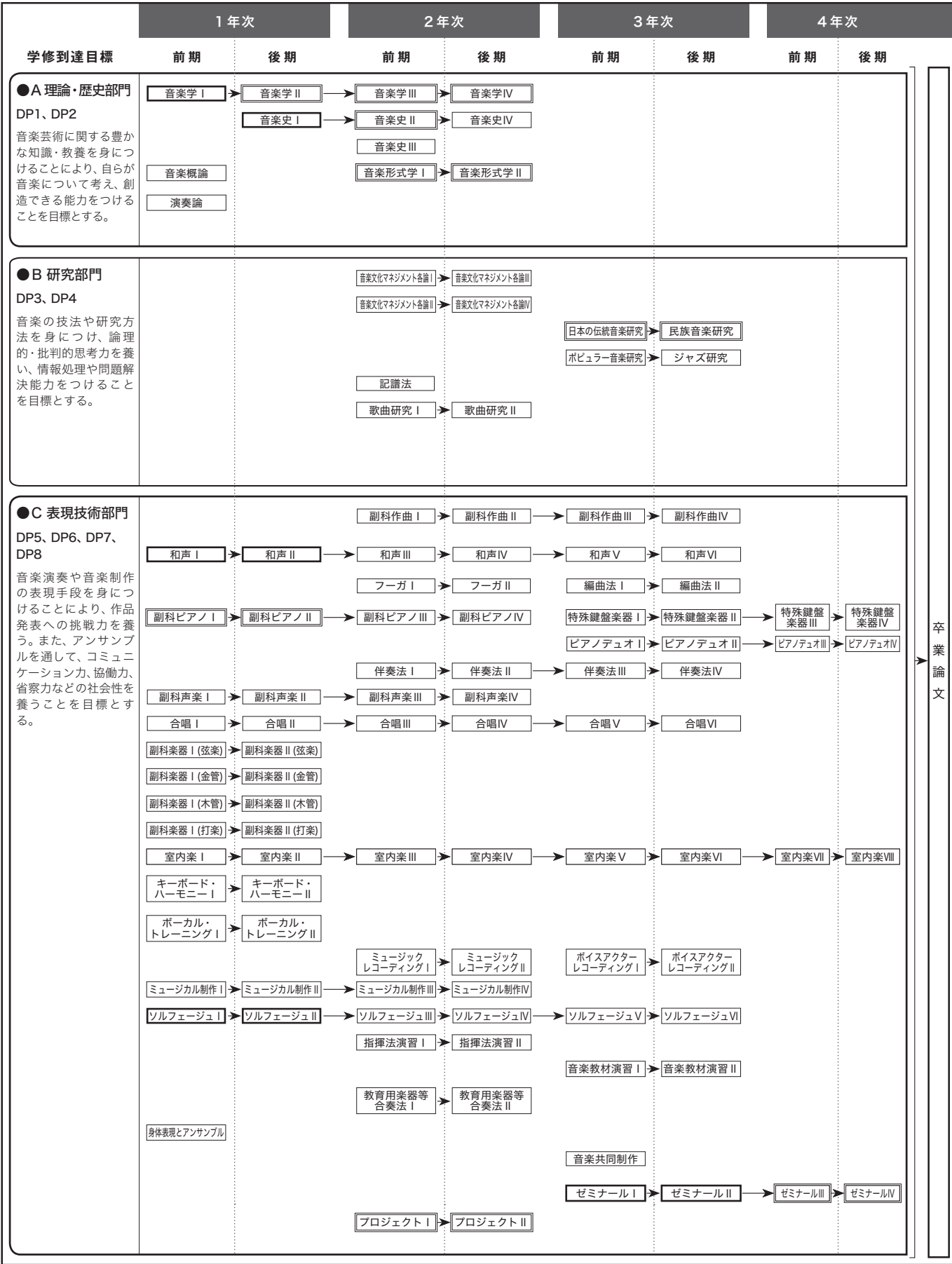
音楽学科【理論専攻】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働能力
DP8：省察力



卒業論文

必修科目 準必修科目 選択科目

音楽学科【音楽文化マネジメント専攻】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力

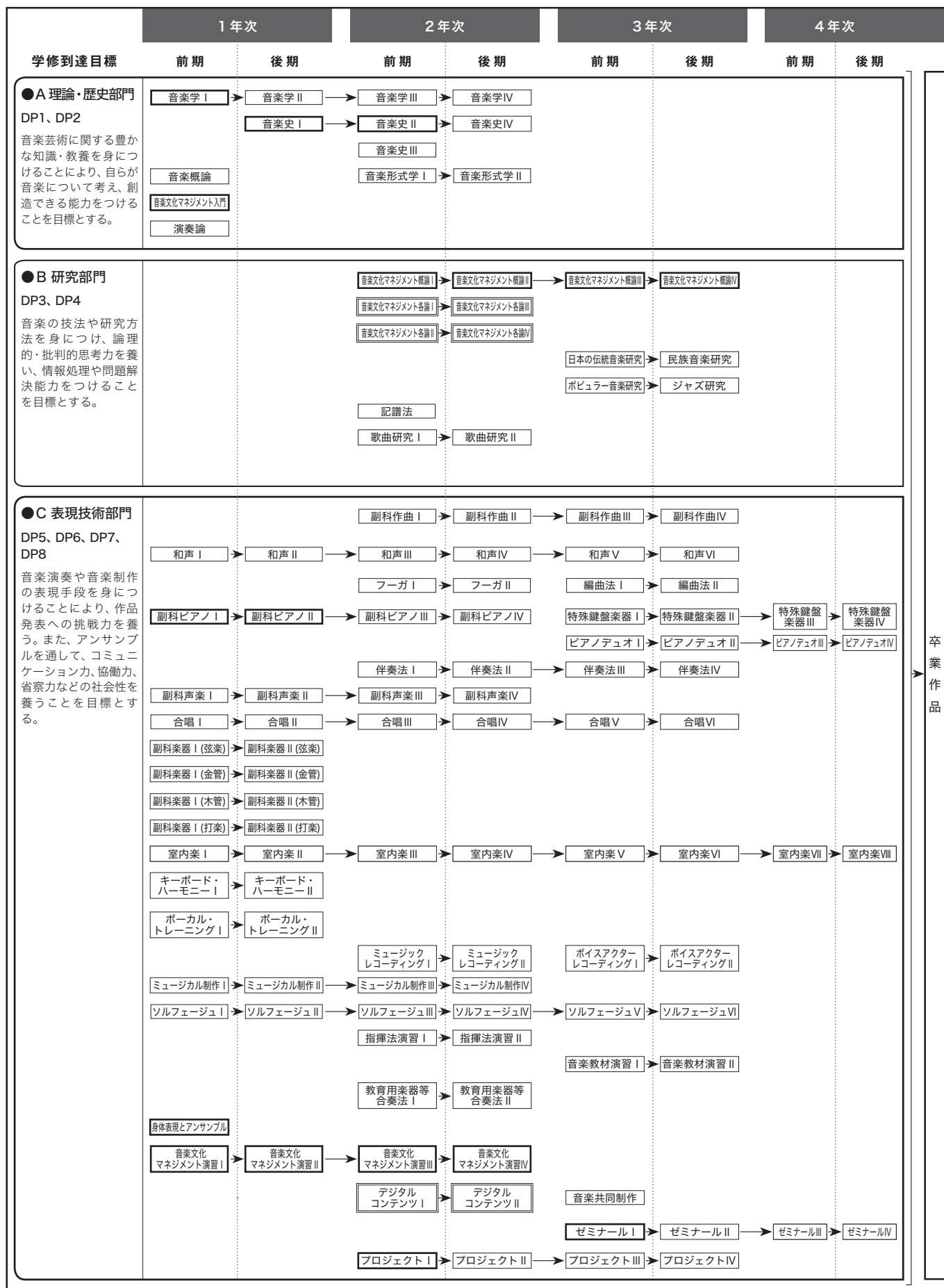
DP4：問題発見・解決力

DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力

DP7：リーダーシップ・協働力

DP8：省察力



卒業作品

 必修科目
 準必修科目
 選択科目

音楽学科【声楽専攻】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
学修到達目標	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
●A 理論・歴史部門 DP1、DP2 音楽芸術に関する豊かな知識・教養を身につけることにより、自らが音楽について考え、創造できる能力をつけることを目標とする。	音楽学Ⅰ	音楽学Ⅱ	音楽学Ⅲ	音楽学Ⅳ				
		音楽史Ⅰ	音楽史Ⅱ	音楽史Ⅳ				
	音楽概論		音楽史Ⅲ					
	演奏論		音楽形式学Ⅰ	音楽形式学Ⅱ				
●B 研究部門 DP3、DP4 音楽の技法や研究方法を身につけ、論理的・批判的思考力を養い、情報処理や問題解決能力をつけることを目標とする。			音楽文化マネジメント各論Ⅰ	音楽文化マネジメント各論Ⅲ				
			音楽文化マネジメント各論Ⅱ	音楽文化マネジメント各論Ⅳ				
			記譜法		日本の伝統音楽研究	民族音楽研究		
			歌曲研究Ⅰ	歌曲研究Ⅱ	ポピュラー音楽研究	ジャズ研究		
●C 表現技術部門 DP5、DP6、DP7、DP8 音楽演奏や音楽制作の表現手段を身につけることにより、作品発表への挑戦力を養う。また、アンサンブルを通して、コミュニケーション力、協働力、省察力などの社会性を養うことを目標とする。	和声Ⅰ	和声Ⅱ	和声Ⅲ	和声Ⅳ	和声Ⅴ	和声Ⅵ		
			フーガⅠ	フーガⅡ	編曲法Ⅰ	編曲法Ⅱ		
	副科ピアノⅠ	副科ピアノⅡ	副科ピアノⅢ	副科ピアノⅣ	特殊鍵盤楽器Ⅰ	特殊鍵盤楽器Ⅱ	特殊鍵盤楽器Ⅲ	特殊鍵盤楽器Ⅳ
					ピアノデュオⅠ	ピアノデュオⅡ	ピアノデュオⅢ	ピアノデュオⅣ
			伴奏法Ⅰ	伴奏法Ⅱ	伴奏法Ⅲ	伴奏法Ⅳ		
	演奏表現Ⅰ(声楽)	演奏表現Ⅱ(声楽)	演奏表現Ⅲ(声楽)	演奏表現Ⅳ(声楽)	演奏表現Ⅴ(声楽)	演奏表現Ⅵ(声楽)	演奏表現Ⅶ(声楽)	演奏表現Ⅷ(声楽)
	合唱Ⅰ	合唱Ⅱ	合唱Ⅲ	合唱Ⅳ	合唱Ⅴ	合唱Ⅵ		
	副科楽器Ⅰ(弦楽)	副科楽器Ⅱ(弦楽)						
	副科楽器Ⅰ(金管)	副科楽器Ⅱ(金管)						
	副科楽器Ⅰ(木管)	副科楽器Ⅱ(木管)						
	副科楽器Ⅰ(打楽)	副科楽器Ⅱ(打楽)						
	室内楽Ⅰ	室内楽Ⅱ	室内楽Ⅲ	室内楽Ⅳ	室内楽Ⅴ	室内楽Ⅵ	室内楽Ⅶ	室内楽Ⅷ
	キーボード・ハーモニーⅠ	キーボード・ハーモニーⅡ						
	ボーカル・トレーニングⅠ	ボーカル・トレーニングⅡ						
			ミュージックレコーディングⅠ	ミュージックレコーディングⅡ	ボイスアクターレコーディングⅠ	ボイスアクターレコーディングⅡ		
	ミュージカル制作Ⅰ	ミュージカル制作Ⅱ	ミュージカル制作Ⅲ	ミュージカル制作Ⅳ				
	ソルフェージュⅠ	ソルフェージュⅡ	ソルフェージュⅢ	ソルフェージュⅣ	ソルフェージュⅤ	ソルフェージュⅥ		
			指揮法演習Ⅰ	指揮法演習Ⅱ				
			教育用楽器等合奏法Ⅰ	教育用楽器等合奏法Ⅱ	音楽教材演習Ⅰ	音楽教材演習Ⅱ		
	身体表現とアンサンブル				音楽共同制作			

卒業演奏

必修科目 準必修科目 選択科目

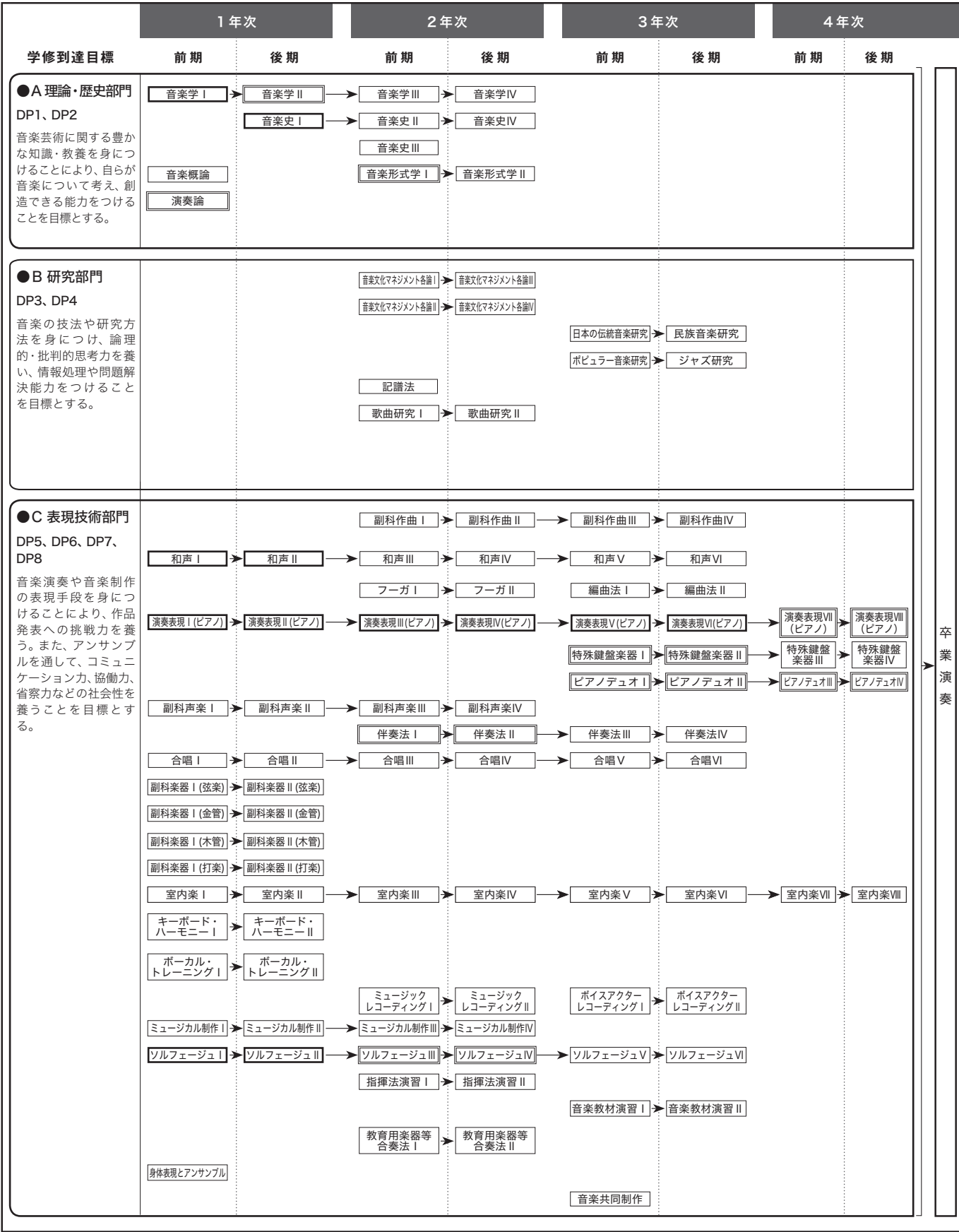
音楽学科【ピアノ専攻】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働能力
DP8：省察力



卒業演奏

□ 必修科目 □ 準必修科目 □ 選択科目

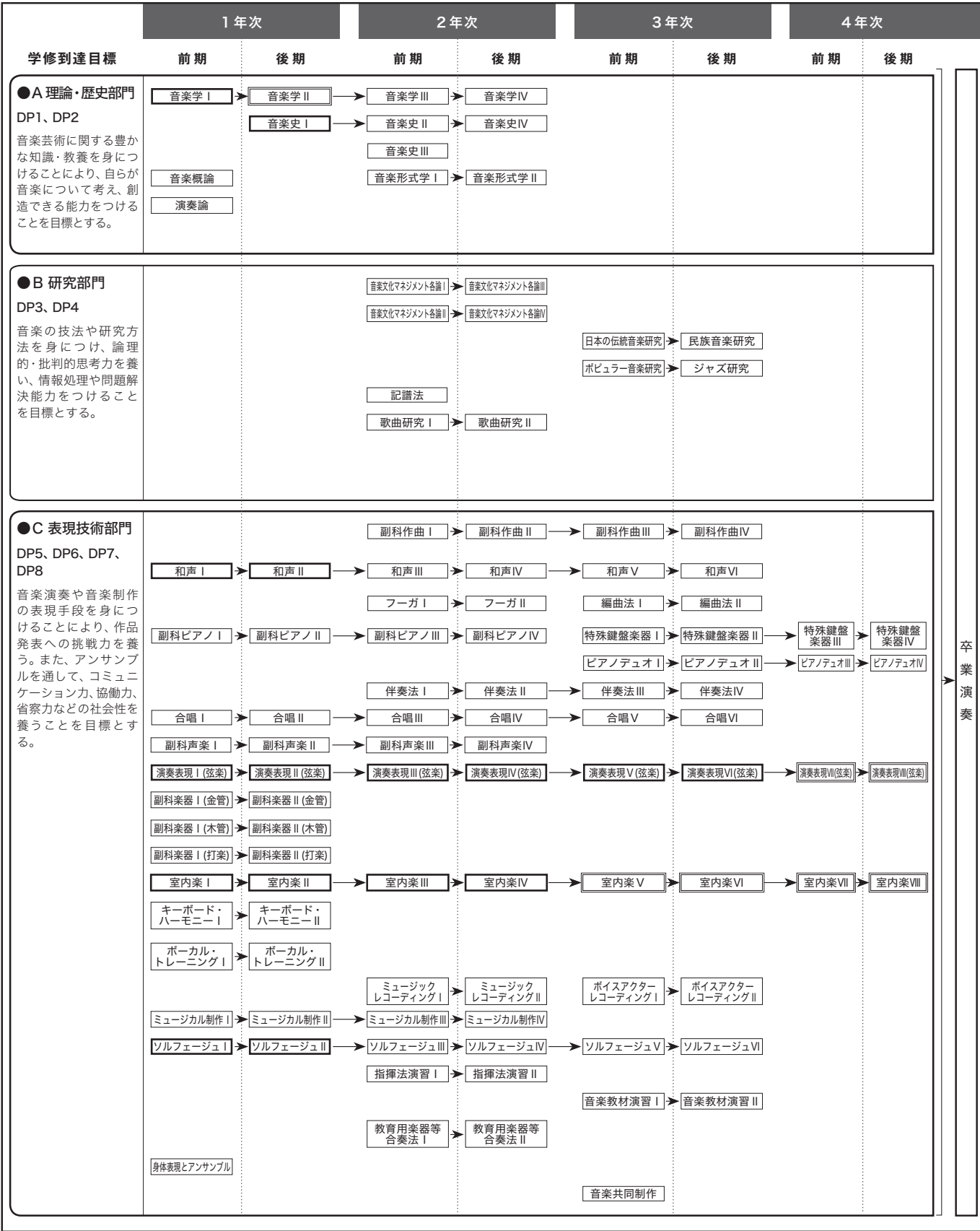
音楽学科 [弦楽専攻]

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働能力
DP8：省察力



必修科目 準必修科目 選択科目

卒業演奏

音楽学科【金管専攻】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
学修到達目標	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
●A 理論・歴史部門 DP1、DP2 音楽芸術に関する豊かな知識・教養を身につけることにより、自らが音楽について考え、創造できる能力をつけることを目標とする。	音楽学Ⅰ	音楽学Ⅱ 音楽史Ⅰ	音楽学Ⅲ 音楽史Ⅱ 音楽史Ⅲ	音楽学Ⅳ 音楽史Ⅳ 音楽形式学Ⅰ				
	音楽概論 演奏論		音楽形式学Ⅱ					
●B 研究部門 DP3、DP4 音楽の技法や研究方法を身につけ、論理的・批判的思考力を養い、情報処理や問題解決能力をつけることを目標とする。			音楽文化マネジメント各論Ⅰ 音楽文化マネジメント各論Ⅱ	音楽文化マネジメント各論Ⅲ 音楽文化マネジメント各論Ⅳ	日本の伝統音楽研究 ポピュラー音楽研究	民族音楽研究 ジャズ研究		
			記譜法 歌曲研究Ⅰ	歌曲研究Ⅱ				
●C 表現技術部門 DP5、DP6、DP7、DP8 音楽演奏や音楽制作の表現手段を身につけることにより、作品発表への挑戦力を養う。また、アンサンブルを通して、コミュニケーション力、協働力、省察力などの社会性を養うことを目標とする。	和声Ⅰ	和声Ⅱ	和声Ⅲ	和声Ⅳ	和声Ⅴ	和声Ⅵ		
	副科ピアノⅠ	副科ピアノⅡ	副科ピアノⅢ	副科ピアノⅣ	特殊鍵盤楽器Ⅰ ピアノデュオⅠ	特殊鍵盤楽器Ⅱ ピアノデュオⅡ	特殊鍵盤楽器Ⅲ ピアノデュオⅢ	特殊鍵盤楽器Ⅳ ピアノデュオⅣ
			フーガⅠ	フーガⅡ	編曲法Ⅰ	編曲法Ⅱ		
			伴奏法Ⅰ	伴奏法Ⅱ	伴奏法Ⅲ	伴奏法Ⅳ		
	合唱Ⅰ	合唱Ⅱ	合唱Ⅲ	合唱Ⅳ	合唱Ⅴ	合唱Ⅵ		
	副科声楽Ⅰ	副科声楽Ⅱ	副科声楽Ⅲ	副科声楽Ⅳ				
	副科楽器Ⅰ(弦楽)	副科楽器Ⅱ(弦楽)						
	演奏表現Ⅰ(金管)	演奏表現Ⅱ(金管)	演奏表現Ⅲ(金管)	演奏表現Ⅳ(金管)	演奏表現Ⅴ(金管)	演奏表現Ⅵ(金管)	演奏表現Ⅶ(金管)	演奏表現Ⅷ(金管)
	副科楽器Ⅰ(木管)	副科楽器Ⅱ(木管)						
	副科楽器Ⅰ(打楽)	副科楽器Ⅱ(打楽)						
	室内楽Ⅰ	室内楽Ⅱ	室内楽Ⅲ	室内楽Ⅳ	室内楽Ⅴ	室内楽Ⅵ	室内楽Ⅶ	室内楽Ⅷ
	キーボード・ハーモニーⅠ	キーボード・ハーモニーⅡ						
	ボーカル・トレーニングⅠ	ボーカル・トレーニングⅡ						
			ミュージックレコーディングⅠ	ミュージックレコーディングⅡ	ボイスアクターレコーディングⅠ	ボイスアクターレコーディングⅡ		
	ミュージカル制作Ⅰ	ミュージカル制作Ⅱ	ミュージカル制作Ⅲ	ミュージカル制作Ⅳ				
	ソルフェージュⅠ	ソルフェージュⅡ	ソルフェージュⅢ	ソルフェージュⅣ	ソルフェージュⅤ	ソルフェージュⅥ		
			指揮法演習Ⅰ	指揮法演習Ⅱ				
			教育用楽器等合奏法Ⅰ	教育用楽器等合奏法Ⅱ	音楽教材演習Ⅰ	音楽教材演習Ⅱ		
	身体表現とアンサンブル				音楽共同制作			

卒業演奏

必修科目 準必修科目 選択科目

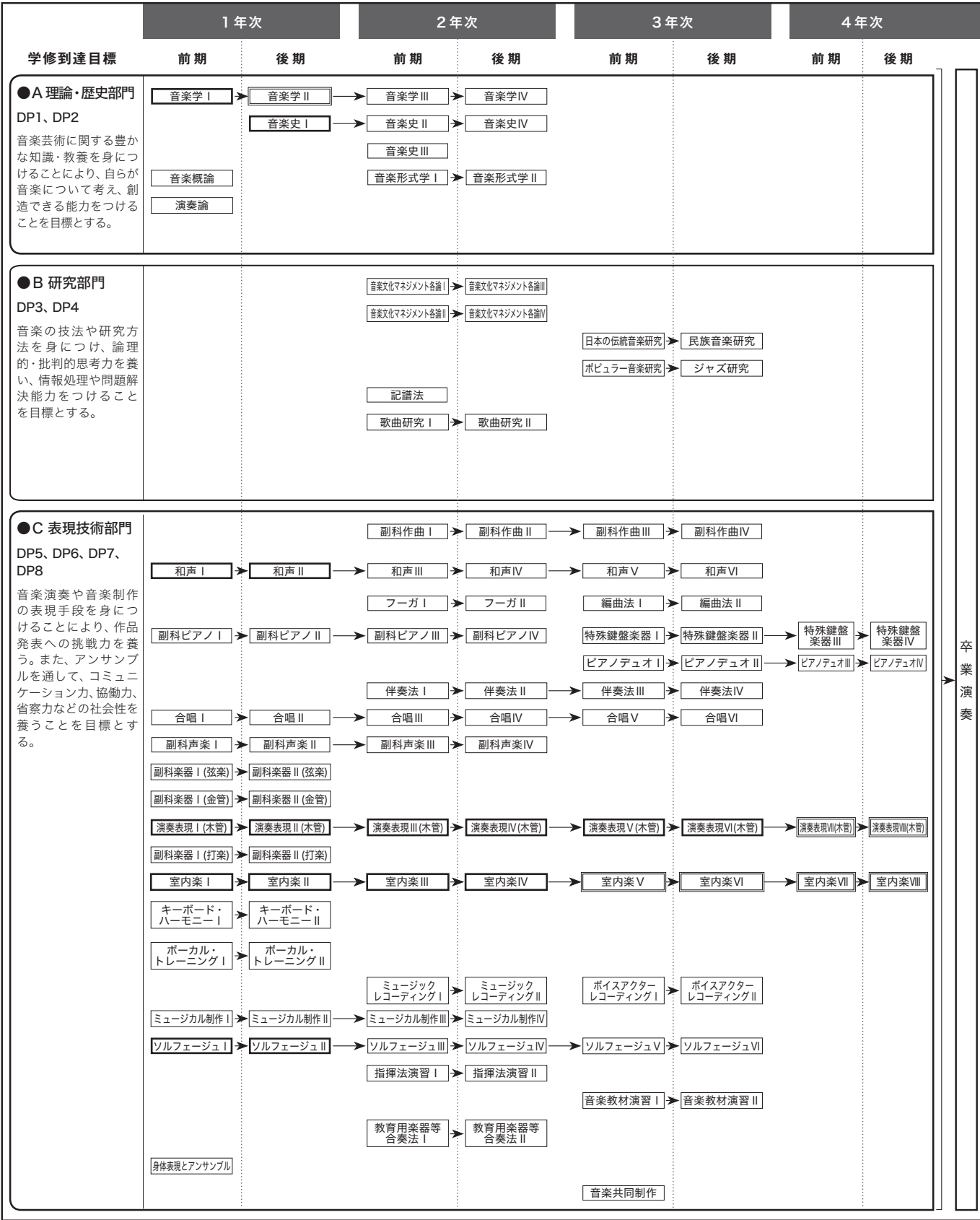
音楽学科【木管専攻】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力



卒業演奏

必修科目 準必修科目 選択科目

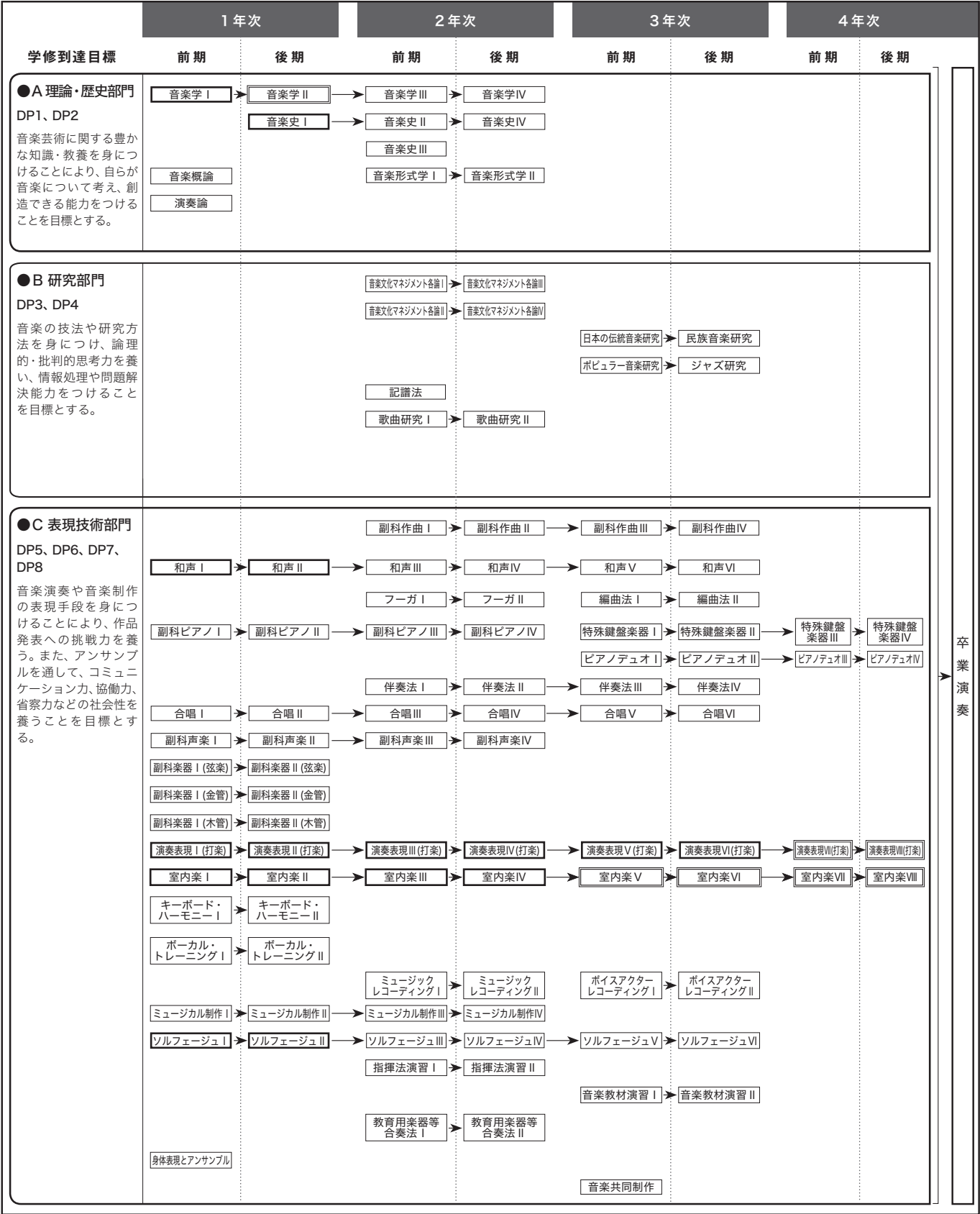
音楽学科【打楽専攻】

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働能力
DP8：省察力



卒業演奏

必必修科目 準必修科目 選択科目

V 文芸学科

履修上の諸注意について

1 「文芸基礎研究」および「文芸実践研究」について

「文芸基礎研究」および「文芸実践研究」は、表現活動の実践的な知識と能力の修得を目的としたゼミナール形式の講座であり、下記の通り1年次から4年次まで段階的に履修（必修）しなければなりません。なお、文芸基礎研究と文芸実践研究はゼミ雑誌の作成といったカリキュラム内容の特性上、原則として1年間、同じ教員のクラスを履修しなければなりません。

◎文芸基礎研究Ⅰ（1年次・前期）、文芸実践研究Ⅰ（1年次・後期）

◎文芸基礎研究Ⅱ（2年次・前期）、文芸実践研究Ⅱ（2年次・後期）

◎文芸基礎研究Ⅲ（3年次・前期）、文芸実践研究Ⅲ（3年次・後期）

◎文芸基礎研究Ⅳ（4年次・前期）、文芸実践研究Ⅳ（4年次・後期）

また、文芸基礎研究Ⅲ・文芸実践研究Ⅲと文芸基礎研究Ⅳ・文芸実践研究Ⅳについては、卒業論文・作品指導の関係上、原則として2年間、同じ教員のクラスを履修しなければなりません。

☆配当年次の通り修得してもらう必要がありますが、何らかの理由で再履修となった場合は、再履修科目と本来の学年次指定科目を同年度に履修することができます。また、再履修については学科より別途指示がありますので、必ず指示に従って再履修手続きを進めてください。

2 「卒業論文・作品」について

必修科目のため、4年次に必ず履修してください。なお、卒業見込み判定が出ていない場合は履修することができません。

Ⅱ群 学科別授業科目（文芸学科）

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業年次
A 理論・歴史部門				
言語学Ⅰ	2			2
言語学Ⅱ	2			2
海外文芸史Ⅰ	2			1
海外文芸史Ⅱ	2			1
海外文芸史Ⅲ	2			1
海外文芸史Ⅳ	2			1
古典文学史Ⅰ	2			2
古典文学史Ⅱ	2			2
現代文学史Ⅰ	2			2
現代文学史Ⅱ	2			2
日本文化史Ⅰ	2			2
日本文化史Ⅱ	2			2
思想の歴史	2			2
思想の座標	2			2
文芸入門講座Ⅰ	2			1
文芸入門講座Ⅱ	2			1
B 研究部門				
作家作品論Ⅰ	2			2
作家作品論Ⅱ	2			2
小説論Ⅰ	2			2
小説論Ⅱ	2			2
文芸創作論Ⅰ	2			1
文芸創作論Ⅱ	2			1
文芸創作論Ⅲ	2			1
文芸創作論Ⅳ	2			1
伝記論Ⅰ	2			2
伝記論Ⅱ	2			2
文芸批評論Ⅰ	2			2
文芸批評論Ⅱ	2			2
エッセイ研究Ⅰ	2			2
エッセイ研究Ⅱ	2			2
児童文学論Ⅰ	2			2
児童文学論Ⅱ	2			2
現代詩研究Ⅰ	2			2
現代詩研究Ⅱ	2			2
詩歌論Ⅰ	2			2
詩歌論Ⅱ	2			2
シナリオ研究Ⅰ	2			2
シナリオ研究Ⅱ	2			2
幻想小説論	2			1
SF小説論Ⅰ	2			1
SF小説論Ⅱ	2			1
ミステリー小説論	2			1
口承文芸論Ⅰ	2			1
口承文芸論Ⅱ	2			1
ノンフィクション論Ⅰ	2			2
ノンフィクション論Ⅱ	2			2
マンガ論Ⅰ	2			1
マンガ論Ⅱ	2			1
ジャーナリズム論Ⅰ	2			2
ジャーナリズム論Ⅱ	2			2
メディア論Ⅰ	2			2
メディア論Ⅱ	2			2
出版文化論Ⅰ	2			1
出版文化論Ⅱ	2			1

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業年次
翻訳文学論Ⅰ	2			2
翻訳文学論Ⅱ	2			2
雑誌研究Ⅰ	2			2
雑誌研究Ⅱ	2			2
文芸特講Ⅰ	2			1
文芸特講Ⅱ	2			1
文芸特講Ⅲ	2			1
文芸特講Ⅳ	2			1
文芸特講Ⅴ	2			2
文芸特講Ⅵ	2			2
文芸特講Ⅶ	2			1
文芸特講Ⅷ	2			1
原典講読Ⅰ	1			1
原典講読Ⅱ	1			1
原典講読Ⅲ	1			2
原典講読Ⅳ	1			2
文芸特別講座Ⅰ	2			2
文芸特別講座Ⅱ	2			2
C 表現技術部門				
文芸基礎研究Ⅰ	2	●	段階制科目	1
文芸実践研究Ⅰ	2	●	段階制科目	1
文芸基礎研究Ⅱ	2	●	段階制科目	2
文芸実践研究Ⅱ	2	●	段階制科目	2
文芸基礎研究Ⅲ	2	●	段階制科目	3
文芸実践研究Ⅲ	2	●	段階制科目	3
文芸基礎研究Ⅳ	2	●	段階制科目	4
文芸実践研究Ⅳ	2	●	段階制科目	4
表現領域拡張講座Ⅰ	2			2
表現領域拡張講座Ⅱ	2			2
編集研究Ⅰ	2			2
編集研究Ⅱ	2			2
文芸情報処理演習Ⅰ	1			1
文芸情報処理演習Ⅱ	1			1
DTP演習Ⅰ	1			1
DTP演習Ⅱ	1			1
DTP演習Ⅲ	1			1
DTP演習Ⅳ	1			1
マンガ演習Ⅰ	1			2
マンガ演習Ⅱ	1			2
卒業論文・作品	8	●		4
D 教職教科部門				
(教職免許を修得するための科目により卒業単位には含まれません)				
国語学Ⅰ	2			2
国語学Ⅱ	2			2
国文学Ⅰ	2			2
国文学Ⅱ	2			2
漢文学Ⅰ	2			2
漢文学Ⅱ	2			2
漢文学史Ⅰ	2			2
漢文学史Ⅱ	2			2
書道Ⅰ	2			2
書道Ⅱ	2			2

- ・授業年次は、履修可能最低学年となります。
- ・●は「必修科目」、■は「選択必修科目」、その他は「選択科目」。
- ・段階制科目は授業年次の欄の最低学年次より履修してください。

文芸学科

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力

学修到達目標	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
●A 理論・歴史部門 DP1、DP2 文芸に関連する様々な知識・教養を学び、自らの中に蓄積することにより、創造するための基本概念や理論を身に付けることを目標とする。	文芸入門講座Ⅰ	文芸入門講座Ⅱ	言語学Ⅰ	言語学Ⅱ				
			思想の歴史	思想の座標				
			古典文学史Ⅰ	古典文学史Ⅱ				
	海外文芸史Ⅰ	海外文芸史Ⅱ	現代文学史Ⅰ	現代文学史Ⅱ				
	海外文芸史Ⅲ	海外文芸史Ⅳ	日本文化史Ⅰ	日本文化史Ⅱ				
●B 研究部門 DP3、DP4 文芸に関する様々な視点から、専門的な研究を行うことにより、創造するために自ら深く考えることができる能力を身に付けることを目標とする。	SF小説論Ⅰ	SF小説論Ⅱ	小説論Ⅰ	小説論Ⅱ				
	幻想小説論	ミステリー小説論						
	文芸特講Ⅰ	文芸特講Ⅱ	文芸特講Ⅴ	文芸特講Ⅵ				
	文芸特講Ⅲ	文芸特講Ⅳ						
	文芸特講Ⅶ	文芸特講Ⅷ						
	出版文化論Ⅰ	出版文化論Ⅱ	雑誌研究Ⅰ	雑誌研究Ⅱ				
	文芸創作論Ⅰ	文芸創作論Ⅱ						
	文芸創作論Ⅲ	文芸創作論Ⅳ						
	マンガ論Ⅰ	マンガ論Ⅱ	メディア論Ⅰ	メディア論Ⅱ				
	原典講読Ⅰ	原典講読Ⅱ	原典講読Ⅲ	原典講読Ⅳ				
			翻訳文学論Ⅰ	翻訳文学論Ⅱ				
	現代詩研究Ⅰ	現代詩研究Ⅱ	作家作品論Ⅰ	作家作品論Ⅱ				
	口承文芸論Ⅰ	口承文芸論Ⅱ	詩歌論Ⅰ	詩歌論Ⅱ				
			シナリオ研究Ⅰ	シナリオ研究Ⅱ				
			文芸批評論Ⅰ	文芸批評論Ⅱ				
			伝記論Ⅰ	伝記論Ⅱ				
	ノンフィクション論Ⅰ	ノンフィクション論Ⅱ	ジャーナリズム論Ⅰ	ジャーナリズム論Ⅱ				
			エッセイ研究Ⅰ	エッセイ研究Ⅱ				
			児童文学論Ⅰ	児童文学論Ⅱ				
●C 表現技術部門 DP5、DP6、DP7、DP8 文芸に関する様々な知識・教養をもって自ら深く考えた思想を、言葉によって表現し、伝えていくための創造技術を磨く。少人数のクラスを中心とした環境の中で、コミュニケーション能力、協働能力、省察力などの社会性を養うことを目標とする。	文芸基礎研究Ⅰ	文芸実践研究Ⅰ	文芸基礎研究Ⅱ	文芸実践研究Ⅱ	文芸基礎研究Ⅲ	文芸実践研究Ⅲ	文芸基礎研究Ⅳ	文芸実践研究Ⅳ
	DTP演習Ⅰ	DTP演習Ⅱ	表現領域拡張講座Ⅰ	表現領域拡張講座Ⅱ				
	DTP演習Ⅲ	DTP演習Ⅳ	マンガ演習Ⅰ	マンガ演習Ⅱ				
	文芸情報処理演習Ⅰ	文芸情報処理演習Ⅱ	編集研究Ⅰ	編集研究Ⅱ				

卒業論文・作品

必修科目 選択科目

VI 演劇学科

演劇学科では、履修する主要科目の違いによって以下のコース・専攻に分かれています。

- ・舞台構想コース（劇作専攻，演出専攻，企画制作専攻）
- ・演技舞踊コース（演技専攻，舞踊専攻）
- ・デザイン技術コース（美術専攻，照明専攻，衣裳専攻，音響専攻，舞台監督専攻）

1 カリキュラムの特徴

演劇学科の科目履修については、主として演習・実習科目の履修にかかわる「コース・専攻」と、主として3・4年次の研究・演習科目の履修にかかわる「ゼミナール」のシステムがあるということを理解しておいてください。

「コース・専攻」毎に指定科目，クラスの編成などが違います。「コース・専攻」に関する規定は年次によって異なることがあるので，毎年度初頭のガイダンスに注意してください。

「ゼミナール」のシステムは，卒業のための要件である卒業論文・制作の提出・発表に向けて，3年次のゼミナール（Ⅰ・Ⅱ）と4年次のゼミナール（Ⅲ・Ⅳ）を，それぞれ履修条件を満たしたうえで選択的に受講していくというものです。開設されるゼミナールは年度によって異なることがあるので，ガイダンス・掲示などに注意してください。

2 履修上の諸注意

下記の事項また授業科目リストにおける各欄の意味を理解のうえ，計画的に受講・履修をすすめてください。

- ① コース・専攻別の欄に●印（必修科目），■印（選択必修科目），の記載がある科目は卒業の要件となりますので，指定の授業年次に必ず履修し単位を修得してください。
- ② コース・専攻の欄に○印（準必修科目），の記載がある科目は卒業の要件ではないが，各コース・専攻が指定した科目で，優先的に修得しなければならない科目となります。
- ③ 理論・歴史および研究部門の選択科目は全コース・専攻の学生が履修できます。ただし，表現技術部門の科目については，コース・専攻の限定その他の履修条件が付されるものがあるので，演劇学科によるガイダンスまた受講年度のシラバスにおける履修条件の項に注意してください。

Ⅱ群 学科別授業科目（演劇学科）

授業科目	単位数	舞台構想		演技舞踊		デザイン技術					履修方法	授業年次
		劇作	演出	企画制作	演技	舞踊	美術	照明	衣裳	音響	舞台監督	
A 理論・歴史部門												
演劇概論	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1
演劇学	2											1
舞踊学	2											1
劇場論Ⅰ	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●		2
劇場論Ⅱ	2											2
戯曲論	2	○										3
演出論	2		○									1
演技論	2				○							1
舞踊論Ⅰ	2					○						2
舞踊論Ⅱ	2					○						2
演劇教育論	2											3
演劇史Ⅰ	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1
演劇史Ⅱ	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1
演劇史Ⅲ	2											2
演劇史Ⅳ	2											2
舞踊史Ⅰ	2					○						2
舞踊史Ⅱ	2					○						2
B 研究部門												
応用演劇研究	2											3
演劇批評研究	2											2
古典演劇研究Ⅰ	2											2
古典演劇研究Ⅱ	2											2
現代演劇研究Ⅰ	2											2
現代演劇研究Ⅱ	2											2
作家作品研究Ⅰ	2											2
作家作品研究Ⅱ	2											2
会計入門	2			○								3
マーケティング入門	2			○								3
特殊研究Ⅰ	2											2
特殊研究Ⅱ	2											2
特殊研究Ⅲ	2											2
特殊研究Ⅳ	2											2
特殊研究Ⅴ	2											2
特殊研究Ⅵ	2											2
特殊研究Ⅶ	2											2
特殊研究Ⅷ	2											2
C 表現技術部門												
舞台芸術基礎	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1
戯曲講読	2											1
劇作基礎	2	■	■	■								1
演出基礎	2	■	■	■								1
企画制作基礎	2	■	■	■								1
演技基礎	2				■	■						1
日本舞踊基礎	2				■	■						1
舞踊基礎	2				■	■						1
舞台美術基礎	2						■	■	■	■		1
舞台照明基礎	2						■	■	■	■		1
舞台音響基礎	2						■	■	■	■		1
舞台衣裳基礎	2						■	■	■	■		1
舞台監督基礎	2						■	■	■	■		1
演劇教育基礎	2											2
舞台扮装基礎	2											2
応用演劇基礎	2											2
アウトリーチⅠ	2											2
アウトリーチⅡ	2											2
劇場技術基礎Ⅰ	2						●	●	●	●	●	1
劇場技術基礎Ⅱ	2						●	●	●	●	●	1
劇作実習Ⅰ	1	○										1
劇作実習Ⅱ	1	○										1
劇作実習Ⅲ	1	○										2
劇作実習Ⅳ	1	○										2
劇作実習Ⅴ	1	○										3
演出実習Ⅰ	1		○									1
演出実習Ⅱ	1		○									1
演出実習Ⅲ	1		○									2
演出実習Ⅳ	1		○									2
演出実習Ⅴ	1		○									3
演出実習Ⅵ	1		○									3
舞台音響実習Ⅰ	1									○		1
舞台音響実習Ⅱ	1									○		2
舞台音響実習Ⅲ	1									○		2
舞台音響実習Ⅳ	1									○		2
舞台音響実習Ⅴ	1									○		3
舞台監督実習Ⅰ	1										○	1
舞台監督実習Ⅱ	1										○	3
舞台監督実習Ⅲ	1										○	3
舞台監督実習Ⅳ	1										○	3
企画制作Ⅰ	2			○								1
企画制作Ⅱ	2			○								2
企画制作Ⅲ	2			○								2
企画制作Ⅳ	2			○								3
企画制作Ⅴ	2			○								3
演技実習Ⅰ	1				○							1
演技実習Ⅱ	1				○							1
演技実習Ⅲ	1				○							2
演技実習Ⅳ	1				○							2
演技実習Ⅴ	1				○							2
演技実習Ⅵ	1				○							2
演技実習Ⅶ	1				○							3
演技実習Ⅷ	1				○							3
舞台美術実習Ⅰ	1						○					1
舞台美術実習Ⅱ	1						○					2
舞台美術実習Ⅲ	1						○					2
舞台美術実習Ⅳ	1						○					2
舞台美術実習Ⅴ	1						○					3
舞台照明実習Ⅰ	1							○				1
舞台照明実習Ⅱ	1							○				2
舞台照明実習Ⅲ	1							○				2
舞台照明実習Ⅳ	1							○				2
舞台照明実習Ⅴ	1							○				3
舞台衣裳実習Ⅰ	1								○			1
舞台衣裳実習Ⅱ	1								○			2
舞台衣裳実習Ⅲ	1								○			2
舞台衣裳実習Ⅳ	1								○			2
舞台衣裳実習Ⅴ	1								○			3
日本舞踊実習Ⅰ	1				○	○						2
日本舞踊実習Ⅱ	1				○	○						2
日本舞踊実習Ⅲ	1				○	○						3
日本舞踊実習Ⅳ	1				○	○						3
舞踊実習Ⅰ	1						○					1
舞踊実習Ⅱ	1						○					1

授業科目	単位数	舞台構想			演技舞踊		デザイン技術					履修方法	授業年次
		劇作	演出	企画制作	演技	舞踊	美術	照明	衣裳	音響	舞台監督		
舞踊実習Ⅲ	1					○							2
舞踊実習Ⅳ	1					○							2
舞踊実習Ⅴ	1					○							2
舞踊実習Ⅵ	1					○							2
舞踊実習Ⅶ	1					○							3
舞踊実習Ⅷ	1					○							3
身体表現実習	1				○	○							1
特殊実習Ⅰ	1												2
特殊実習Ⅱ	1												2
特殊実習Ⅲ	1												2
特殊実習Ⅳ	1												3
特殊実習Ⅴ	1												3
特殊実習Ⅵ	1												3
特殊実習Ⅶ	1												3
特殊実習Ⅷ	1												3
シアタープロダクションⅠ	3												2
シアタープロダクションⅡ	3												2
シアタープロダクションⅢ	3												3
シアタープロダクションⅣ	3												3
ゼミナールⅠ	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		3
ゼミナールⅡ	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		3
ゼミナールⅢ	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		4
ゼミナールⅣ	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		4
卒業研究	8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		4

- ・授業年次は、履修可能最低学年となります。
- ・●は「必修科目」、■は「選択必修科目」、○は「準必修科目（コース指定科目）」、その他は「選択科目」。

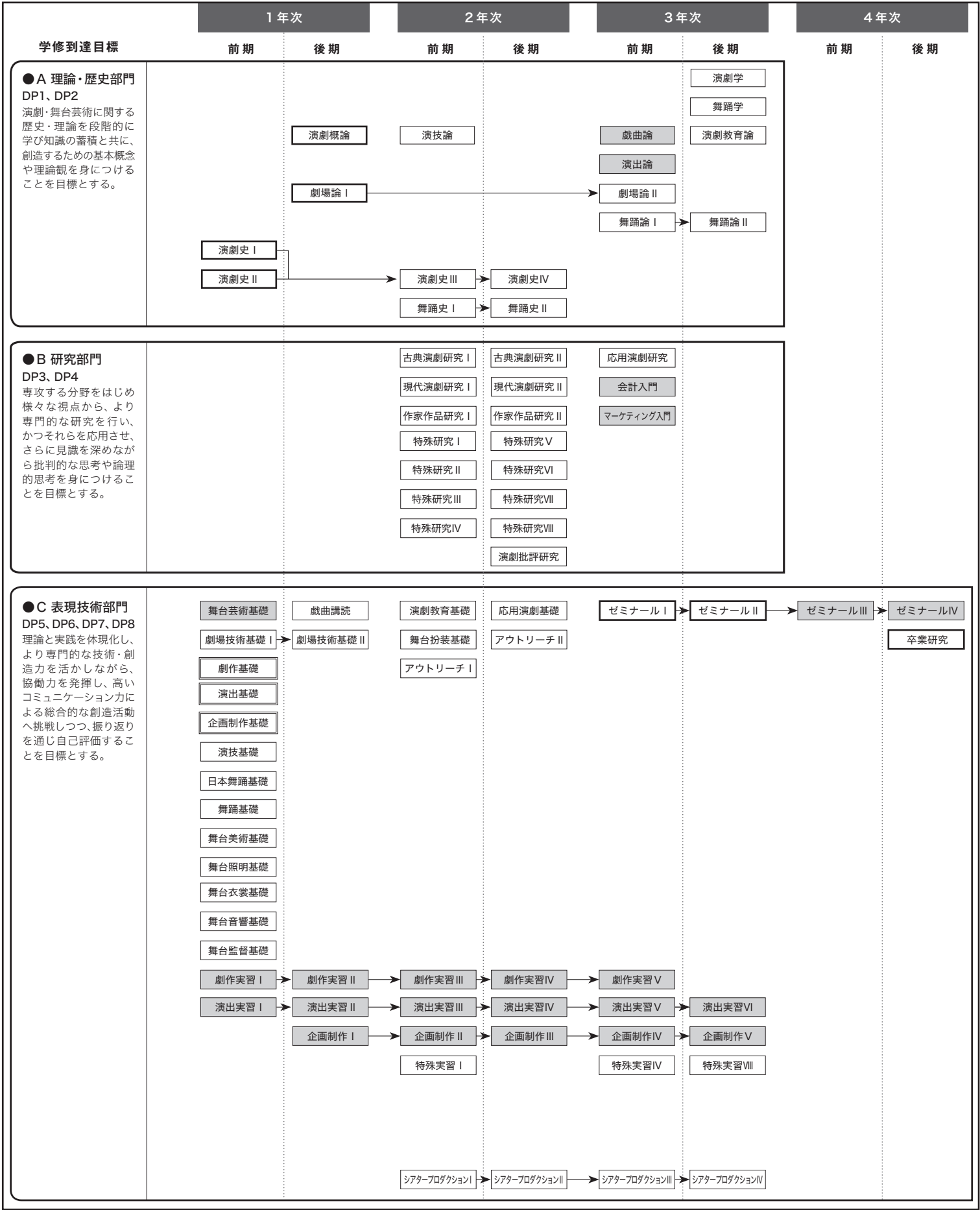
演劇学科【舞台構想コース】

ディプロマ・ポリシー

- DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

- DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

- DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力



必修科目 選択必修科目 コース指定科目 選択科目

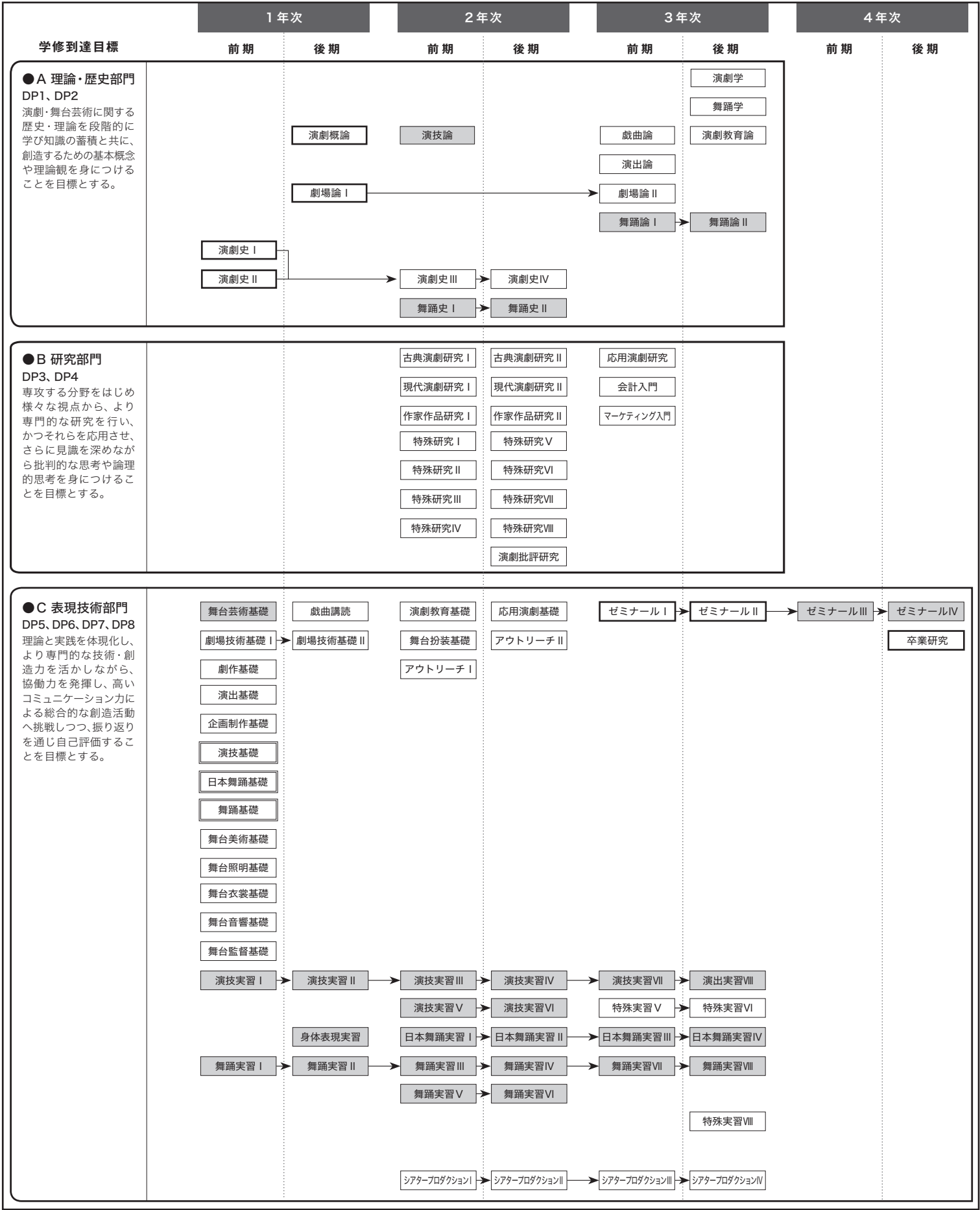
演劇学科【演技舞踊コース】

ディプロマ・ポリシー

- DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

- DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

- DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力



必修科目 選択必修科目 コース指定科目 選択科目

演劇学科 [デザイン技術コース]

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
学修到達目標	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
●A 理論・歴史部門 DP1、DP2 演劇・舞台芸術に関する歴史・理論を段階的に学び知識の蓄積と共に、創造するための基本概念や理論観を身につけることを目標とする。		演劇概論	演技論		戯曲論	演劇学		
		劇場論Ⅰ			演出論	舞踊学		
	演劇史Ⅰ				劇場論Ⅱ	演劇教育論		
	演劇史Ⅱ				舞踊論Ⅰ	舞踊論Ⅱ		
			演劇史Ⅲ	演劇史Ⅳ				
			舞踊史Ⅰ	舞踊史Ⅱ				
●B 研究部門 DP3、DP4 専攻する分野をはじめ様々な視点から、より専門的な研究を行い、かつそれらを応用させ、さらに見識を深めながら批判的な思考や論理的思考を身につけることを目標とする。			古典演劇研究Ⅰ	古典演劇研究Ⅱ	応用演劇研究			
			現代演劇研究Ⅰ	現代演劇研究Ⅱ	会計入門			
			作家作品研究Ⅰ	作家作品研究Ⅱ	マーケティング入門			
			特殊研究Ⅰ	特殊研究Ⅴ				
			特殊研究Ⅱ	特殊研究Ⅵ				
			特殊研究Ⅲ	特殊研究Ⅶ				
			特殊研究Ⅳ	特殊研究Ⅷ				
				演劇批評研究				
●C 表現技術部門 DP5、DP6、DP7、DP8 理論と実践を体現化し、より専門的な技術・創造力を活かしながら、協働力を発揮し、高いコミュニケーション力による総合的な創造活動へ挑戦しつつ、振り返りを通じ自己評価することを目標とする。	舞台芸術基礎	戯曲講読	演劇教育基礎	応用演劇基礎	ゼミナールⅠ	ゼミナールⅡ	ゼミナールⅢ	ゼミナールⅣ
	劇場技術基礎Ⅰ	劇場技術基礎Ⅱ	舞台扮装基礎	アウトリーチⅡ				卒業研究
	創作基礎		アウトリーチⅠ					
	演出基礎							
	企画制作基礎							
	演技基礎							
	日本舞踊基礎							
	舞踊基礎							
	舞台美術基礎							
	舞台照明基礎							
	舞台衣裳基礎	舞台美術実習Ⅰ	舞台美術実習Ⅱ					
	舞台音響基礎		舞台美術実習Ⅲ	舞台美術実習Ⅳ	舞台美術実習Ⅴ			
	舞台監督基礎	舞台照明実習Ⅰ	舞台照明実習Ⅱ					
			舞台照明実習Ⅲ	舞台照明実習Ⅳ	舞台照明実習Ⅴ			
		舞台衣裳実習Ⅰ	舞台衣裳実習Ⅱ					
			舞台衣裳実習Ⅲ	舞台衣裳実習Ⅳ	舞台衣裳実習Ⅴ			
		舞台音響実習Ⅰ	舞台音響実習Ⅱ					
			舞台音響実習Ⅲ	舞台音響実習Ⅳ	舞台音響実習Ⅴ			
		舞台監督実習Ⅰ			舞台監督実習Ⅱ			
					舞台監督実習Ⅲ	舞台監督実習Ⅳ		
			特殊実習Ⅱ	特殊実習Ⅲ	特殊実習Ⅶ	特殊実習Ⅶ		
			シアタープロダクションⅠ	シアタープロダクションⅡ	シアタープロダクションⅢ	シアタープロダクションⅣ		

Ⅶ 放送学科

1 専攻について

専攻は、以下の7つに分かれています。

1年次前期の「放送基礎実習Ⅰ・Ⅱ」（必修）で後期から始まる各専攻に関することを学びます。そして、後期からは7つの専攻の中から1つを選択し、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの全段階を履修します（選択必修）。

また、学科が定める選抜規定に基づき、2つめの専攻を履修することもできます。その場合、選択した両方の科目について、全段階を履修しなければなりません。

なお、専攻を途中で変更する場合、新たにⅠの段階より履修しなければなりません。

【専攻】

テレビ制作	ラジオ制作	映像技術	音響技術
CM	脚本	アナウンス	

【科目】

1年次（選択必修）	2年次（選択必修）	3年次（選択必修）
テレビ制作Ⅰ	テレビ制作Ⅱ,Ⅲ	テレビ制作Ⅳ,Ⅴ
ラジオ制作Ⅰ	ラジオ制作Ⅱ,Ⅲ	ラジオ制作Ⅳ,Ⅴ
映像技術Ⅰ	映像技術Ⅱ,Ⅲ	映像技術Ⅳ,Ⅴ
音響技術Ⅰ	音響技術Ⅱ,Ⅲ	音響技術Ⅳ,Ⅴ
CMⅠ	CMⅡ,Ⅲ	CMⅣ,Ⅴ
脚本Ⅰ	脚本Ⅱ,Ⅲ	脚本Ⅳ,Ⅴ
アナウンスⅠ	アナウンスⅡ,Ⅲ	アナウンスⅣ,Ⅴ

2 演習について

演習は、放送表現に関わる基礎知識・技術を実践的に習得する科目です。

3 ゼミナールについて

3年次より、ゼミナールを1つ履修し、2年間にわたって指導を受けます。ゼミナールは、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの全段階を履修しなければなりません（必修）。ゼミナールの詳細については、2年次後期に行うガイダンス、および授業計画（シラバス）で確認してください。

4 卒業研究について

卒業研究（論文／制作／発表など）は、ゼミナールで指導を受け、4年間の学びの成果を図るものです。

Ⅱ群 学科別授業科目（放送学科）

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業 年次	授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業 年次
A 理論・歴史部門					ラジオ演出論Ⅱ	2			2～4
放送概論Ⅰ	2			1	テレビ演出論Ⅰ	2			2～4
放送概論Ⅱ	2			1	テレビ演出論Ⅱ	2			2～4
ラジオ史Ⅰ	2			1～4	放送表現研究Ⅰ	2			2～4
ラジオ史Ⅱ	2			1～4	放送表現研究Ⅱ	2			2～4
テレビ史Ⅰ	2			1～4	放送表現研究Ⅲ	2			2～4
テレビ史Ⅱ	2			1～4	放送表現研究Ⅳ	2			2～4
放送制度論	2			2～4	放送表現研究Ⅴ	2			2～4
放送契約論	2			2～4	放送表現研究Ⅵ	2			2～4
メディア研究Ⅰ	2			1・2	放送表現研究Ⅶ	2			3・4
メディア研究Ⅱ	2			1・2	放送表現研究Ⅷ	2			3・4
メディア研究Ⅲ	2			2～4	放送表現と人権Ⅰ	2			2～4
メディア研究Ⅳ	2			2～4	放送表現と人権Ⅱ	2			2～4
メディア研究Ⅴ	2			2～4	放送美術論Ⅰ	2			2～4
メディア研究Ⅵ	2			2～4	放送美術論Ⅱ	2			2～4
メディア研究Ⅶ	2			2～4	放送広告論Ⅰ	2			2～4
メディア研究Ⅷ	2			2～4	放送広告論Ⅱ	2			2～4
メディア研究Ⅸ	2			2～4	放送報道論Ⅰ	2			2～4
B 研究部門					放送報道論Ⅱ	2			2～4
広告とマーケティング戦略Ⅰ	2			2～4	放送技術概論Ⅰ	2			2～4
広告とマーケティング戦略Ⅱ	2			2～4	放送技術概論Ⅱ	2			2～4
放送作品研究Ⅰ	2			2～4	音響技術論Ⅰ	2			2
放送作品研究Ⅱ	2			2～4	音響技術論Ⅱ	2			2
放送作品研究Ⅲ	2			2～4	音響技術論Ⅲ	2			3
放送作品研究Ⅳ	2			2～4	音響技術論Ⅳ	2			3
放送作品研究Ⅴ	2			2～4	映像技術論Ⅰ	2			2
放送作品研究Ⅵ	2			2～4	映像技術論Ⅱ	2			2
放送作品研究Ⅶ	2			2～4	映像技術論Ⅲ	2			3
放送作品研究Ⅷ	2			2～4	映像技術論Ⅳ	2			3
放送技術研究Ⅰ	2			1～4	放送基礎実習Ⅰ	1	●		1
放送技術研究Ⅱ	2			1～4	放送基礎実習Ⅱ	1	●		1
放送技術研究Ⅲ	2			2～4	企画演習	1			1
放送技術研究Ⅳ	2			2～4	テレビ制作Ⅰ	1	■	1科目または 2科目選択必修	1
放送技術研究Ⅴ	2			2～4	ラジオ制作Ⅰ	1	■		1
放送技術研究Ⅵ	2			2～4	映像技術Ⅰ	1	■		1
放送技術研究Ⅶ	2			2～4	音響技術Ⅰ	1	■		1
放送技術研究Ⅷ	2			2～4	CMⅠ	1	■		1
ゼミナールⅠ	1	●		3	脚本Ⅰ	1	■		1
ゼミナールⅡ	1	●		3	アナウンスⅠ	1	■		1
ゼミナールⅢ	1	●		4					
ゼミナールⅣ	1	●		4					
C 表現技術部門									
放送脚本論Ⅰ	2			2					
放送脚本論Ⅱ	2			2					
ラジオ演出論Ⅰ	2			2～4					

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	授業年次
テレビ制作Ⅱ	1	■	2科目,または 4科目選択必修	2
テレビ制作Ⅲ	1	■		2
ラジオ制作Ⅱ	1	■		2
ラジオ制作Ⅲ	1	■		2
映像技術Ⅱ	1	■		2
映像技術Ⅲ	1	■		2
音響技術Ⅱ	1	■		2
音響技術Ⅲ	1	■		2
CMⅡ	1	■		2
CMⅢ	1	■		2
脚本Ⅱ	1	■		2
脚本Ⅲ	1	■		2
アナウンスⅡ	1	■		2
アナウンスⅢ	1	■		2
テレビ制作Ⅳ	1	■	2科目,または 4科目選択必修	3
テレビ制作Ⅴ	1	■		3
ラジオ制作Ⅳ	1	■		3
ラジオ制作Ⅴ	1	■		3
映像技術Ⅳ	1	■		3
映像技術Ⅴ	1	■		3
音響技術Ⅳ	1	■		3
音響技術Ⅴ	1	■		3
CMⅣ	1	■		3
CMⅤ	1	■		3
脚本Ⅳ	1	■		3
脚本Ⅴ	1	■		3
アナウンスⅣ	1	■		3
アナウンスⅤ	1	■		3
番組企画構成演習Ⅰ	1			2
番組企画構成演習Ⅱ	1			2
番組企画構成演習Ⅲ	1			3・4
番組企画構成演習Ⅳ	1			3・4
コピーライティングⅠ	1			2・3
コピーライティングⅡ	1			2・3
照明演習Ⅰ	1			2～4
照明演習Ⅱ	1			2～4
ニュース分析Ⅰ	1			2
ニュース分析Ⅱ	1			2
ニュース分析Ⅲ	1			3・4
ニュース分析Ⅳ	1			3・4
取材調査演習Ⅰ	1			2
取材調査演習Ⅱ	1			2
卒業研究	8			4

・授業年次は、該当年次を受講のこと。

・●は「必修科目」、■は「選択必修科目」、その他は「選択科目」。

放送学科

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力

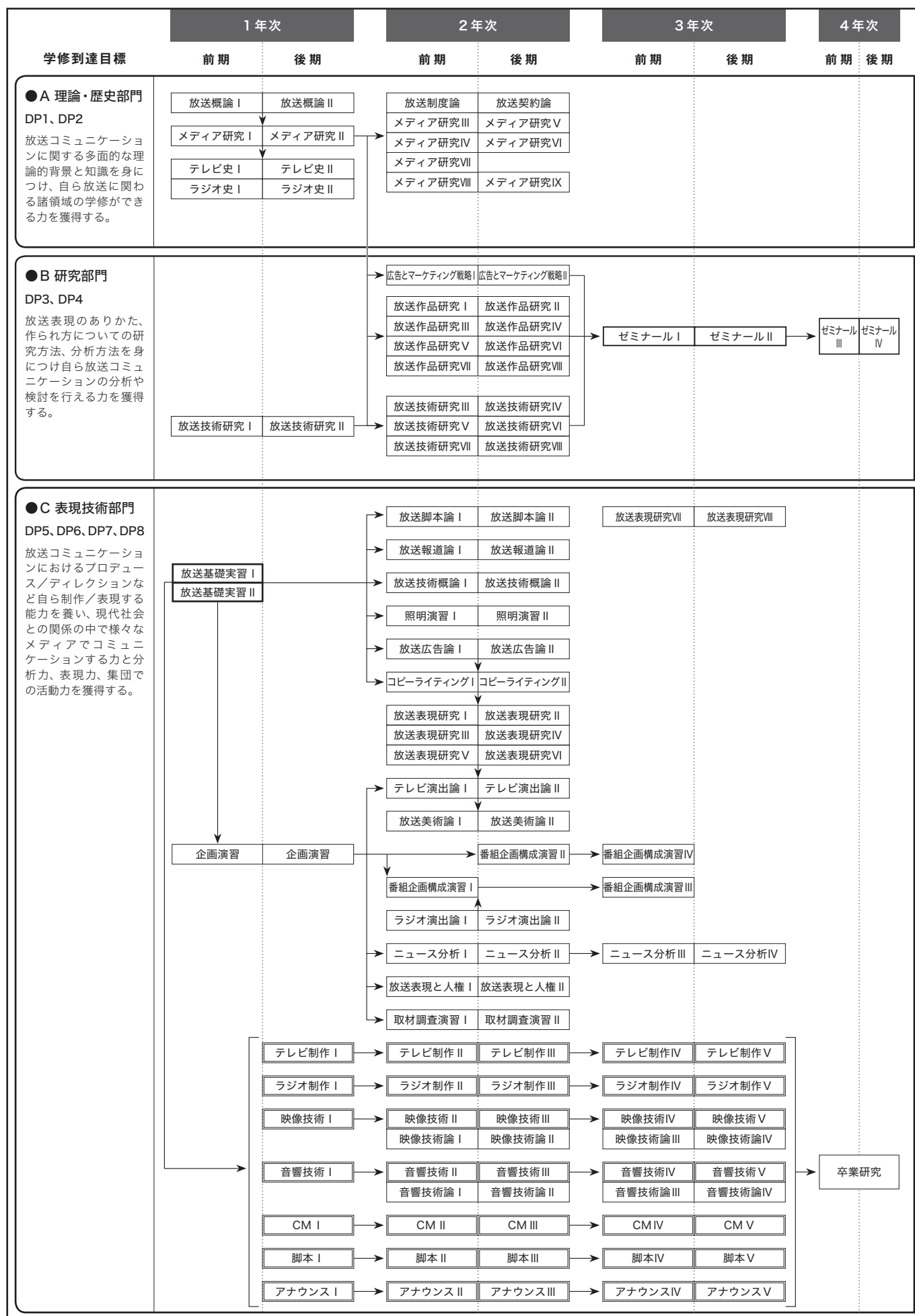
DP4：問題発見・解決力

DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力

DP7：リーダーシップ・協働力

DP8：省察力



必修科目 選択必修科目 選択科目

Ⅷ デザイン学科

1 デザイン学科の科目履修について

- ・1年次では、基礎的な造形力やデザインの基本的技法等の知識を身につけるための講義科目や演習科目が必修となっています。必修科目は全て1年次で履修し単位を修得してください。これらの授業内容を理解していることを前提に2年次以降の専門科目は内容が設定されています。
- ・2年次以降は別表のとおり、指定された「選択必修科目」と各自が選択した分野ごとに決められた「準選択必修科目」の履修方法ならびに授業年次に従い単位を修得してください。時間割は年度ごとに変更されますので、卒業に係わる単位修得に十分注意し、余裕を持った履修計画を立ててください。特に4年次は、デザインゼミナール、卒業論文・制作に集中できる履修計画を立てることが望まれます。

2 専門分野の決定

- ・デザイン学科では3つの専門分野を設け、これに基づいてカリキュラムが決められています。
- ・1年次にはデザインの基礎であり全分野共通となるベーシックデザインを学び、デザイン全般に対する理解を深めます。2年次以降は、本人の希望や適性に応じて専門分野の科目を自由に選択することができます。デザイン学科では、将来の進路や目標を見据えて専門分野を各自で決め、より高い専門性を身につけるとともに、関連する他分野の科目を履修するなどにより、従来の分野や領域にとらわれない柔軟性を備えたデザイナー、クリエイターの育成を目指しています。
- ・1,2年次の終了時には、各自の適性、技量、科目の成績、提出作品内容、そして授業態度などの総ての評価を基に、適切な専門科目の選択や将来の方向性を定めるために「進路カウンセリング」において個別指導を行います。

3 資格修得の科目について

- ・デザイン学科では、教職課程、学芸員課程、司書教諭課程および司書課程を履修し、中学校教諭一種免許状（美術）、高等学校教諭一種免許状（美術／工芸）、学芸員資格等が修得できます。詳細はガイダンス時に説明を行いますので資格修得希望者は、必ず説明会に出席の上、受講手続きを取ってください。
- ・デザイン学科では、一級建築士、二級建築士、木造建築士の受験資格の認定を受けています。各建築士資格により在学中に修得しなければならない指定科目が設定されています。別表を参考にし必要な指定科目を各自確認の上、それぞれの資格に応じた履修計画を立てるように留意してください。建築士試験の指定科目制度をよく理解し、必要な指定科目を履修し単位を修得してください。詳細はガイダンス時に説明を行いますので必ず説明会に出席の上、受講手続きを取ってください。
- ・建築士試験の指定科目に関しては、転部生・転科生は個別の履修計画の指導を必ず受けてください。また、編入生は指定科目の単位認定確定後に個別の履修計画指導を行います。
- ・別表に☆印が付してある科目は、一級建築士、二級建築士、木造建築士の受験資格に必要な指定科目です。
これらの指定科目に関する詳細資料はガイダンス時に配布します。

4 卒業研究について

- ・3年次終了迄に84単位以上を修得していないと4年間で卒業できないため、4年次のデザインゼミナール、卒業論文・制作を履修登録できません。
- ・卒業するには、デザインゼミナール4単位と卒業制作または、卒業論文8単位を必ず修得しなければなりません。なお、希望するゼミナールを履修するためには、そのゼミ担当教員の専門科目を3年次までに最低一つは修得しておく必要があります。

Ⅱ群 学科別授業科目（デザイン学科）

授業科目	単位数	必修 (●)	履修方法	建築士	授業年次
A 理論・歴史部門					
デザイン論Ⅰ	2	●			1
デザイン論Ⅱ	2	●			1
美術学Ⅰ	2				3
美術学Ⅱ	2				3
美術史概論	2				1
工芸概論	2				1
日本建築史	2	■	2単位以上修得 しなければならない	☆	2
西洋建築史	2	■		☆	2
デザイン史Ⅰ	2	■			2
デザイン史Ⅱ	2	■			2
デザイン史Ⅲ	2	■			2
デザイン論Ⅲ	2	■	2単位以上修得 しなければならない		2
デザイン論Ⅳ	2	■			2
デザイン論Ⅴ	2	■			2
デザイン論Ⅵ	2	■			2
建築デザイン論	2	■		☆	2
B 研究部門					
タイポグラフィ論	2	■	2単位以上修得 しなければならない	☆	2
エルゴノミックデザイン論	2	■			2
マテリアル	2	■			2
プロダクト総合講座	2				2
デザインマネジメント論Ⅰ	2	■			2
デザインマネジメント論Ⅱ	2				2
環境論Ⅰ	2			☆	3
環境論Ⅱ	2			☆	3
プランニングⅠ	2			☆	2
プランニングⅡ	2			☆	3
力学	2			☆	2
ストラクチャー	2			☆	3
建築総合講座	2			☆	3
構法概論	2			☆	2
建築生産論	2			☆	3
建築設備	2			☆	3
建築法規	2			☆	3
図学	2			☆	2
ランドスケープデザイン	2			☆	2
デザイン特別講座Ⅰ	2	●			1
デザイン特別講座Ⅱ	2				1
建築一般構造	2			☆	3
C 表現技術部門					
(ベーシックデザインⅠ)					
ドローイングⅠ	2	●	2単位以上修得 しなければならない		1
ドローイングⅡ	2	■			1
製図Ⅰ	2	●			1
製図Ⅱ	2	■			1
平面基礎	2	●			1
立体基礎	2	●			1
デザインワークショップ	2	●			1
PC基礎	2	●			1
(ベーシックデザインⅡ)					
建築CAD	2			☆	2
ビジュアル基礎	2	□	4単位以上を選択 し、優先的に修得 してください。		2
メディア基礎	2	□			2
タイポグラフィックデザイン	2	□			2
エディトリアルデザイン	2				2
フォトグラフィ	2				2

授業科目	単 位 数	必 修 (●)	履修方法	建 築 士	授 業 年 次
建築実測演習	2			☆	2
モデリングテクニック	2				2
プレゼンテーションテクニック	2				2
CADⅠ	2				2
CADⅡ	2				2
(ビジュアルコミュニケーションデザイン)					
グラフィックデザインⅠ	2	□	4単位以上を選択し、優先的に修得してください。		2
グラフィックデザインⅡ	2	□			2
グラフィックデザインⅢ	2	□			2
グラフィックデザインⅣ	2	□			2
グラフィックデザインⅤ	2	□			2
グラフィックデザインⅥ	2	□			2
グラフィックデザインⅦ	2	□			2
グラフィックデザインⅧ	2	□			2
コミュニケーションデザインⅠ	2	□	4単位以上を選択し、優先的に修得してください。		2
コミュニケーションデザインⅡ	2	□			2
コミュニケーションデザインⅢ	2	□			2
コミュニケーションデザインⅣ	2	□			2
コミュニケーションデザインⅤ	2	□			2
コミュニケーションデザインⅥ	2	□			2
コミュニケーションデザインⅦ	2	□			2
コミュニケーションデザインⅧ	2	□			2
(プロダクトデザイン)					
プロダクトデザインⅠ	2	□	4単位以上を選択し、優先的に修得してください。		2
プロダクトデザインⅡ	2	□			2
プロダクトデザインⅢ	2	□			2
プロダクトデザインⅣ	2	□			2
プロダクトデザインⅤ	2	□			2
プロダクトデザインⅥ	2	□			2
プロダクトデザインⅦ	2	□			2
プロダクトデザインⅧ	2	□			2
(建築デザイン)					
商空間デザインⅠ	2	□	4単位以上を選択し、優先的に修得してください。	☆	2
商空間デザインⅡ	2	□		☆	3
建築デザインⅠ	2	□		☆	2
建築デザインⅡ	2	□		☆	2
建築デザインⅢ	2	□		☆	2
建築デザインⅣ	2	□		☆	3
建築デザインⅤ	2	□		☆	3
建築デザインⅥ	2	□		☆	3
建築デザインⅦ	2	□		☆	3
建築デザインⅧ	2	□		☆	3
(ソーシャルデザイン)					
総合演習	2				3
インターンシップ	2			☆	3
デザインゼミナール1	2				3
デザインゼミナール2	2				3
デザインゼミナール3	2	●			4
デザインゼミナール4	2	●			4
卒業論文・制作	8	●			4

- ・ 授業年次は、履修可能最低学年となります。
- ・ ●は「必修科目」、■は「選択必修科目」、□は「準選択必修科目（優先的に修得する科目）」、その他は「選択科目」。
- ・ ☆は「建築士受験資格の認定科目」。

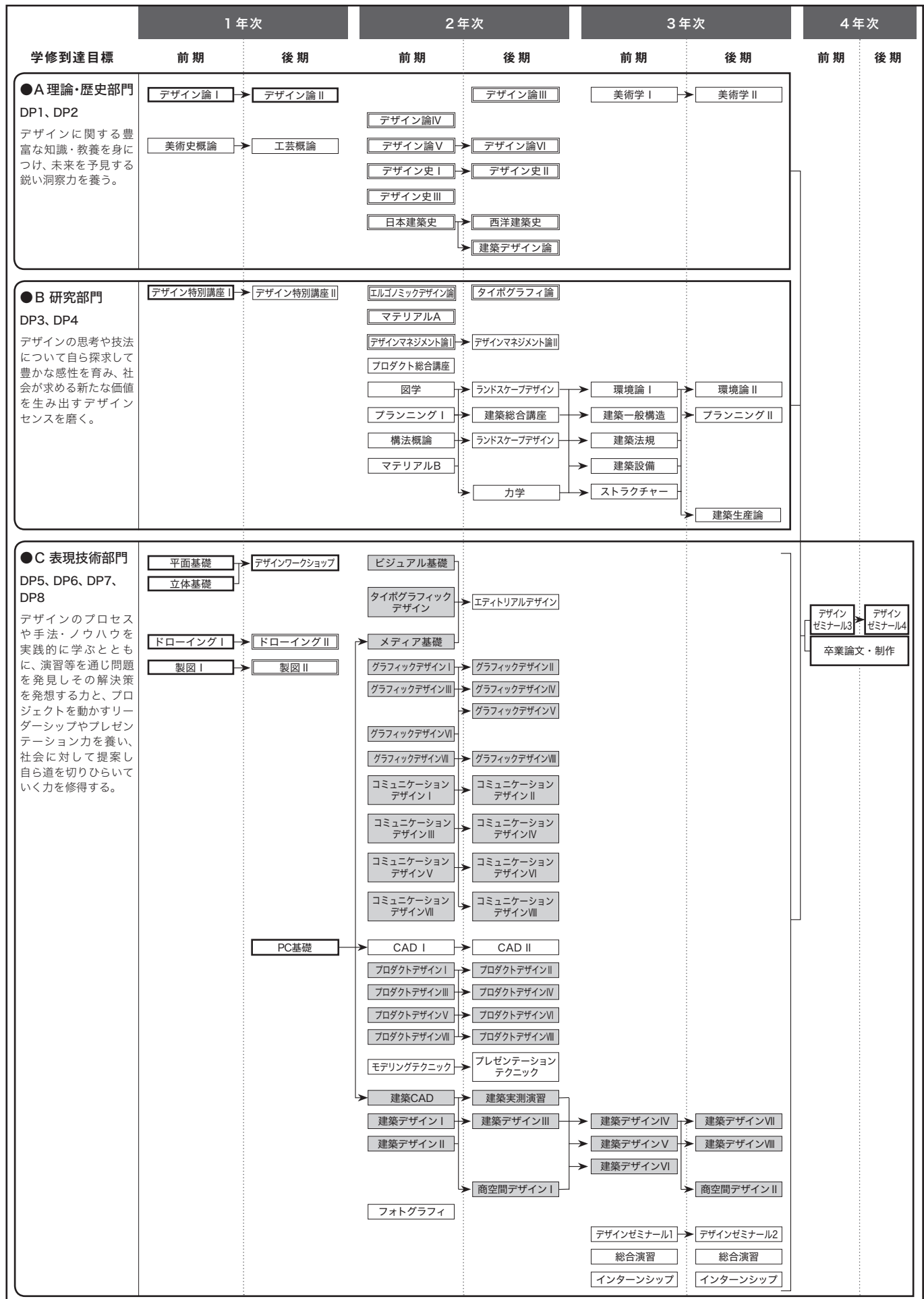
デザイン学科

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力
DP4：問題発見・解決力
DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力
DP7：リーダーシップ・協働力
DP8：省察力



必修科目
 選択必修科目
 準選択必修科目
 選択科目

Ⅸ 共通選択科目（各学科共通）

1 芸術総合講座について

芸術総合講座は、芸術の幅広い教養と総合的視点を養う学科共通授業科目です。社会に出てから必要になる知識を第一線で活躍する外部講師から学ぶことができる実践的な講座群となっています。

2 連携型プロジェクトについて

連携型プロジェクトは、芸術プロジェクトをベースにした実践型・参加型の学習形態科目となり、各芸術プロジェクトにおける企業・行政・地域社会、所属学科以外の学生や教員との連携とプロジェクト目標を実現するなかで、思考力や実践力、芸術活動に必要なコミュニケーション力や課題探求力、自己表現力など様々なスキルを身につけ、初年次に全学共通教育科目や各学科の基礎科目で培った「自ら学ぶ」、「自ら考える」、「自ら道をひらく」能力をさらに養い発展させる事を目的とした授業です。

履修方法と単位について

- ① 全学科の2年生～4年生の学生が横断的に履修できる科目となります。
- ② 共通専門教育科目は、「連携型プロジェクトⅠ～Ⅳ」の4科目となり、単位数は各2単位となります。単位については、第Ⅱ群の学科別授業科目となるため、卒業に必要な所属学科の専門科目58単位の中に含まれます。
- ③ プロジェクト型の授業科目となるため、開講学期等は集中授業を予定していますが、年度によって夏期集中や他時期の集中など変更がありますので、各年度の4月のガイダンスやシラバス等で詳細を確認してください。
- ④ プロジェクト内容については、毎年度変更となりますので、4月のガイダンスやシラバス等で詳細を確認してください。

3 海外語学研修・海外基礎研究について

以下の制度を利用して海外研修等に参加し、所定の手続きを完了することで単位を認定します。

- ① 日本大学が募集する海外交換・派遣留学制度、短期海外研修
- ② 芸術学部が募集する留学
- ③ 認定留学

授業科目	単位数	履修方法	授業年次
芸術総合講座Ⅰ	2		2
芸術総合講座Ⅱ	2		2
芸術総合講座Ⅲ	2		2
芸術総合講座Ⅳ	2		2
芸術総合講座Ⅴ	2		2
芸術総合講座Ⅵ	2		2
芸術総合講座Ⅶ	2		2
芸術総合講座Ⅷ	2		2
芸術総合講座Ⅸ	2		2
芸術総合講座Ⅹ	2		2
連携型プロジェクトⅠ	2		2
連携型プロジェクトⅡ	2		2
連携型プロジェクトⅢ	2		2
連携型プロジェクトⅣ	2		2

授業科目	単位数	履修方法	授業年次
海外語学研修Ⅰ	2		認 定
海外語学研修Ⅱ	2		認 定
海外語学研修Ⅲ	1		認 定
海外語学研修Ⅳ	1		認 定
海外基礎研究Ⅰ	2		認 定
海外基礎研究Ⅱ	2		認 定
海外基礎研究Ⅲ	2		認 定
海外基礎研究Ⅳ	2		認 定
海外基礎研究Ⅴ	1		認 定
海外基礎研究Ⅵ	1		認 定
海外発展研究Ⅰ	2		認 定
海外発展研究Ⅱ	2		認 定
海外発展研究Ⅲ	1		認 定
海外発展研究Ⅳ	1		認 定

※開講の有無は年度によって異なります。

※授業年次は、履修最低学年となります。

履修系統図

共通専門教育科目（各学科共通）

ディプロマ・ポリシー

DP1：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

DP2：世界の現状を理解し、説明する力

DP3：論理的・批判的思考力

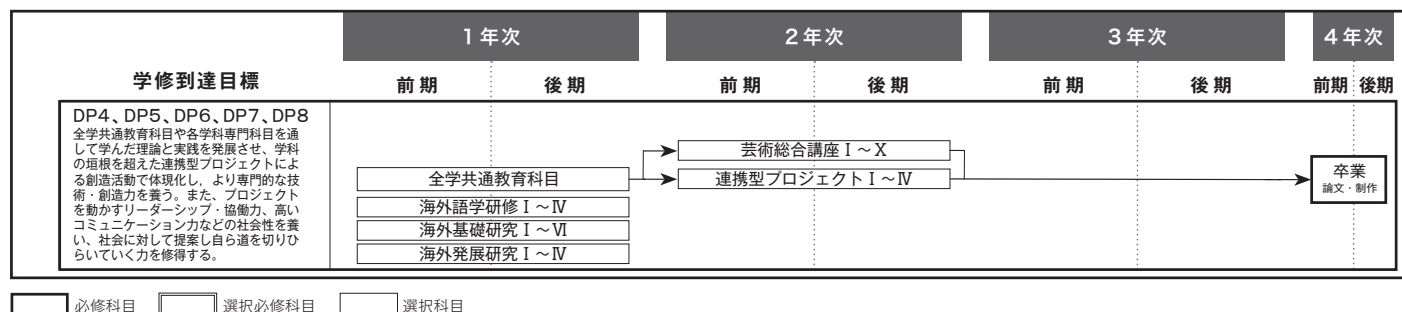
DP4：問題発見・解決力

DP5：挑戦力

DP6：コミュニケーション力

DP7：リーダーシップ・協働力

DP8：省察力



IV

第Ⅲ群（各学科共通自由科目）

1 学芸員課程

本学部で学芸員資格取得を希望する者は下記により学芸員課程を履修しなければなりません。

資格取得希望者は履修登録時にLiveCampusの資格課程情報から資格登録をする必要があります。

① 必修科目（卒業単位には含まれません）

年 次	科 目 名 (単位数)	
1～3	博物館概論(2) 博物館資料論(2)	合計19単位
	博物館経営論(2) 博物館展示論(2)	
	博物館教育論(2) 博物館情報・メディア論(2)	
	生涯学習概論(2) 博物館資料保存論(2)	
4	博物館実習Ⅰ(2) 博物館実習Ⅱ(1)	

② 選択科目（卒業単位に含まれます）

下表4系列の中から**2系列8単位（各系列最低4単位）**以上を修得してください。

系 列	科 目 名 (単位数)
文化史	写真史Ⅰ(2) 写真史Ⅱ(2) 日本映画史Ⅰ(2) 日本映画史Ⅱ(2) 外国映画史Ⅰ(2) 外国映画史Ⅱ(2) ドキュメンタリー映画史(2) 音楽史Ⅰ(2) 音楽史Ⅱ(2) 日本文化史Ⅰ(2) 日本文化史Ⅱ(2) 演劇史Ⅰ(2) 演劇史Ⅱ(2) ラジオ史Ⅰ(2) ラジオ史Ⅱ(2) テレビ史Ⅰ(2) テレビ史Ⅱ(2) デザイン史Ⅰ(2) デザイン史Ⅱ(2) デザイン史Ⅲ(2) 日本建築史(2) 西洋建築史(2)
美術史	美術史概論Ⅰ(2) 美術史概論Ⅱ(2) 美術史概論(2) 工芸概論(2) 西洋美術史Ⅰ(2) 西洋美術史Ⅱ(2) 日本美術史Ⅰ(2) 日本美術史Ⅱ(2)
民俗学	民俗芸能文化論(2) 日本の芸能史(2)
考古学	東アジア世界の考古学Ⅰ(2) 東アジア世界の考古学Ⅱ(2)

③ 博物館実習について

- (1) 博物館実習Ⅰ，博物館実習Ⅱの履修者は，博物館概論，博物館資料論，博物館経営論，博物館展示論，博物館教育論，博物館情報・メディア論，生涯学習概論，博物館資料保存論の単位を3年次末までにすべて修得した者としてますが，成績状況等により受講者を制限する場合があります。
- (2) 博物館実習Ⅰについては，学内で実施します。博物館実習Ⅱについては，博物館等の学外実習施設における館務実習への参加が必須となります。各施設への手続きは，履修者自身で行います。詳細に関してはガイダンス等で説明されますので，必ず確認してください。
- (3) 博物館実習Ⅰ，博物館実習Ⅱ履修者は4年次年度始めに実習費として30,000円を徴収します。

2 司書教諭課程

本学部で司書教諭資格取得を希望する者は、下記により司書教諭課程を履修しなければなりません。
資格取得希望者は履修登録時にLiveCampusの資格課程情報から資格登録をする必要があります。

- ① 司書教諭とは、学校図書館法に定められた教諭であり、学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。司書教諭の資格を得るためには、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状（免許の種類・教科は問いません）を取得するとともに、下表の5科目10単位を全て修得しなければなりません。そのため、原則として教職課程履修者のみ司書教諭課程を履修することができます。なお、**司書教諭課程科目は卒業に必要な単位数には含まれません。**

学校図書館司書教諭講習規程に定める科目		本学部における開講科目			
科目名	単位数	授業科目名	単位数	区分	年次
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	必修	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	必修	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	必修	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	必修	2
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	必修	2

- ② 司書教諭の資格は、文部科学省が交付する「司書教諭講習修了証書」によって証明されます。
申請方法等の詳細については6月ごろに教務課よりお知らせしますので必ず確認してください。

3 司書課程

本学部で司書資格取得を希望する者は、下記により司書課程を履修しなければなりません。

資格取得希望者は履修登録時にLiveCampusの資格課程情報から資格登録をする必要があります。

司書とは、図書館法に定められた、都道府県や市町村の公立図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、レファレンスサービスなどを行う専門的職員です。司書資格の取得を希望する者は、下表の13科目24単位を全て修得しなければなりません。

なお、**司書課程科目は卒業に必要な単位数には含まれません。**

法令上の科目		本学部における開講科目			
科目名	単位数	授業科目名	単位数	区分	年次
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	必修	1
図書館概論	2	図書館概論	2	必修	2
図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2	必修	2
図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	必修	3
図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2	必修	2
情報サービス論	2	情報サービス論	2	必修	2
児童サービス論	2	児童サービス論	2	必修	2
情報サービス演習	2	情報サービス演習	2	必修	3
図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	必修	2
情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	必修	2
情報資源組織演習	2	情報資源組織演習	2	必修	3
図書館基礎特論	1	図書館基礎特論	1	必修	3
図書館総合演習	1	図書館総合演習	1	必修	3

※ 「生涯学習概論」は司書課程と学芸員課程との共通科目となります。

V 教職課程

1 本学部で教育職員免許状取得を希望する者は、下記により教職課程を履修しなければなりません。
免許状取得希望者は履修登録時にLiveCampusの資格課程情報から資格登録をする必要があります。

2 取得できる免許状の種類と教科

免許状の種類	教科
中学校教諭一種免許状	国語・音楽・美術
高等学校教諭一種免許状	国語・音楽・美術・工芸

3 免許状の種類及び本学部における必要修得単位数

A表

所要資格 免許状の種類	基礎資格	① 基礎必修科目 (B表)	教科及び教職に関する科目		
			② 教育の基礎的理解 に関する科目 (C表)	③ 教科及び教科の 指導法に関する科目 (D表)	②+③の合計
中学校一種免許状	学士の学位を 有すること	8単位以上	28単位	31単位以上※	<u>59単位以上</u>
高等学校一種免許状	学士の学位を 有すること	8単位以上	24単位	35単位以上※	<u>59単位以上</u>

※ 国語の中・高一種免許状については35単位以上修得する必要があります。ただし国語における「書道Ⅰ・Ⅱ」(4単位)は中学校一種のみ必修科目のため、高等学校一種の35単位には含まれませんので注意してください。

4 単位の修得方法

① 基礎必修科目

基礎必修科目として「日本国憲法」(2)「体育」(2)「外国語コミュニケーション」(2)「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」(2)計8単位を修得する必要があります。本学部における基礎必修科目はB表のとおりです。

B表 基礎必修科目

法令で定める基礎必修科目(単位数)	本学部における基礎必修科目(単位数)	最低修得単位	計
日本国憲法(2)	日本国憲法(2)	2	8
体育(2)※	健康・スポーツ科学(2) スポーツ実習1～5(各1) トレーニング実習1～11(各1) シーズンスポーツ 実習1～4(各1)	2	
外国語コミュニケーション(2)	基礎英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ(各1) 基礎ドイツ語 会話Ⅰ・Ⅱ(各1) 基礎フランス語会話Ⅰ・Ⅱ(各1) 基礎イタリア語会話Ⅰ・Ⅱ(各1) 基礎中国語会話Ⅰ・Ⅱ (各1) 基礎日本語会話Ⅰ・Ⅱ(各1)	2	
数理、データ活用及び人工知能に 関する科目又は情報機器の操作(2)	情報Ⅰ(2) 情報Ⅱ(2)	2	

※注意) 保健体育科目について「健康・スポーツ科学」以外の科目を1単位以上修得することが卒業の要件となっている一方、教職課程においては上記科目のなかから2単位以上を修得する必要があります。

② 教育の基礎的理解に関する科目等

「教育の基礎的理解に関する科目等」の本学部における最低修得単位数はC表に示すとおりです。教育職員免許法施行規則上の修得単位数と全く同じで余剰がありません。全科目必修で28単位修得しなければなりません。C表の教育の基礎的理解に関する科目等は卒業に必要な単位数には含まれません。

C表 本学部における教育の基礎的理解に関する科目等の単位数

年次	必修科目（単位数）	単位数合計	
		中一種	高一種
1	○教育原論（2） ○現代教職論（2） ○教育の社会学（2） ○教育課程論（2）	8	8
2・3	○発達と学習（2） ○特別支援教育概論（1） ⊕道德教育の理論と方法（2） ○特別活動・総合的な学習の時間の指導法（2） ○教育方法・ICT活用論（2） ○生徒指導・進路指導論（2） ○教育相談（2）	13	11
4	○教育実習事前・事後指導（1）※1 ⊕教育実習Ⅰ（4） 又は ○教育実習Ⅱ〈高免のみの者〉（2） ○教職実践演習（中・高）（2） } ※2	7	5
計		28	24

C表の⊕は、中学校一種免許状取得希望者の必修科目です。高等学校一種免許状のみの取得希望者は修得する必要はありません。

（※1）「教育実習事前・事後指導」は4年次配当科目ですが、3年次の6月及び11月頃に教育実習事前指導として特別講義が行われます。これに出席することで4年次に「教育実習事前・事後指導」を登録することができます。特別講義についての詳細は3年次に別途お知らせしますので注意してください。

（※2）教育実習は4年次に行います。条件は以下のとおりです。

①卒業見込者であること。

②原則として4年次配当科目の「教職実践演習（中・高）」、「教育実習事前・事後指導」、「教育実習Ⅰ」又は「教育実習Ⅱ（高免のみの者）」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」を修得済であること。

③「教科及び教科の指導法に関する科目」について、中学・高校免許取得希望者は「各科教育法Ⅰ～Ⅳ」、高校免許のみ取得希望者は「各科教育法Ⅰ・Ⅱ」を修得済であること。教育実習校は2・3年次中に決めること。また、4年次4月に5,000円～25,000円の教育実習費を徴収します。詳細についてはガイダンスで説明しますので必ず出席してください。なお、美術学科・デザイン学科の学生で高等学校一種工芸免許状を取得予定の者は、「工芸」での教育実習の受入れ先が少ないため、「美術」での教育実習の受入れ先を探すことを推奨します。

③ 教科及び教科の指導法に関する科目

修得すべき「教科及び教科の指導法に関する科目」は免許教科によって違いがあります。教科別に表示するとD表のようになります。本学部においては、D表中より○印を付した必修科目を含め中・高一種免許状は31単位以上（国語は35単位以上）、高等学校一種免許状のみは35単位以上修得しなければなりません。

（注1）D表中の最低修得単位とは法律上（免許法施行規則）によるものであり、本学部における修得単位数とは異なりますので、注意してください。

（注2）D表中の 印は美術学科・文芸学科の教職教科部門に属する科目（シラバス・時間割の教職欄記載科目）で、教職免許を取得するための科目であり、卒業単位には含まれません。

（注3）D表中の、国語科教育法、音楽科教育法、美術科教育法、工芸科教育法などは、免許状を取得しようとする教科についての教育法の科目です。Ⓜは、中学校一種免許状取得希望者の必修科目です。
また、各教科の指導法の科目は卒業に必要な単位には含まれません。

D表 教科及び教科の指導法に関する科目の単位数

免許教科	学科	科目区分		各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位	芸術学部開講科目
						科目名(単位数)
国語	文芸学科	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む)	1	○国語学Ⅰ(2) ○国語学Ⅱ(2) 小説論Ⅰ(2) 小説論Ⅱ(2) 文芸創作論Ⅰ(2) 文芸創作論Ⅱ(2) 文芸創作論Ⅲ(2) 文芸創作論Ⅳ(2)
				国文学 (国文学史を含む)	1	○国文学Ⅰ(2) ○国文学Ⅱ(2) 古典文学史Ⅰ(2) 古典文学史Ⅱ(2) 現代文学史Ⅰ(2) 現代文学史Ⅱ(2) 児童文学論Ⅰ(2) 児童文学論Ⅱ(2) 文芸批評論Ⅰ(2) 文芸批評論Ⅱ(2) 日本文化史Ⅰ(2) 日本文化史Ⅱ(2) 作家作品論Ⅰ(2) 作家作品論Ⅱ(2)
				漢文学	1	○漢文学Ⅰ(2) ○漢文学Ⅱ(2) 漢文学史Ⅰ(2) 漢文学史Ⅱ(2)
				書道 (書写を中心とする)	1	㊦書道Ⅰ(2) ㊦書道Ⅱ(2) ※「書道」については、中学校一種(国語)のみ必修科目のため、高等学校一種国語の修得単位数の35単位には含まれません。
				各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)		1

免許教科	学科	科目区分		各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位	芸術学部開講科目
						科目名(単位数)
音楽	音楽学科	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	ソルフェージュ	1	○ソルフェージュⅠ(1) ○ソルフェージュⅡ(1) ○ソルフェージュⅢ(1) ○ソルフェージュⅣ(1)
				声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む)	1	○合唱Ⅰ(1) ○合唱Ⅱ(1) ○演奏表現Ⅰ(声楽)(2) ○演奏表現Ⅱ(声楽)(2) 又は ○副科声楽Ⅰ(1) ○副科声楽Ⅱ(1) ○音楽教材演習Ⅰ(1) ○音楽教材演習Ⅱ(1) 演奏表現Ⅲ(声楽)(2) 演奏表現Ⅳ(声楽)(2) 副科声楽Ⅲ(1) 副科声楽Ⅳ(1) 合唱Ⅲ(1) 合唱Ⅳ(1)
				器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む)	1	○伴奏法Ⅰ(1) ○伴奏法Ⅱ(1) ○教育用楽器等合奏法Ⅰ(1) ○教育用楽器等合奏法Ⅱ(1) ○演奏表現Ⅰ(ピアノ)(2) ○演奏表現Ⅱ(ピアノ)(2) 又は ○副科ピアノⅠ(1) ○副科ピアノⅡ(1) 伴奏法Ⅲ(1) 伴奏法Ⅳ(1) 演奏表現Ⅰ(弦楽)(2) 演奏表現Ⅱ(弦楽)(2) 演奏表現Ⅲ(弦楽)(2) 演奏表現Ⅳ(弦楽)(2) 副科楽器Ⅰ(弦楽)(1) 副科楽器Ⅱ(弦楽)(1) 演奏表現Ⅰ(金管)(2) 演奏表現Ⅱ(金管)(2) 演奏表現Ⅲ(金管)(2) 演奏表現Ⅳ(金管)(2) 演奏表現Ⅰ(木管)(2) 演奏表現Ⅱ(木管)(2) 演奏表現Ⅲ(木管)(2) 演奏表現Ⅳ(木管)(2) 演奏表現Ⅰ(打楽)(2) 演奏表現Ⅱ(打楽)(2) 演奏表現Ⅲ(打楽)(2) 演奏表現Ⅳ(打楽)(2) 副科楽器Ⅰ(金管)(1) 副科楽器Ⅱ(金管)(1) 副科楽器Ⅰ(木管)(1) 副科楽器Ⅱ(木管)(1) 副科楽器Ⅰ(打楽)(1) 副科楽器Ⅱ(打楽)(1) 演奏表現Ⅲ(ピアノ)(2) 演奏表現Ⅳ(ピアノ)(2) 副科ピアノⅢ(1) 副科ピアノⅣ(1)
				指揮法	1	○指揮法演習Ⅰ(1) ○指揮法演習Ⅱ(1)
				音楽理論・作曲法(編曲法を含む)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む)	1	○音楽学Ⅰ(2) ○音楽学Ⅱ(2) ○作曲Ⅰ(2) ○作曲Ⅱ(2) 又は ○副科作曲Ⅰ(1) ○副科作曲Ⅱ(1) ○音楽史Ⅱ(2) 音楽学Ⅲ(2) 音楽学Ⅳ(2) 音楽形式学Ⅰ(2) 音楽形式学Ⅱ(2) 音楽史Ⅰ(2) 作曲Ⅲ(2) 作曲Ⅳ(2)
				各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	1	○音楽科教育法Ⅰ(2) ○音楽科教育法Ⅱ(2) Ⓜ音楽科教育法Ⅲ(2) Ⓜ音楽科教育法Ⅳ(2)

免許教科	学科	科目区分		各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位	芸術学部開講科目
						科目名(単位数)
美術	美術学科	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	絵画 (映像メディア表現を含む)	1	○デッサン(1) ○デザイン論(2) ○映像メディア表現(1)
				彫刻	1	○彫塑(1)
				デザイン (映像メディア表現を含む)	1	○美的構成研究Ⅰ(2) ○美的構成研究Ⅱ(2) ○映像メディア研究(1) ○版画基礎(1)
				工芸	1	○美術教材研究Ⅰ(2)又は美術教材研究Ⅱ(2) 美術作品研究Ⅰ(2) 美術作品研究Ⅱ(2) 美術作品研究Ⅲ(2) 美術作品研究Ⅳ(2) 工芸演習(2)
				美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む)	1	○美術学Ⅰ(2) ○美術学Ⅱ(2) ○美術史概論Ⅰ(2) ○美術史概論Ⅱ(2) ○日本美術史Ⅰ(2) ○日本美術史Ⅱ(2) 古美術研究(2) 西洋美術史Ⅰ(2) 西洋美術史Ⅱ(2)
				各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	1	○美術科教育法Ⅰ(2) ○美術科教育法Ⅱ(2) ④美術科教育法Ⅲ(2) ④美術科教育法Ⅳ(2)
	デザイン学科	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	絵画 (映像メディア表現を含む)	1	○ドローイングⅠ(2) ○平面基礎(2)
				彫刻	1	○立体基礎(2)
				デザイン (映像メディア表現を含む)	1	○デザイン論Ⅰ(2) ○デザイン論Ⅱ(2) ○デザインワークショップ(2) グラフィックデザインⅡ(2) エディトリアルデザイン(2) プロダクトデザインⅠ(2) プロダクトデザインⅤ(2) 建築デザインⅠ(2) 建築デザインⅡ(2)
				工芸	1	グラフィックデザインⅣ(2) プロダクトデザインⅡ(2) プロダクトデザインⅥ(2) フォトグラフィ(2) 建築デザインⅢ(2) 建築デザインⅤ(2) 商空間デザインⅠ(2) 商空間デザインⅡ(2)
				美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む)	1	○美術学Ⅰ(2) ○美術学Ⅱ(2) ○美術史概論(2) ○工芸概論(2) 日本建築史(2) 西洋建築史(2) デザイン論Ⅳ(2) デザイン史Ⅰ(2)
				各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	1	○美術科教育法Ⅰ(2) ○美術科教育法Ⅱ(2) ④美術科教育法Ⅲ(2) ④美術科教育法Ⅳ(2)

※網掛けの各科目に含めることが必要な事項「工芸」については、中学校一種（美術）のみ必修科目のため、高等学校一種美術の修得単位数には含まれません。

免許教科	学科	科目区分		各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位	芸術学部開講科目
						科目名(単位数)
工芸	美術学科	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	図法・製図	1	○図学(2)
				デザイン	1	○美的構成研究Ⅰ(2) ○美的構成研究Ⅱ(2) ○版画基礎(1)
				工芸制作 (プロダクト制作を含む)	1	○美術教材研究Ⅰ(2)又は美術教材研究Ⅱ(2) ○工芸演習(2) 彫塑(1)
				工芸理論・デザイン理論・ 美術史(鑑賞並びに日本の 伝統工芸及びアジアの 工芸を含む)	1	○デザイン論(2) ○美術作品研究Ⅰ(2) ○美術作品研究Ⅱ(2) ○美術作品研究Ⅲ(2) ○美術作品研究Ⅳ(2) 美術史概論Ⅰ(2) 美術史概論Ⅱ(2) 日本美術史Ⅰ(2) 日本美術史Ⅱ(2)
				各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	1	○工芸科教育法Ⅰ(2) ○工芸科教育法Ⅱ(2)
	デザイン学科	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	図法・製図	1	○図学(2) ○製図Ⅰ(2)
				デザイン	1	○デザインワークショップ(2) グラフィックデザインⅡ(2) エディトリアルデザイン(2) プロダクトデザインⅠ(2) プロダクトデザインⅤ(2) 建築デザインⅠ(2) 建築デザインⅡ(2)
				工芸制作 (プロダクト制作を含む)	1	○コミュニケーションデザインⅤ(2) ○コミュニケーションデザインⅥ(2) 又は ○プロダクトデザインⅡ(2) ○プロダクトデザインⅣ(2) 又は ○商空間デザインⅠ(2) フォトグラフィ(2) グラフィックデザインⅣ(2) グラフィックデザインⅤ(2) プロダクトデザインⅥ(2) プロダクトデザインⅧ(2) 商空間デザインⅡ(2) 建築デザインⅢ(2)
				工芸理論・デザイン理論・ 美術史(鑑賞並びに日本の 伝統工芸及びアジアの 工芸を含む)	1	○デザイン論Ⅰ(2) ○デザイン論Ⅱ(2) ○美術史概論(2) ○工芸概論(2) タイポグラフィ論(2) エルゴノミックデザイン論(2) プランニングⅠ(2)
				各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	1	○工芸科教育法Ⅰ(2) ○工芸科教育法Ⅱ(2)

5 介護等体験について

中学校の教育職員免許状取得希望の者(高等学校のみは除く)は、取得条件として、7日間の介護等体験(社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間)が義務づけられています。

本学部では、介護等体験は2年次生以上を対象に実施しています。詳細は新年度最初の2年次生対象ガイダンスで説明しますので必ず出席してください。また、体験費の徴収日時についてもガイダンスで説明します。

なお、教職課程についてのガイダンスは、原則として在学生ガイダンス期間中に行いますので、日程などは、教務課掲示等に注意し、不明な点は、教務課に問い合わせてください。

6 教育職員免許状一括申請について

最終学年に本学がまとめて授与権者である東京都教育委員会に申請します。4年次の始めに申請の申込み、翌年1月に申請内容の確認・申請料納入手続きなどを行います。詳細は4年次最初のガイダンスで説明しますので必ず出席してください。

大学院芸術学研究科

◎ 博士前期課程

日本大学大学院芸術学研究科（博士前期課程）は、昭和26年に文芸学専攻として設立されました。その後、より高度で深い専門分野の研究と創作を行うと同時に、隣接領域の芸術と触れ合い、切磋琢磨しながらより広く芸術を理解することを目的に、平成5年度から映像芸術専攻、造形芸術専攻、音楽芸術専攻、舞台芸術専攻の4専攻が増設されました。

カリキュラムは、各専門の演習・実習を中心にしながら、専門理論の研究を行うとともに、他専攻分野の科目も受講することによって、幅の広い創作や理論研究を行えるように組み立てられています。

令和8年度入学者からは受講するカリキュラムおよび修了時に提出する修士論文、修士作品・制作に応じて以下の、どちらかの学位を取得できるようになります。

必修科目・選択必修科目を含めて2年間で30単位以上を修得し、修士作品・制作および副論文を提出し、最終審査及び試験に合格した者

• 修士（芸術）＝ MFA：Master of Fine Arts

必修科目・選択必修科目を含めて2年間で30単位以上を修得し、修士論文を提出し、最終審査及び試験に合格した者

• 修士（芸術学）＝ MA：Master of Arts

※令和7年度以前入学者が取得できる学位は修士（芸術学）＝ MA：Master of Arts のみ。

◎ 博士後期課程

博士前期課程には5つの専攻がありますが、博士後期課程の専攻は、芸術専攻1つにシぼられています。これは現代の芸術環境がさまざまな分野を融合させているからです。異なった分野の芸術が、技術革新などにより有機的に結ばれています。つまり、前期課程の文芸学専攻、映像芸術専攻、造形芸術専攻、音楽芸術専攻、舞台芸術専攻の5専攻を、芸術専攻に総合化することで、現代にふさわしい創造と理論の場を構築しようというわけです。

また、芸術専攻は、社会人の入学枠を設け、昼夜開講制を取り入れています。博士前期または修士課程を修了し、教育・研究機関や企業で働いている人たちに、より高度な芸術研究の場を提供するのも、本専攻の大きな目的です。各専門領域の創造・研究の深化、そしてフィールドを越えた新たな芸術の開発。それが芸術専攻の期待するところです。

博士後期課程では、3年間で10単位以上を修得し、博士論文を提出の上、最終審査及び試験に合格した場合、博士（芸術学）の学位が授与されます。

大学院博士前期課程・博士後期課程への入学案内の詳細については教務課にて確認してください。

芸術学部芸術研究所

芸術学部芸術研究所は、芸術に関する研究と制作を行うことを目的に、昭和44年4月に設置され、芸術の科学的研究機関として多彩なプロジェクトに取り組み、広く社会に研究成果を発信しています。

当研究所では、研究者の活発な知的創造活動の環境を整備し、研究活動と教育活動が一体となって推進できるよう支援しています。本学部の研究活動には、研究者（教員）が各々のテーマに従って実施する個人研究はもとより、学科を超えた研究・教育・創作活動の成果を学内外に広く発信することを目的としたNAP（日藝アートプロジェクト事業）、優れた研究成果が見込まれる研究又は各学科の特徴を格段に反映させる研究を推進するための学部長指定研究などがあり、芸術総合学部の特性を活かした研究を進めています。これまでも、学部内の様々な取り組みが文部科学省等の各種事業に採択されております。また、芸術分野にあって、独創的・先駆的な研究を発展させることを目的として、国が実施する科学研究費助成事業に採択された研究も多数実施しています。

これらの研究成果については、江古田キャンパスのシンボリックな建物であるアートギャラリー並びに西棟3階の芸術資料館での研究資料の展示、また、研究成果の実演及び発表などを通じて、地域社会に還元するとともに、企業等からの委託研究等の実施や、研究成果の特許・意匠等への権利化による社会での活用を図るなど、産官学連携にも注力しています。

更に、芸術各領域の研究を目的とした国内外からの研究員の受入れや、研究者の研究成果を取りまとめた芸術研究所紀要等の編集・発行も行っています。

芸術資料館

芸術資料館は、芸術学部の創設以来、収集してきた資料の保管、展示、調査・研究を行う付属機関です。教職員や学生の研究・教育に活用される他、年間を通じて企画展を開催するなど、広く一般にも開放しています。また学芸員課程の博物館実習施設としても利用されており、学芸員養成にも大きな役割を果たしています。



事務局及び事務取扱いについて

各種の事務の手続きについては、以下に各事務課の主たる業務内容が記載されていますので、これらをよく読んで手続きを行ってください。

1 事務取扱い内容について

教務課（西棟1階）——授業・試験・学籍及び海外留学，各種証明書の交付などに関する事項

会計課（西棟1階）——学費等納入手続に関する事項

サポートセンター（西棟1階）

（学生課）——奨学金，課外活動，学割証，通学定期券購入手続き，外国人留学生サポート，保健室，学生支援室，遺失物，拾得物など学生生活に関する事項

（就職指導課）——就職支援に関する事項

図書館事務課（西棟4階）——図書の閲覧，貸出，資料検索などに関する事項

研究事務課（西棟6階）——研究助成に関する事項

2 事務取扱い時間について

月～金 9：00～17：00

土 9：00～12：00

なお，長期休暇中あるいは休講などで，事務取扱い時間を変更する場合があります。

3 正門の開閉時間について

開 門 8：00

——日曜祝日を除く。長期休暇中等，変更する場合があります。

閉 門 21：00

4 情報伝達について

学生に対する連絡事項は，メールやポータルシステム，ホームページ及び学内掲示等，様々な方法で連絡致しますので，日々大学からの発信情報を確認する習慣をつけてください。

《各課の主な伝達事項は次のとおりです》

庶務課＝事務取扱いなどに関する事項

教務課＝授業日程・時間割変更・教室変更・休講・補講・試験・学籍（休学・退学・復学・再入学・転科）・教職・学芸員・司書教諭・司書・海外留学・大学院などに関する事項

会計課＝学費等納入手続に関する事項

サポートセンター

（学生課）＝奨学金・課外活動・外国人留学生サポート・保健・学生行事などに関する事項

（就職指導課）＝就職支援に関する事項

図書館事務課＝図書・図書館などに関する事項

研究事務課＝研究に関する事項

5 学費等の納入について

● 振込による納入

学部指定の振込依頼書を学費支弁者宛て学期ごとに郵送しますので、最寄りの金融機関からお振込ください。ATM・ネットバンク等にてお振込される場合は、振込依頼書記載の「整理番号」と「カナ氏名」を必ず入力してください。（個人照合に必要な情報となります。）各学期の送付時期及び納入期限は下表をご参照ください。

なお、海外の金融機関からのお振込は、即座に入金の確認ができないなど大きなトラブルとなる可能性がありますので、ご遠慮願います。

また、学費支弁者情報（氏名・住所等）に変更が生じた場合は、速やかにLiveCampusから変更手続を行ってください。（P.87 諸手続・証明書手数料一覧備考参照）

区 分	振込依頼送付時期	納入期限
前学期	4 月初旬	4 月末日
後学期	9 月初旬	9 月末日

※ 「高等教育の修学支援新制度（給付型）」（文部科学省）利用者の方につきましては、採用の有無や支援区分の見直しが確定次第、振込依頼書と判定結果通知を同封しお送りします。

本制度を利用される方の納入期限等は、上記通常のスケジュールとは異なりますのでご注意ください。（納入期限は前学期については5月末、後学期については10月末に設定する予定です。）振込依頼書は前学期については5月上旬頃、後学期については10月上旬頃に発送する予定です。なお、判定結果の確定時期により、発送時期等も変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

● 分割による納入（分納）

やむを得ない事情により、期限までに学費を納入できない場合は、所定の用紙「分納許可願」での願い出により学期ごとの学費を2回に分納することができます。窓口で直接手続きをする方は、あらかじめ保証人（日本国内在住の方）の承諾を得たうえで、送付された振込依頼書と印鑑を会計課に持参し、手続きを行ってください。郵送で手続きをする方は、分納許可願と送付された振込依頼書を会計課（〒176-8525 東京都練馬区旭丘2-42-1）宛てお送りください。

分納の願い出期限及び納入期限は、次のとおりです。

区 分	分納の願い出期限	第1回納入期限	第2回納入期限
前学期	4 月末日	5 月末日	7 月末日
後学期	9 月末日	11月末日	1 月末日

※ 故なくして学費の納付を怠った者は、学則第30条により除籍となります。

納入期限までに納入できない場合は、必ず事前に会計課までご連絡ください。

※ 「高等教育の修学支援新制度（給付型）」（文部科学省）利用者は、分納の願い出期限を前学期分は5月中旬頃、後学期分は10月末日とします。

また、分納許可願は「国の修学支援制度利用者版」にてご提出ください。

● 休学者の学費について

学則第40条及び学費の取扱いに関する要項に基づき、休学者の学費については次のとおり取扱います。

休学願の提出期限		学費の免除	休学在籍料 (学期ごとに6万円を徴収)
1年間休学の場合	5月31日	年間学費	12万円
	6月1日～11月30日	後学期分学費	6万円
半期休学の場合	前学期休学	前学期分学費	6万円
	後学期休学	後学期分学費	6万円

① 学費納入後に休学が許可された場合、休学在籍料と当該学期分の学費との差額を返還いたします。

② 休学を許可された者が休学期間中に退学等により学籍を失った場合、徴収した休学在籍料は返還いたしません。

なお、入学年度は休学することができません。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがあります。

※ 休学の詳細については、教務課へお問い合わせください。

6 諸手続・証明書手数料について

証明書を必要とする場合は、証明書発行機により交付します。なお、一部証明書等については、証明書発行機により申込を行い、窓口で交付するものもありますので注意してください。(下図参照)

納付された料金は返金いたしませんので、申込みの際には必要な通数を確認し、誤りのないように操作してください。

また、各種証明書の発行にあたっては、個人情報保護のため本人確認を行っています。申込み時には必ず学生証を用意してください。

諸手続・証明書手数料一覧

(令和8年4月現在)

項 目	提出日	手続方法 ※1	発行日	手数料	備考 ※4	
●教務課						
在学証明書	必要な時	○	即時	100	同時に数通を申込み場合、1通目は600円、2通目以降は200円です。申込ごとに最初の1通目は600円です。	
成績証明書	〃	〃	〃	200		
卒業見込証明書	〃	〃	〃	100		
英文証明書（1 通目）	〃	〃	〃	600		
英文証明書（2 通目以降）	〃	〃	〃	200		
教育職員免許状取得見込証明書	〃	〃	〃	100		
卒業証明書	〃	※ 2	2 ～ 3 日後	200		（卒業後）
退学証明書	〃	△	〃	100		（退学後）
学力に関する証明書	〃	〃	〃	100		
学芸員資格取得見込証明書	〃	〃	〃	100		
学芸員課程単位修得証明書	〃	〃	〃	200		
学芸員資格取得証明書	〃	〃	〃	200	（卒業後）	
司書教諭課程単位修得証明書	〃	〃	〃	200		
司書資格取得見込証明書	〃	〃	〃	100		
司書課程単位修得証明書	〃	〃	〃	200		
司書資格取得証明書	〃	〃	〃	200	（卒業後）	
追・再試験料（卒見者のみ）	〃	〃		1,000	（1 科目につき）	
教職介護等体験費	〃	〃		11,000	実習先・実習期間により異なる	
教育実習費	〃	〃		5,000		
教育実習費	〃	〃		15,000		
教育実習費	〃	〃		25,000		
博物館実習費	〃	〃		30,000		
教育職員免許状一括申請手数料	〃	〃		3,600	（1件につき）	
履修証明書	〃	〃	2 ～ 3 日後	100		
学生証再交付願	〃	〃	1 週間後	1,000		
本人・父母・学費支弁者住所変更	速やかに				LiveCampus で各自入力・変更	
保証人（父母氏名）変更届 ※3	〃	□			LiveCampus にて変更の上、P.89 の保証人（父母氏名）変更届を作成し教務課窓口へ P.89 の該当書類を作成し教務課窓口へ 戸籍個人事項証明書添付のこと	
転籍届	〃	〃				
改姓名届	〃	〃				
退学願	〃	〃			学生証返還	
休学願	必要なときに 指定の日まで	〃			健康上の理由の場合は診断書等添付	
復学願		〃				
再入学願		〃				
●サポートセンター（学生課）						
健康診断証明書	必要な時	○	即時	100	定期健康診断受診者のみ	
学生旅客運賃割引証（学割証）	〃	〃	〃			
在留期間更新等申込書	〃	△	2 ～ 3 日後	100	（外国人留学生のみ）	
通学証明書	〃	□	〃		（所定の必要書類）	
奨学金関係申込書	指定の日まで	〃				
海外渡航届	速やかに	〃				
紛失物届 拾得物届	〃	〃				
厚生施設関係申込書	使用日の前月1日より受付	〃				
					使用日の10日前までに手続きを完了する	

※1 「○」… 証明書発行機での発行 「△」… 証明書発行機での申込後、各課窓口へ 「□」… 各課窓口へ

※2 卒業決定後、指定期間内に予約発行申込みができます。

※3 「保証人（父母氏名）変更届」とは LiveCampus の学籍情報の更新において、日本人については父母の氏名、外国人留学生については父母の氏名または留学生保証人連絡先欄の変更をした際に必要な書類です。

※4 学生証の紛失時以外は、常に学生証を携帯し手続きをしてください。



教務課関係

1 学生証について

① 学生証

- (1) 学生の身分を証明する重要なものなので、大切に扱ってください。他人への貸与又は譲渡は禁止します。
- (2) 有効期限内の「学籍シール」が裏面に貼付されていない場合は無効です。
- (3) 学生証の磁気エンコードには、学部の学生番号と日本大学の学生としての ID 番号が入っています。
- (4) 本学部学生の身分を証明するものとして、学内では各課窓口での諸手続、試験、学割証・通学証明書の申請、図書館利用の手続など、また学外では、通学定期乗車券、学生割引乗車券購入及び乗車中の場合など、必要に応じて呈示しなければならないので、常に携帯してください。
- (5) 卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに教務課へ返還してください。
- (6) 紛失した場合は、悪用されるおそれがあるので、紛失場所の所轄警察署又は交番へ「遺失物」として届け出る必要があります。一定期間経過しても発見されない場合は、教務課で再交付の手続を行ってください。(再交付は1週間後になります)
- (7) 破損、汚損した場合は、速やかに現物を持参の上、教務課へ申し出て指示を受けてください。

② 学籍シール

- (1) 学生証は在学期間を通して使用しますが、「学籍シール」の有効期限は1年間です。
- (2) 「学籍シール」は毎年4月に交付します。学生証は、毎年「学籍シール」を貼り替えることにより効力を発します。交付を受けたら直ちに学生証の裏面に貼付してください。
- (3) 現住所を変更した場合は「学籍シール」の交換が必要になります。直ちに LiveCampus に登録の住所を変更の上、学生課へ申し出て新たに「学籍シール」の交付を受けてください。

③ 学生番号の表記方法

＜番号構成＞

↑	↑	↑	└──────────┘				↑
入学年度	学科	コース	個人番号				CD (チェック・デジット)

- (1) 入学年度番号は西暦の下1桁です。(2026年度=6)
- (2) 学科番号は写真=1, 映画=2, 美術=3, 音楽=4, 文芸=5, 演劇=6, 放送=7, デザイン=8となります。
- (3) コース番号は学科ごとにAから付記します。(コース制のない学科はすべてA)

写真学科	映画学科	美術学科	音楽学科	文芸学科	演劇学科	放送学科	デザイン学科
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
A	A－映像表現・理論 B－監督 C－撮影・録音 D－演技	A－絵画 B－彫刻	A－情報音楽 B－音楽芸術	A	A－舞台構想 B－演技舞踊 C－デザイン技術	A	A

- (4) 個人番号は学科ごとに 001 から 3 桁の数字で表します。
- (5) CD 番号（機械処理のための数字）は 0 から 9 までの 1 桁の数字で表します。

2 日本大学特待生制度について

大学では前年度 32 単位以上履修登録し、1 科目も不合格のない者から、学業成績優秀、品行方正な学生を学部で選考し、日本大学特待生としています。特待生には、次の奨学金を給付しています。選考された学生には、6 月頃郵送及び掲示等にて通知します。（2 年生以上対象）

- ① 甲種（授業料 1 年分相当額の半額及び図書費 12 万円）
- ② 乙種（授業料 1 年分相当額の半額）

3 賞罰について

学生の賞罰は「日本大学学則」に基づき行われます。（後掲の学則第 75 条、第 76 条、第 77 条参照）
なお、卒業時などに次のような賞を授与する場合があります。

学長賞 優等賞 優秀賞 奨励賞 学部長賞（学業部門） 芸術学部奨励賞
金丸重嶺賞 渡辺俊平記念賞 呉正恭賞 川野希典賞 筈見有弘賞 大竹徹賞 八木信忠賞
湯川制賞（大学院） 澤本徳美賞（大学院）

4 授業の欠席について

本学部では、履修している科目の授業に全て出席することが前提であり、教育実習、介護等体験等によるものを除いて様式の定まった欠席届はありません。病気や忌引等で授業を欠席した時は、次回の授業時等に直接担当教員に相談してください。また、教員から欠席届を求められた場合は次ページに掲載している様式を参考にしてください。なお、出欠の取扱いは教員の判断によりますので、必ずしも考慮されるものではありません。

障がい等により就学に困難を感じている場合は、学生支援室（P.94 参照）に相談してください。

5 各種願（届）書提出方法について

願書・届書はすべて A 4 版の用紙を使用して横書きとし、父母又は保証人連署で学部長あてとします。

- ① 「**休学願**」 病気など止むを得ない事由によって、3 か月以上修学のできない場合は、その事由を証明する書類（健康上の理由の場合は医師の診断書）を添付し、休学願（所定用紙あり）を教務課へ提出して許可を得てください。なお、入学年度は休学することができません。ただし、入学年度の後学期については、就学困難な事由がある場合は所定の手続きをとった上で認めることがあります。休学については、学部内規があるので、詳しくは教務課へ問い合わせをしてください。
- ② 「**退学願**」 事情により退学しなければならない場合は、退学願（所定用紙あり）を教務課へ提出して許可を得てください。また、退学願提出の際、学生証を返還してください。なお、納入済みの授業料は返還できません。
- ③ 「**復学願**」 休学者が復学を希望する場合には、指示された日までに復学願（所定用紙あり）を教務課へ提出して許可を得てください。
- ④ 「**再入学願**」 退学者が再び入学を希望する場合は、再入学願（所定用紙あり）を教務課へ提出してください。
- ⑤ 「**その他の届**」 いずれの届出も教務課へ提出してください。

・保証人、父母氏名の変更

「保証人（父母氏名）変更届」を提出

・本籍地の変更

戸籍個人事項証明書を添付し「転籍届」を提出

・改姓名

戸籍個人事項証明書を添付し「改姓名届」を提出

— 願 書 ・ 届 書 様 式 参 考 例 —

欠 席 届

令和 年 月 日

日本大学芸術学部長 殿

令和 年入学 学科第 年 番
氏名

私こと の理由により 月 日より 月 日迄
欠席しますのでお届けいたします。

記

- 1 本人
氏 名
住 所 〒 —
電話番号 — —
- 2 保証人
氏 名
住 所 〒 —
電話番号 — —

保証人(父母氏名)変更届

令和 年 月 日

日本大学芸術学部長 殿

令和 年入学 学科 年 番
氏名

今般 の理由により保証人(父母氏名)を変更しましたので
お届けいたします。

記

1. 保証人情報変更 (留学生のみのみ)
新保証人
氏 名
住 所 〒 —
電話番号 — —
本人との関係
旧保証人
氏 名
住 所 〒 —
2. 父母氏名情報変更
新父母氏名
氏 名
住 所 〒 —
電話番号 — —
本人との関係
旧父母氏名
氏 名
住 所 〒 —

以 上

転 籍 届

令和 年 月 日

日本大学芸術学部長 殿

年入学 学科 年 番
氏名

今般 の理由により下記のとおり転籍しましたので
戸籍個人事項証明書を添えてお届けいたします。

記

1. 新本籍
2. 旧本籍
3. 本 人 住所 〒 —
氏名
4. 保証人 (父母) 住所 〒 —
氏名

以 上

改 姓 名 届

令和 年 月 日

日本大学芸術学部長 殿

年入学 学科 年 番
氏名

今般 の理由により下記のとおり改姓名いたしましたので
戸籍個人事項証明書を添えてお届けいたします。

記

- 1 新 姓 名
(フリガナ)
2 旧 姓 名
3 本 人 住所 〒 —
氏名
4 保証人 (父母) 住所 〒 —
氏名

以 上

- ◎ 病気による欠席届・休学願には医師の診断書を添付してください。
- ◎ 転籍・改姓名届は、必ず「戸籍個人事項証明書」を添付してください。

6 海外留学について

日本大学本部及び本学部では、様々な海外留学やサマースクール等、以下のプログラムを提供しています。各プログラムの詳細や募集に関する情報等は日本大学本部ホームページやポータルサイトから発信されますので、各自確認してください。

① プログラム

名称	留学期間	単位認定	担当部署
(1)日本大学交換留学・派遣留学	約1年	可	日本大学本部国際化推進室 日本大学留学・国際交流HP ※単位認定は芸術学部教務課
(2)日本大学短期海外研修	約1か月	可	
(3)マインツ美術大学交換留学	約6か月～1年	可	芸術学部教務課
(4)SAF 認定留学	約4か月～1年	可	



(1) 日本大学交換留学・派遣留学

日本大学交換留学・派遣留学は、日本大学本部国際化推進室が主催する日本大学の学部生及び大学院生全員を対象とし、日本大学の海外学術交流提携校に約1年間（日本大学における2学期間）、交換留学生・派遣留学生として留学する制度です。留学先大学ごとに語学力の基準等の要件がありますので、詳細は募集要項を確認してください。留学先大学の学費は協定により免除となります（派遣留学は除く）。本学部の学費も免除となりますが、留学中の学期ごとに留学生在籍料として6万円を徴収します。

（令和7年度参考）

区分	派遣先大学（参考）
英語圏交換留学・韓国交換留学（英語受験）	【アメリカ】ワシントン州立大学、エリザベスタウン・カレッジ、ケント州立大学、ウェスタンミシガン大学、アラバマ大学バーミングハム、ウエスト・アラバマ大学、モンタナ州立ビリングス校、 【カナダ】トロント大学 【シンガポール】ナンヤン理工大学 【中国】香港教育大学 【オーストラリア】ニューカッスル大学、クレムス応用科学大学 【アイルランド】メイヌース大学 【イギリス】ロンドン大学SOAS 【スイス】北西スイス応用科学・芸術大学 【スウェーデン】ストックホルム大学 【フィンランド】LUT大学 【韓国】慶熙大学校、延世大学校、高麗大学校
英語圏派遣留学	【アメリカ】ウェスタンミシガン大学
中国語圏交換留学	【中国】北京大学、山東大学、鄭州大学 【台湾】国立台湾大学、国立中興大学、国立政治大学
ドイツ交換留学	【ドイツ】ヨハネス・ゲーテンベルク大学、ベルリン自由大学
フランス交換留学	【フランス】アヴィニオン大学
韓国交換留学	【韓国】慶熙大学校、延世大学校、高麗大学校

(2) 日本大学短期海外研修

日本大学短期海外研修は、日本大学本部国際化推進室が主催する日本大学の全学生を対象とした研修で、夏休みまたは春休みに行う約1か月間の短期海外研修です。

（令和7年度参考）

プログラム名	研修内容	認定科目
ケンブリッジ大学ペンブルク・カレッジサマースクール（イギリス）	①英語プレゼンテーション・ディスカッション ②ケンブリッジを事例とする専門科目及び課外アクティビティー	海外語学研修 Ⅰ～Ⅳのうち いずれか2単位
ニューカッスル大学グローバル研修（オーストラリア）	①講義 ②実地研修 ③語学研修（ニューカッスル大学附属語学学校のレベル別クラスで学ぶ） ※本研修は、年度2回（8月下旬～9月上旬及び翌年3月）に実施	

(3) マイントツ美術大学交換留学

芸術学部が主催する芸術学部の学生を対象としたプログラムで、制作をメインとし、語学力のレベルアップも含めた6か月から1年間の交換留学制度です。マイントツ美術大学の学費及び本学部の学費は免除となりますが、留学中の学期ごとに留学在籍料として6万円を徴収します。

(4) 認定留学

日本大学は、スタディー・アブロード・ファウンデーション（SAF）と提携し、同団体の持つネットワークを活用した中・長期での欧米圏及びアジア圏の大学への認定留学制度を設けています。認定留学とは、SAFの4か月以上の決められたプログラムに参加する場合、本学部に認定留学の申請を行い、教育上有益であるとして本学部が許可することにより留学と認める制度です。これにより、単位認定や、留学期間を修業年数に算入することができます。留学先大学の学費は自己負担となります。本学部の学費は免除となりますが、留学中の学期ごとに留学在籍料として6万円を徴収するのみとなります。

② 単位認定について

留学先大学で修得した科目は、その内容及び時間数等に基づき、本学部に同様の科目がある場合には、申請に基づき認定することができます。認定が認められた単位の認定年度は、留学期間が1学期の場合は出発年度、1年の場合は帰国年度となります。認定する単位数は、相互履修科目の履修により修得した単位及びその他の認定単位を含め60単位が上限となり、認定年度の年間登録単位数にも含まれます。なお、短期海外研修については、年間登録単位数には含まれません。

③ 修業年限・卒業計画について

日本大学本部及び本学部の交換留学・派遣留学、認定留学で留学する場合は、留学期間は修業年数に算入されるため、本学部の許可を得た上で4年間での卒業が可能です。ただし、単位修得状況や卒業計画等によっては4年間で卒業できない場合もあります。また、教職課程や学芸員課程を履修している場合は、免許や資格に必要な単位を4年間で修得できない場合があります。留学を希望している方は、卒業までの履修計画を早めに検討してください。

④ 奨学金について

本部又は本学部が設ける留学制度、海外研修制度などにより海外渡航する在学生（外国人留学生を除く）に最大20万円を給付する第4種奨学金があります。給付には条件がありますので、詳細については学生課に問い合わせてください。

⑤ その他の留学等

- (1) 日本大学のプログラムを利用せず個人で留学やサマースクール等に参加する場合は、事前に「海外渡航届」を学生課に提出してください。なお、この場合は単位認定や4年間での卒業はできません。
- (2) 日本大学本部では「日本語・日本研究講座」で学ぶ交換留学生や国費留学生の日本語学習等の支援を行うボランティアを募集しています。詳細は日本大学本部の留学・国際交流のHPを確認してください。

1 通学定期乗車券の購入

通学定期乗車券(通学定期)は「自宅最寄り駅」から「学校最寄り駅」の相互間に限り購入できます。(大学の最寄り駅は、江古田・新江古田・小竹向原) その経路は(1)最も経済的な経路(2)最も距離が短い経路(3)最も時間が短い経路のいずれかとなります。また、たとえ金額が同じでも、最寄り駅以外の購入はできません。

通学定期を購入するためには、予め印字された学生証裏面の通学証明が必要です。内容に間違いがなければ、この通学証明により、駅の窓口にて購入できます。印字内容に誤りや空白がある場合は、学生課窓口で、別途定められた手続きにより発行します。なお、転居した場合は、LiveCampusで現住所を各自変更した後に、学生課窓口で学生証裏面の現住所及び経路変更の手続きをしてください。

通学定期は、授業を受ける目的に通学するためのものです。アルバイトや課外活動(サークル活動)等、卒業に必要な単位修得以外の目的の場合は、乗車券、回数乗車券、通勤定期を購入してください。

また、適正ではない区間の通学定期を購入及び使用した際は、運送約款に基づき、旅客運賃・増運賃を請求されるとともに、当該学生は通学定期の発行停止を受けることとなります。

通学定期が無効となる場合

- (1) 事実を偽って購入したとき
- (2) 学籍を消失したとき、学籍が休学のとき
- (3) 学生証を携帯していないとき

2 学割証(学生生徒旅客運賃割引証)

学割証は、授業・帰省・就職活動等でJR線を利用して営業キロで片道100キロを超えて利用する場合、運賃が2割引になる割引証です。発行方法は、証明書発行機(西棟1階)で、1日4枚まで発行(年間10枚を上限として発行)できます。

不正使用は絶対にしないでください。他人名義の学割証使用、無効の学割証使用、その他運行規則に違反したときは普通運賃の数倍に相当する料金を徴収されます。

なお、年間の上限10枚を超える発行を希望する場合は、学生課に相談してください。

3 課外活動

大学生活を彩るのがクラブ・サークル活動です。グループ活動による実践的な経験を通じて、社会生活に必要な自立性、協調性、指導力や創造力を磨くとともに、学科・学年を超えた人間関係や一生の友情を築く貴重な場です。

学生団体(サークル)結成

教室借用等のために、サークル等の学生団体を結成するときは、「学生団体結成届」と「名簿」を学生課へ届け出てください。

教室等の貸し出し

教室等を借りる場合は、「施設使用届」と「名簿」に必要事項を記入し、公認団体は使用日の1ヶ月前から、未公認団体は使用日の1週間前から、使用日前日までに学生課に申請してください。

使用可能時間は、平日は18:00～20:45 学部の休業日の場合は、9:00～16:45 とします。
(退校時間が変更になった場合、変更になります。)

学内外行事届

公認団体が学内外において合宿、試合、発表会等の行事を行うときは、あらかじめ「行事届」と「名簿」を行事の1週間前までに学生課へ届け出てください。

休日入構

休業日に学内に入構する場合は、休日入構届を提出しなければ入構できません。なお、入学試験及び一斉休暇などで入構禁止日があるので注意してください。

掲示物

掲示(ポスターを含む)、刊行物の配布については、事前に届け出て、学生課の指示に従ってください。無断で掲示した場合は取り外します。

4 拾得物・遺失物について

学内での拾得物は、学生課に届けてください。届けられた拾得物は、学生課で3ヶ月間保管しますので、学内で忘れ物・落し物をした場合は、学生課窓口で確認してください。

5 保健関係

定期健康診断

学校保健安全法に基づき、必ず受診してください。この診断結果は、就職や進学、実習、奨学金応募等の際に必要となります。

健康診断証明書の発行

本学部が行う上記の定期健康診断を受診した人には、健康診断証明書を発行します。証明書発行機(西棟1階)にて、即日発行されます。手数料は1通につき100円かかります。なお、既往症の確認をはじめ再検査・治療が必要と判断された場合、病院に受診し、保健室に報告があるまでは発行できません。

保健室

軽微なケガなどの応急処置や保健指導を行っています。なお、医薬品医療機器等法(薬機法)に基づき、医薬品(内服薬など、市販薬を含む)は取り扱っていません。薬を必要とする症状がある場合は、かかりつけ医や薬局で相談し自分にあった薬を携帯するようにしてください。また、校医が来室し健康相談にも応じています。校医の来室日については、ポータルサイトで確認してください。

場 所 西棟1階(TEL 03-5995-8281)

開室時間 平日9時～17時 土曜日(隔週)9時～12時

学校感染症と診断されたら

学校感染症にり患した学生は、学内での感染拡大を防ぐために以下のとおり対応してください。
詳細はポータルサイトをご確認ください。

- ①り患したことを保健室及び所属学科事務室に連絡してください。
- ②医師から登校の許可が出るまで自宅療養してください。
- ③療養後、「学校感染症り患・登校許可証明書」を医療機関で記入してもらい、保健室に提出してください。

※診断書を提出する場合は、登校停止期間と登校可能日を明記してもらうこと

◆インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については下記の書類で対応できます

○インフルエンザ

「インフルエンザり患申出書」（ポータルサイトよりダウンロードできます）と、インフルエンザり患を証明できる原本書類（氏名、受診・処方日が記載された診療情報明細書や内服薬説明書）を提出。

○新型コロナウイルス感染症

「新型コロナウイルス感染症り患申出書」（ポータルサイトよりダウンロードできます）と、医療機関受診時（薬局は不可）の領収証と診療情報明細書の原本を提出。
あれば検査結果がわかるものを添付するのがのぞましい。

※自己抗原検査キットで陽性が確認された場合も、必ず医療機関を受診し医師の診断を受けてください。

6 学生支援室

みなさん一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるよう、さまざまな悩みのご相談に応じています。学業・就職・人間関係・心の健康・経済問題など、不安を感じることがあれば、お気軽にご相談ください。なお、事情により通称名の使用を希望する場合は教務課にご相談ください。

また、修学にあたって、困難を感じている障がいのある学生のご相談にも応じています。本人の意向を確認し、所属学科や各課と連携をはかりながら、学生生活を送るうえでの悩みを取り除くための支援に取り組んでいます。相談内容に関しての個人のプライバシーは厳守されますので、安心してご相談ください。

場 所 西棟3階（TEL 03-5995-8299）

カウンセラー 月・火・水・木・金曜日 10:30～16:00

◆日本大学学生支援センターについて

(https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/)

芸術学部のほか大学本部の学生支援センターでも相談やカウンセリングを受けることができます。



◆障がい学生支援（合理的配慮支援）について

(https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/disability_support/student_support/)

障害者差別解消法の施行に伴い、日本大学では基本方針及びガイドラインを制定し、学生支援室を中心に教務課、学生課、教員等が連携して、障がい等のある学生が他の学生と等しい条件のもと学生生活が送れるように様々な支援を行っています。支援の詳細は、学生支援窓口にお問い合わせください。



7 医療費助成・補償制度について

学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金

下記の事故等が発生した場合における、在籍する学生に対する給付金制度です。事故が起きたら、直ちに、学生課及び担当教職員に報告し、学生課で速やかに手続きしてください。

ただし、事故発生原因が故意または重大な過失による場合、法令あるいは本大学の学則・諸規程などに違反した行為の場合は、給付を受けることができません。

- ①正課教育中の事故
- ②大学が主催する行事中の事故
- ③学科・ゼミナール等が事前に届出をして行った課外教育中の事故
- ④公認団体が事前に届出をして行った課外活動中の事故
- ⑤そのほか、前各号に準ずる事故

芸術学部で加入している補償制度

本学部では学部生・大学院生を対象に授業・実験実習・登下校中・課外活動等で不慮の事故に対応するため、学部でお見舞金制度に加入しています。

事故にあわれた場合は、ただちに事故の日時・場所・状況を学生課に申し出てください。

日本大学校友会準会員診療費助成制度

日本大学校友会制度で、準会員が日本大学の指定病院（日本大学病院、医学部附属板橋病院、歯学部附属歯科病院等全12病院）で受診した場合、診療費の自己負担分（健康保険を適用した保険診療負担金30%）を年額10万円を限度とし、助成します。ただし、一部の高額療養費（入院時高額療養費・差額ベッド代）は助成対象外です。申請方法は学生課に問い合わせてください。

日本大学学生生徒等総合保障制度（任意）

日本大学キャンパスサポートオフィスと大手火災保険会社が連携して、本学学生のために独自に開発した割安な保険制度です。学生自身が不慮の事故によって災害を被ったり、他人に損害を及ぼす事故を招いた時、また、ひとり暮らしの学生が自身の失火によって自室を焼失した時などの補償、あるいは学費支弁者が万一の災害で死亡された時の学業費用の給付等、安心して学生生活を過ごせるよう補償内容は広範囲にわたっています。

8 食堂・購買部

営業時間は授業期間のものです。（時期により変更することがあります。）

学生食堂

営業時間 月～金 11:00～14:00

購買部

営業時間 月～金 10:00～15:00

9 厚生施設

学生のための本学の厚生施設は、ゼミナール・クラブ活動などで利用できるよう次の施設があります。

厚生施設を使用する場合は、使用日の1ヶ月前の月初めから土を除いた10日前までに学生課へ申込みしてください。なお、夏期期間中の利用については、別に定めますので、ポータルサイト等に注意してください。施設の詳細は、「日本大学 厚生施設案内」パンフレットが学生課窓口にありますので、ご覧ください。

本学本部施設（軽井沢研修所）

北陸新幹線で東京からおよそ65分、浅間山を北西に望む、豊かな自然で避暑地として親しまれる軽井沢の一角に位置しています。10の講義室、多目的コート、テニス専用コート、グラウンドのほか、1日の疲れを癒してくれるジェットバスを備えた浴室等、充実した施設・設備があり、ゼミ合宿・サークル合宿等ができます。

住所：長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢1052-1 TEL：(0267) 42-2401

他学部施設

八海山セミナーハウス（理工学部）

10 海外渡航

団体または個人で外国に旅行する場合は、渡航先で災害・事件・事故等があった場合の学生の安否確認等を行う目的で、学生課備付け（ホームページからダウンロード可）の海外渡航届（本人・保証人連署）を学生課に必ず提出してください。また、海外渡航にあたっては、以下の事項も確認してください。

(1) 渡航前には必ず外務省の海外安全ホームページ掲載の危険情報などを確認し、世界及び地域の情勢についての情報を収集してください。本学における海外渡航取り扱い、外務省掲載の危険情報レベルに基づき以下のとおりとします。

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

危険情報なし	・・・渡航可能
レベル1（十分注意してください）	・・・渡航自粛
レベル2（不要不急の渡航は止めてください）	・・・渡航中止または延期
レベル3（渡航は止めてください）	・・・渡航禁止
レベル4（退避してください。渡航は止めてください）	・・・渡航禁止

(2) 危険情報の有無にかかわらず、外務省からの最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などを受け取れるように、「たびレジ」または「在留届」に登録してください。

外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

11 奨学金制度

日本大学で取り扱う奨学金は大きく3つに分かれています。

- (1) 大学独自の奨学金（給付）
- (2) 高等教育の修学支援新制度（給付・授業料等減免）／日本学生支援機構奨学金（貸与）
- (3) 民間団体・地方公共団体の奨学金（給付・貸与）

募集は、学生課の掲示板やポータルサイトの在学生を対象とした奨学金ガイダンスサイトでお知らせします。高等教育の修学支援新制度に採用となった場合、各奨学金制度との併給ができない可能性があります。奨学金の内容について詳しく知りたい場合は、学生課へ相談してください。

(1) 日本大学（芸術学部）独自の奨学金（給付）

経済的困窮により修学が困難と思われる学生や成績・スポーツ・芸術活動など各分野で優れた成績を修めた学生に奨学金を給付しています。

□経済的支援を目的とした奨学金

奨学金の名称	内容	給付額	採用予定人数
【公募制】 日本大学 創立 130 周年記念奨学金 第 2 種	成績・人格ともに優良な資質を持っているにもかかわらず、経済的理由により学費等の支弁が困難である在學生に給付する奨学金	30 万円	330 名 (日本大学全体)
【公募制】 日本大学芸術学部奨学金 第 1 種	修学の意志があり、かつ優良な資質を持ちながらも経済的な事情で学業に専念できない在學生（外国人留學生を除く）に給付する奨学金	30 万円を限度	若干名
【公募制】 日本大学芸術学部奨学金 第 3 種	学費支弁者が災害に罹災し、甚大な被害を受けた、もしくは不慮の理由で家計が急変し学費等の支弁が困難である在學生（外国人留學生を除く）に給付する奨学金	授業料を限度	若干名

□学業・芸術活動など各分野で優れた成績を修めた学生を奨励する奨学金

学業・芸術活動などの各分野で活躍した学生を奨励するもので、家計状況は関係ありません。

奨学金の名称	内容	給付額	採用予定人数
【推薦制】 日本大学特待生	学部の学業成績・人物ともに優秀な 2 年次生以上の学生を対象にした制度	【甲種】 授業料半額 + 図書費 (12 万円) 【乙種】 授業料半額	(甲種) 5 名 (乙種) 26 名
【推薦制】 日本大学芸術学部奨学金 【第 2 種】	芸術・文化に関わる創作活動において、専攻分野に関連した国際的又は全国的規模のコンクール・発表等で高い評価を受けるなど、優秀な成績をあげたと認められる在學生に給付する奨学金	50 万円 又は 30 万円	若干名
【公募制】 日本大学芸術学部奨学金 【第 4 種】	本部又は学部が設ける留学制度、海外研修制度などにより海外渡航する在學生（外国人留學生を除く）に給付する奨学金	東アジア地域 10 万円 東アジア以外の地域 20 万円	若干名

(2) 高等教育の修学支援新制度（給付・授業料等減免）/ 日本学生支援機構奨学金（貸与）

高等教育の修学支援新制度（給付・授業料減免）

意欲と能力のある学生が、経済的理由により修学の継続を断念することのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。本制度では、以下の支援を受けることができます。

①給付型奨学金（日本学生支援機構の給付奨学金に採用されます）

②授業料等の減免（授業料と入学金の減免）

募集は、毎年4月および9月です。ただし、生計維持者が死亡、事故、病気、失職、震災、火災または風水害等、予測できない事由により家計が急変した場合は、原則として家計急変の事由発生後3か月以内であれば随時申込みが可能です。手続き方法は、学生課にお問い合わせください。

詳細は、高等教育の修学支援新制度のホームページをご確認ください。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



日本学生支援機構奨学金（貸与）

勉学に励む意欲があり、またはそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

貸与された奨学金は、卒業後必ず返還しなければなりません。

募集は、毎年4月および9月です。ただし、生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、原則として家計急変の事由発生後12か月以内であれば随時申込みが可能です。手続き方法は、学生課にお問い合わせください。

詳細は、日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>



(3) 民間団体・地方公共団体の奨学金（給付・貸与）

学外の機関・団体等による奨学金があります。募集の時期は4～5月が最も多く、募集があったものについては随時掲示板・ポータルサイト等で告知します。ただし、地方公共団体奨学金は大学に奨学生募集がないものもあるので、出身地の教育委員会等に問い合わせてください。

12 学生生活における注意事項

盗難防止

貴重品等、自分の所持品を教室などの施設内に放置したままにしないよう気をつけてください。

飲酒事故の防止

一気飲みによる急性アルコール中毒で、死に至ることも多々あります。ゼミナールやサークル活動等で、懇親会を催す場合は、十分に注意してください。特に、未成年者の飲酒は法律で禁じられています。未成年者が飲酒した場合や未成年者と知りつつ飲酒させた場合、学則による懲戒処分の対象となることがあります。

悪徳商法

若者を狙った、訪問販売、マルチ商法、キャッチセールス、迷惑メールによる不当請求等の悪徳商法の被害に遭う学生が後を絶ちません。被害に遭わないために、「おかしい」と思ったらきっぱり断る、契約はその場で即決せずに家族や友人等に相談する、身に覚えのない請求は無視するとともに個人情報を用意に教えないよう注意してください。

なお、契約を解除したい場合、訪問販売、連鎖販売取引等は、一定期間内であれば消費者から一方的に契約の解除ができる「クーリング・オフ」制度があります。クーリング・オフの出来る期間は、取引（契約）により異なり、契約解除できない場合もありますので、詳しくは、東京都消費生活総合センター（TEL 03-3235-1155）に問い合わせてください。

特殊詐欺・闇バイト

特殊詐欺の手口には、「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」「還付金詐欺」「融資保証金詐欺」「金融商品詐欺」「ギャンブル詐欺」「交際あっせん詐欺」「その他の特殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗（窃盗）」と10種類もあります。

また、アルバイト気分で、楽にお金を儲けようとして、知らず知らずのうちに、詐欺事件に手をかしてしまい、気がついたら詐欺グループの一員になってしまう闇バイトが増加しています。詐欺行為に関わった場合は、学則による懲戒処分の対象となることがあります。被害者にも加害者にもならないように注意してください。

カルト宗教による勧誘

学内において、正体を明かさずに言葉巧みに近づき勧誘するカルト的宗教団体があります。一度氏名・電話番号・メールアドレス等を教えてしまうと、入信するまで執拗に勧誘してきますので十分に気を付けてください。退会は自由などと説明されますが、マインドコントロールされ退会が困難になります。

勧誘の手口として、◆アンケートを装い個人情報を聞き出す◆本学部生またはOBだと偽り安心させて誘う◆サークルのメンバー募集を装って誘う◆ゴスペルなど音楽コンサートへ誘う などが挙げられます。被害に遭わないためにも、「おかしい」と思ったらきっぱり断る、友人や家族に相談する、身に危険を感じたらすぐ逃げ、家族や大学、専門家に相談しましょう。万一、このような勧誘を受けたり、現場を見た場合には、速やかに学生課へ連絡してください。

インターネットを利用する際の注意事項

SNS（X（Twitter）、Instagram等）や、個人のブログ等において、自分自身の不注意な書き込みにより社会的問題になるケースが多くあります。友人に向けて発信した情報でも、思いもよらず不特定多数の人に閲覧され、個人情報を漏えいしていたり、他人を傷つけていたりすることがあり、最悪の場合、法的な処罰や学内での処分、また就職活動においても影響が出る可能性があります。インターネットの利用においては十分に注意してください。

その他の注意事項

- ① 学内において、授業・研究及び業務の妨害となるデモなどの行為は、禁止しています。
- ② 自動車で通学する場合は、決められた駐輪場を利用して下さい。また、やむを得ない場合を除き、日をまたいだ駐輪は禁止しています。
また、自動車での通学は、交通事故、迷惑駐車の問題から禁止しています。
- ③ 凶器、危険物に類する物品は、学内持ち込みを禁止しています。

- ④ 学内には、可燃物が多いので、火気（タバコの火など）の取り扱いには十分注意してください。
なお、学内で火気及び火気使用器具を無届けで使用することは厳禁としています。
- ⑤ 学内は指定された場所以外での喫煙を禁止しています。
- ⑥ 学内で飲酒することは、学部・学科行事などで認められた場合以外は禁止しています。
- ⑦ 学内で撮影する場合は、トラブルを防ぐため、事前に学生課へ相談してください。
- ⑧ 学内の施設については、健全な課外活動のために貸し出していますが、不適切な目的使用については許可しません。
- ⑨ 学内で物品を販売することは、学部行事や課外活動で認められた場合以外は禁止しています。
- ⑩ 学内の建物、授業用機材、机・椅子などの備品は汚損・破損しないように使用してください。もし、汚損、破損した場合、あるいはそれらに気付いた場合は、直ちに学生課へ連絡してください。
また、学内の備品などは支障をきたすので移動しないでください。
- ⑪ 学内に宿泊することはできません。
- ⑫ キャンパス内に犯罪抑止及び防止のために防犯カメラを設置しています。

IV 就職（進路）

◎卒業後の進路について

卒業後の進路については、就職・自由業（芸術活動等）・進学などさまざまな選択肢がありますが、自分の将来については1年次から自主的に考え、先生やご家族などとも日頃から相談しておくことが大切です。

◎就職について

芸術学部では就職指導課で進路決定の支援を行っています。就職指導講座や企業セミナーの開催、就職（進路）に関する各種情報の提供を行っている他、1・2年次には「キャリアガイダンス」として、進路の考え方や将来に繋がる大学生活の過ごし方を解説したり、社会のさまざまな業界を紹介しています。就職に関する個別相談も受け付けているので、就職に関する質問などがあれば、ぜひ窓口にお越しください。

〔納得のいく進路選択のために、1年次から次のことを意識しておきましょう。〕

計画的な履修で
「卒業見込み」を確実に



就職活動（4年次）では「卒業見込証明書」の提出を求められることが多くあります。3年次修了までに卒業見込みの要件を満たすよう、1年次から計画的に学業に励みましょう。

「自分らしさ」を育てる
多彩な経験を



企業は、皆さんの成績だけでなく、人間性も重視します。勉学はもちろん、サークル、アルバイト、インターンシップなど、興味のあることに積極的に挑戦して、自分の「強み」をぜひ見つけてください。

毎年の健康診断は忘れずに！ ➡

就職活動では「健康診断書」の提出も必須です。毎年4月に大学で実施される定期診断を必ず受診して、心身ともに万全な状態で学生生活を送りましょう。

Webサイトの活用について

学内の就職情報は、主に2つのサイトで発信しています。用途に合わせて活用しましょう。

1. 「日藝のポータルサイト（就職支援ページ）」 <https://ic.art.nihon-u.ac.jp>

学部の就職指導講座や企業セミナーの開催案内、求人情報など学内の最新情報を随時掲載しています。こまめにチェックする習慣をつけましょう。

2. 「NU就職ナビ（日本大学の就職情報サイト）」 <https://uc-student.jp/nihon-u/>

日本大学の学生が利用できる、全学共通の就職データベースで、就職活動に役立つ専用サイトです。

求人・企業情報、卒業生情報、大学や他学部主催の就職支援イベント等の情報が検索できます。

※ポータルサイト内のリンクからもアクセス可能です。

【重要】学生情報の登録をお願いします

4年次の進路手続きにも使用するため、NU就職ナビには、必ずログインしてプロフィールを登録してください。登録方法の詳細は、上記の「日藝のポータルサイト」等にてお知らせします。

V 図書館

図書館は、芸術学部8学科の専門領域を中心に広範な資料を所蔵しています。

皆さんは、学科の垣根を越えた多種多様な資料を利用し、情報を収集することができます。

さらに、閲覧カウンターで行う他館との相互利用サービスを活用し、他学部、他大学の図書や文献のコピーを取寄せることもできます。ぜひ、大いに図書館を利用してください。

1 開館時間

月～金 9:00～21:00

土 9:00～17:00

※ 長期休暇期間や臨時に開館時間を変更する場合があります。最新情報については、ホームページを確認してください。

2 休館日

日曜日、祝日、日本大学創立記念日（10月4日）、夏期・冬期・学年末休暇中の一定期間、その他の図書館が必要と認める時。

※ 上記休館日が通常授業実施日に当たる場合は開館します。

※ 臨時に変更する場合があります。最新情報については、ホームページを確認してください。

3 図書館の利用

入退館や資料の館外貸出など、図書館を利用する際は学生証が必要です。必ず学生証を携帯してください。

4 貸出冊数・期間

① 貸出冊数：10冊

② 貸出期間：2週間（貸出延長：2週間）

※ 長期休暇期間などに、貸出期間を変更することがあります。

5 館外貸出ができないもの

① Blu-ray・DVD・LD・ビデオなどの視聴覚資料

② 辞書などの参考図書

③ 雑誌

④ 「禁帯出」「館内」ラベルの貼られた図書

⑤ 貴重資料：貴重書庫に保管されている資料は、閲覧希望日の1週間前までに申し出が必要です。詳しくはカウンターへお問い合わせください。

6 情報検索

Web上の日藝^{オーパック}OPAC〈Online Public Access Catalog〉検索システムから、主に以下の検索方法により資料を探することができます。

① 芸術学部図書館に所蔵されている図書・雑誌の検索

所沢書庫に別置されている資料があります。（詳細はカウンターへ）

② 国内の大学図書館の蔵書の検索【CiNii Books^{サイニー}】

③ 国内の論文の検索【CiNii Research^{サイニー}】

④ 国内リポジトリからWeb公開された研究成果の横断検索【IRDB】

⑤ 国立国会図書館の所蔵資料のほか、国内の公共図書館、公文書館、美術館などの各種デジタル

情報の検索【NDLサーチ】

- ⑥ 全国古書籍商組合連合会のデータベースから古書を検索【日本の古本屋】
- ⑦ 日本大学全学部の所蔵する図書・雑誌・電子ジャーナル／ブックを一括で検索【日藝ディスカバリーサービス】
- ⑧ 探している資料が電子の媒体であるか、ないかを検索【電子リソース検索】

7 AVコーナーの利用

- ① 芸術学部図書館が所蔵するDVDなどの視聴覚資料を閲覧できます。
- ② 視聴覚資料は、閲覧カウンターで利用方法を確認のうえ、AVコーナーに備え付けの機器、または貸出用ポータブルプレイヤーでご利用ください。

8 コピーサービス

- ① 図書館所蔵資料の複写に限ります。
- ② 利用は著作権法の許す範囲とし、資料全体を複写することはできません。
- ③ 消耗度の激しい図書・雑誌は、複写を制限することがあります。

9 図書館相互利用

本学部学生は、他学部や他大学図書館所蔵資料の閲覧や借用・複写物の取寄せ等ができます。他大学図書館を直接訪問して利用する場合は「紹介状」が必要となりますので、日にちに余裕を持ってカウンターへお申し出ください。

10 退館チェックシステム

図書・雑誌の無断持ち出しを防止するためのチェックシステムを設置しています。作動の際は荷物を確認させていただきますので、ご了承ください。

11 注意事項

- ① 閲覧室で他人に迷惑になるような行為は、ご遠慮願います。
- ② 館内では飲食をしないでください（ふた付きでしまうことのできる飲料物のみ可）。
- ③ 館内は全面禁煙です。
- ④ 館内での通話は禁止です。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、振動音にも気をつけてください。
- ⑤ 席を離れる時など、荷物や貴重品は自己管理するようにしてください。

PCルーム

芸術学部では、学生のコンピュータ使用への要望に応え、西棟4階にPCルームを設け、便宜を図っています。在学生であればどなたでも利用できますので、授業での課題の作成、インターネットの閲覧等、大いに活用してください。

なお、PCルーム開館時間については、ポータルサイト内PCルームページを確認してください。



外国人留学生の方へ

外国人留学生の皆さんは、母国を離れ日本という新しい国で学生生活を送るため、学習面や生活面で苦勞することが多々あります。大学では様々な支援を通して留学生の皆さんをサポートします。

1 在留期間の更新

外国人留学生が日本に滞在できる期間は在留カードに記載されています。そのため、在留カードの期限が近づいてきたら出入国在留管理庁で更新手続きをする必要があります。更新手続きに必要な書類のうち、一部大学で作成する書類がありますので、学生課（西棟1階）窓口へ申し出てください。

更新手続きの流れ

ステップ① 証明書発行機（西棟1階）で以下の書類を作成する

- ・在留期間更新許可申請書【所属機関等作成用1・2】：証明書発行機で申込書を購入し学生課に提出（100円・2～3日後発行）
- ・在学証明書：証明書発行機で発行可（100円・即時発行）
- ・成績証明書：証明書発行機で発行可（200円・即時発行）※新入生で発行できない場合は不要

ステップ② ステップ①で作成した書類とともに出入国在留管理庁へ以下の書類を持参する

※すべて発行日から3か月以内のものを提出すること

- ・在留期間更新許可申請書【申請人等作成用1・2・3】
- ・パスポート・在留カード：手続き時に係官に提示してください
- ・証明写真：縦4cm×横3cm（詳細は法務省のホームページで確認してください）

※在留カード交付時に収入印紙6,000円分が必要

※外国人留学生の国籍や成績状況により上記以外の書類が必要となることがあります。

※出入国在留管理庁での手続きは在留カード有効期間満了の3か月前からできます。更新手続きをせず在留カードの有効期間を超えてしまった場合、強制退去となりますので早めに手続きをしてください。また、休学等の理由で在留資格「留学」に係る活動を継続して3か月以上行っていない場合、「留学」の在留資格で日本に滞在することができません。「活動機関に関する届出（離脱）」を提出し、ただちに帰国してください。

2 在籍確認

出入国管理法では「在留資格に応じた活動を行っていない場合の在留資格取消し」について定めています。そのため、在留資格が「留学」である皆さんは、大学で授業を受けていることを確認する必要があります。指定月に1回、学生課窓口に来て学生証を提示してください。期限内に学生証を提示しなかった場合、所在不明届に載り文部科学省へ報告されます。

3 アルバイト（資格外活動）

外国人留学生がアルバイト（資格外活動）をする場合、週28時間以内の範囲内で許可されています。許可されている時間を超えてアルバイトをしたり、風俗営業等、客を接待して飲食させる場所でアルバイトをした場合は法律違反で処分され、本国へ送還されますので注意してください。

4 国民健康保険

日本では、誰もが平等に健康な生活を送れるよう、病院での治療費を国民健康保険で負担しお互いの医療費を支えあっています。そのため、外国人留学生は国民健康保険に加入することが義務づけられています。加入することで、毎月、保険料を支払うことになりますが、診察費用の70%が国民健康保険で支払われ、自己負担が軽減されます。詳細は居住地の役所へ確認してください。

5 国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する必要がありますが、留学生も対象です。なお、国民年金に加入すると毎月保険料を納めなければなりません、「学生納付特例制度」へ申請することで在学中の納付が猶予されます。詳細は居住地の役所及び年金事務所へ確認してください。

6 住所変更

現在住んでいるアパート、マンション等から引越しをした場合、14日以内に新居住地の役所で住所変更手続き、およびLive Campusでの住所の更新を行う必要があります。

7 授業料減免制度・奨学金

・授業料減免制度

外国人留学生対象で、授業料の20%相当額を1年度分減額し経済的負担を軽減する制度です。

※応募資格：標準修得単位を修得し、累積GPA2.5以上、家賃月額75,000円（共益費・管理費を含まない）以下であること 他

・奨学金

ポータルサイトで案内しています。

8 卒業後の就職活動

大学卒業後も日本に滞在して引き続き就職活動を希望する場合、留学ビザから就職活動用短期滞在ビザである「特定活動ビザ（継続就職活動）」に切り替える必要があります。申請にあたっては、まず就職指導課で書類審査を受けて推薦状の交付を得た後、出入国在留管理庁へ申請します。ビザ変更や手続方法については、就職指導課からのお知らせを必ず確認してください。不明な点があれば就職指導課へ相談してください。

9 こんなときは、、、

成績や授業について確認したい……教務課
在留カードの更新をしたい……学生課
通学定期券を発行したい……学生課
施設借用、課外活動をしたい……学生課
一時帰国したい、海外渡航したい……学生課
奨学金を受けたい……学生課

卒業後は日本で就職したい……就職指導課
学費の分納をしたい、確認をしたい……会計課
具合が悪い、健康相談をしたい……保健室
各種証明書を発行したい……証明書発行機
(西棟1階にあります。詳細はP.86を参照)

1 地震発生時の避難について

地震は、突然おそってきます。地震による被害を少なくするためには、慌てず落ち着いて次のように行動してください。

■地震発生時の行動

- グラツきたら、まず机などの下に隠れ、身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。
- 隠れる余裕がなければ手近なもので頭を保護する。

■地震直後の行動

- 火の元確認、初期消火
火を使っている時は、揺れがおさまってから慌てずに火の始末をする。出火した時は、落ち着いて消火する。
- 慌てて行動しない
屋内で転倒した物・落下した物やガラスの破片などに注意する。

- 窓や戸を開けて出口を確保
揺れがおさまった時に、避難できる出口を確保する。
- 建物には近寄らない
屋外で揺れを感じたら建物やブロック塀などには近寄らない。

■地震後の行動

- 大学からの避難指示・防災関連機関からの避難指示に従う。
- 避難の心得
荷物は最小限にし、車両等を使用せず、徒歩で避難する。
- 余震に注意
大きな地震のあとは、余震の可能性があるので注意する。
- 協力し合って救出・救護
震災で負傷した人を近隣で協力し救出・救護する。
- 避難の前に電気・ガスの安全を確認する。
避難が必要な時は、ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めて避難する。
- ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

2 火災発生時の避難について

校舎内で火災が発生した場合、火災が発生した階及び上階の滞在者は避難して下さい。また、初期消火不可の際は、防災センターの指示に従い、火災が発生した棟から避難して下さい。

■まわりに知らせる

- とにかく大きな声を出してまわりに知らせる。
- 音の出るものを叩いて大きな音を出す。
- 一人でなんとかしようとせず、周囲の人の助けを借りる。
- 小さな火災でも 119 番へ通報する。

■初期消火

- 事前に消火器の設置場所や使い方を確認しておく。
- 初期消火の目安は天井に火が届くまで。それ以上の場合は無理をせず避難する。

- 消火器の使い方
①黄色の安全栓を上引き抜く
②ホースのノズルを燃えているものに向ける。
③レバーを握る。

■急いで避難

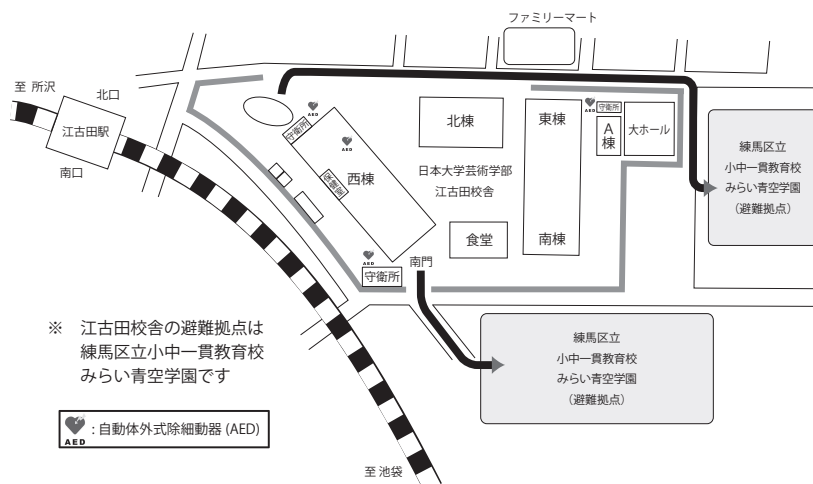
- 煙が広がってしまった場合は、無理をせず避難する。
- 安全に避難するためには、持ち物にこだわらず、できるだけ早く建物の外へ避難する。一度避難したら、絶対に建物の中へ戻らない。
- 煙に注意
火災時の煙は有毒なガスを含んでいる危険があるので、濡れたハンカチやタオルを鼻と口に当て、できるだけ低い姿勢で、部屋のドアは閉めて逃げる。

3 避難場所について

大規模災害時の近隣避難拠点は下図の通りです。

※避難拠点は、震度5弱以上の地震が起きて、学校の建物が安全な場合に、「避難拠点要員」により開設され、「避難拠点運営連絡会」の協力を受けながら、避難者の受け入れや在宅避難者への支援を行います。

江古田校舎の避難図



各種規程関係

I 日本大学学則（抜粋）

第1章 総則

第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやし
ない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育
成することを使命とする。

第2節 大学組織

第3条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

2 本大学の学部及び学科は、次のとおりである。（他学部は略）

芸術学部……写真学科・映画学科・美術学科・音楽学科・文芸学科・演劇学科・放送学科・デザイン学科

3 本大学の大学院研究科及び専攻は、次のとおりである。（他研究科は略）

芸術学研究科……博士前期課程・修士課程—文芸学専攻・映像芸術専攻・造形芸術専攻・音楽芸術
専攻・舞台芸術専攻
博士後期課程・博士課程—芸術専攻

第3節 教職員及び教授会

第4条 本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

① 日曜日 ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 本学創立記念日（10月4日） ④ 春季休業 ⑤ 夏季休業 ⑥ 冬季休業

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・転部・転科・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第20条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

3 修業年限は、最低4年とし、在学年限は、8年とする。

第21条 編入学とは、他の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく
本大学に入学することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者が、教育
課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学する場合も編入学とする。

5 編入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

6 編入学の年次は、2年次又は3年次とする。

7 編入学者の在学年限は、許可された編入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年

限から編入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。

8 編入学者は、編入学年次の教育課程によって履修するものとする。

9 編入学者の既修単位は、低年次配当科目を優先し、原則として2年次編入学者は、40単位、3年次編入学者は、70単位を基準とし、認定することができる。

第22条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。

2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。

3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。ただし、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。

4 転部・転科及び転籍できる者は、次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし、定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、許可することがある。

① 本大学に在学中の者で、転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの

② 人物及び在学中の成績が妥当な者

7 転部・転科及び転籍の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

8 転部・転科及び転籍の年次は、2年次又は3年次とする。ただし、4年次への転籍（同一学科間）は、許可することができる。

9 転部・転科及び転籍した者の在学年限は、許可された転部・転科及び転籍年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。

10 転部・転科及び転籍した者は、転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修するものとする。

11 転部・転科及び転籍した場合、既修の授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年限に算入し、修業年限には算入しない。

第27条 留学とは、本大学が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年限に算入する。

第28条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続きにより、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第30条に基づく除籍によるもの

④ 第76条及び第77条に基づく懲戒によるもの

2 第36条に基づく年度のGPAが1.50未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第29条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学部等に再び入学することをいう。

2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学部等に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。

- ① 本大学に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者
- ② 病気その他やむを得ない事由で退学した者
- ③ 人物及び在学中の成績が妥当な者

4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。

5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。

6 再入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

7 再入学の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げて許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。

10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。

11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。

12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。

第30条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

- ① 故なくして学費の納付を怠った者
- ② 故なくして欠席が長期にわたる者
- ③ 在学年限を超えた者

第7節 履修規定

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については15時間の授業をもって1単位とする。

③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第32条の2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第33条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。

② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、E（履修登録したが成績を示さなかったもの）をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade Point Average、以下「GPA」という）を用いることができる。

3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数（P又はNとして表示された科目を除く）で除して算出する。GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。

4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続きを取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。

5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目（単位認定科目としてNと表示された科目を除く）とする。

6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。

7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。

8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。

9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしと

して取り扱う。

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

第37条の2 第32条の2に規定する授業によって修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第20条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に学士の学位を授与する。

第39条 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

芸術学部 芸術（他学部は略）

第9節 学費及び貸給費

第40条（略）

2 編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては、別に定める。

3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

第11節 科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生（別に記載する）

第12節 教 職 課 程（別に記載する）

第14節 賞 罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

③ 正当の理由がなくて出席常でない者

④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

第2章 教育課程及び履修方法

第5節 芸術学部（他学部は略）

第84条 芸術学部における各学科の授業科目及びその単位数並びに履修方法は、次のとおりである。
（略）

全学共通教育科目 第Ⅰ群 芸術教養課程科目（各学科共通）（芸術教養科目 外国語科目 保健体育科目） 第Ⅱ群（学科別授業科目） 共通専門教育科目（各学科共通） 第Ⅲ群（各学科共通） 学芸員課程科目 司書教諭課程科目 司書課程科目

第3章 大 学 院

第1節 総 則

第104条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第105条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

6 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

9 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

10 博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱う。

第106条 修士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査（芸術学研究科、理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

芸術学研究科……芸術学（他は略）

3 博士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上（修士課程を修了した者については、その修得単位を含む）を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。また、第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者及び第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程を修了した者にあつては、修士課程における1年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、芸術学研究科における修得すべき単位数は、40単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）とする。

5 前2項の規定にかかわらず、第116条第3項第2号から第8号までの規定により、博士課程の後期3年の課程に入学した者又は専門職学位課程を修了し、博士課程の後期3年の課程に入学した者については、大学院（専門職大学院を除く）に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し（芸術学研究科においては10単位以上を当該課程で専攻科目について修得し）、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職

学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

6 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

芸術学研究科……芸術学（他は略）

7 博士課程に標準修業年限在学し、所定の単位だけを修得して、課程を修了しない者が、引き続き学生として在学する場合は、第14項に定める在学年限の範囲内において、当該大学院分科委員会の許可を受けなければならない。

14 大学院における在学年限は、修士課程4年、博士後期課程6年とする。

第107条 本章に規定しない事項については、第1章総則による。

第2節 教員及び運営機構

第108条 本大学院の授業及び指導は、大学院教員資格に該当する本大学の教授がこれを行う。ただし、このうち特別の事情がある場合には、准教授、講師又は助教がこれを担当することができる。

第3節 入学及び入学資格

第116条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学を卒業した者
 - ② 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - ⑧ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であつて、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 修士の学位若しくは専門職学位を有する者

- ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代える審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 10 本大学院においては、他大学大学院からの編入学及び所属する研究科を変更することはできない。ただし、所属する研究科内において専攻の変更を許可する場合がある。

第4節 教育課程及び履修方法

第124条 芸術学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりである。
(別に記載する)

Ⅱ 日本大学相互履修に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、日本大学学則第37条第3項に基づき、本学学生が在籍する学部以外の学部の授業科目を履修（以下相互履修という）するに当たっての必要事項を定める。

(相互履修科目の指定)

第2条 各学部は、開講する授業科目のうち、相互履修を認める授業科目（以下相互履修科目という）及び担当教員名等を指定して、所定の時期までに他の学部へ通知するものとする。

(相互履修科目の選定及び告知)

第3条 各学部は、通知を受けた相互履修科目のうち、当該学部へ在籍する学生の履修を認める科目を選定するとともに、卒業に必要な単位として認めるか否かを併せて学生に告知しなければならない。

(相互履修の手続)

第4条 相互履修は、相互履修を希望する学生が当該相互履修科目担当教員に所定の相互履修届により承認を得た上で行うものとする。

2 承認を得た学生は、相互履修を行う学部（以下受入れ学部という）が指定する期間内に、前項の相互履修届を提出するものとする。

(在籍学部への通知)

第5条 受入れ学部は、相互履修届を受理した場合は、速やかに当該学生が在籍する学部（以下在籍学部という）へ通知する。

(相互履修科目の試験)

第6条 相互履修科目の試験は、受入れ学部が指定する日時・場所で行う。ただし、受入れ学部で受験できない相当の理由がある場合は、在籍学部において受験できる。

(相互履修科目の学業成績)

第7条 受入れ学部は、相互履修科目の学業成績を在籍学部が遅滞なく通知する。

(授業料等)

第8条 相互履修に係る授業料等は徴収しない。

(履修に関する諸事項)

第9条 相互履修を行う学生の履修に関する諸事項は、受入れ学部の定めるところによる。

(要 項)

第10条 この規則に関するその他の必要事項は、別に要項で定める。

Ⅲ 科目等履修生の出願手続等に関する要項（抜粋）

(趣 旨)

第1条 この要項は、日本大学学則第53条第2項に基づき、科目等履修生の出願手続等に関する必要事項を定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生の出願資格は、次のとおりとする。ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。

- ① 大 学 院 日本大学学則第116条に定める入学資格を有する者
- ② 学 部 日本大学学則第17条に定める入学資格を有する者

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 履修を願ひ出る者は、次の出願書類に選考料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

- ① 科目等履修生入学志願票
- ② 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- ③ その他大学が必要とする書類

2 選考料は、履修を希望する大学院研究科又は学部の当該年度の入学検定料を準用する。ただし、大学が特に認めた者については、選考料を免除することができる。

(選 考)

第5条 科目等履修生の選考は、書類選考及び面接試験等の方法で行うものとする。

(入学許可)

第6条 科目等履修生は、正規の課程の学生の学修に支障がない限り入学を認めるものとし、所定の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学手続)

第7条 科目等履修生の選考に合格した者は、次の書類に学費を添えて所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

- ① 誓約書
- ② 住民票記載事項証明書 1 通
- ③ 写真（縦4cm，横3cm） 3 葉
- ④ その他大学が必要とする書類

(学 費)

第8条 科目等履修生は、次の学費を入学手続時に納付するものとする。（※ 変更する場合有り）

- ① 入学金 50,000 円

- ② 履修料 文系 講義 1 単位 5,000 円
実験・実習・実技・演習等 1 科目 20,000 円

(科目等履修生証)

第 9 条 科目等履修生として入学を許可された者には、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生証は、在学期間満了時に大学に返還しなければならない。

(在学期間)

第 10 条 科目等履修生の在学期間は、6 か月又は 1 か年とする。

2 事情により引き続き履修を希望する者は、改めて願い出なければならない。

(履修科目及び単位数)

第 11 条 科目等履修生が履修できる科目は、当該年度に開講する授業科目のうち大学が認めた科目とし、その単位数は次のとおりとする。

- ① 大 学 院 10 単位以内
② 学 部 40 単位以内

2 一旦履修を申し込んだ科目の変更及び申し込んでいない科目の履修は、認めない。

(単位の授与)

第 12 条 科目等履修生が履修した科目の単位は、試験に合格した場合に与える。

(単位修得証明書)

第 13 条 単位を授与された者には、本人からの願い出により単位修得証明書を交付する。

(その他)

第 14 条 科目等履修生には、通学定期乗車券発行証明書及び学生旅客運賃割引証の発行はしない。

2 この要項に定めのない事項については、正規の課程の学生に関する諸規程を準用する。

IV 日本大学特待生規程

(特待生)

第 1 条 本大学学部 に在学する学生（1 年次生を除く）のうち、学業成績が優秀で、品行方正な者を
選考の上、日本大学特待生（以下「特待生」という）とする。

(奨学金)

第 2 条 特待生は、甲種及び乙種とし、次の奨学金を給付する。

- ① 甲種 授業料 1 年分相当額の半額及び図書費 12 万円
② 乙種 授業料 1 年分相当額の半額

(候補者の推薦)

第 3 条 特待生候補者は、在学する学部等の長（以下「学部長」という）が教授会の審議を経て選考し、
所定の書類を添付して、学長に推薦する。

2 毎年度の特待生候補者の数については、別に定める基準に基づき決定する。

(選考決定)

第 4 条 特待生は、学部長等が推薦した候補者について、学部長会議の意見を聴いた上、学長が決定する。

2 特待生は、毎年度選考の上、決定する。ただし、再選考を妨げない。

(取消し)

第 5 条 特待生が第 1 条の資格を欠いた場合には、学長は、学部長等の意見を聴いて、特待生を取り
消すことができる。

(奨学金の返還)

第6条 特待生が休学、退学又は前条によって特待生を取り消された場合には、学長は、当該年度の奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

V 日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程（抜粋）

（平成30年11月2日改正）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、本大学大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校に在籍する学生（以下学生という）の正課・課外教育中又は課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等（以下事故という）に対する給付金等についての必要事項を定める。ただし、日本大学競技部に所属する学生の競技中等に発生した傷害及び死亡事故等に対する給付金等については、別に定める。

（資 金）

第2条 この規程に掲げる給付金等は、日本大学学生傷害事故等基金から支給する。

（給付の対象及び適用）

第3条 この規程による給付金の給付は、次の各号に掲げる事故に対して行う。ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則、諸規程等に違反した行為による場合はこの限りでない。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学（大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校を含む）が主催する行事実施中の事故
- ③ 学科、クラス、ゼミナール等（以下学科等という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 正式に団体届をした団体（以下団体という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外活動中に発生した事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

（給付金の種類）

第4条 給付金の種類は、次の各号とする。

- ① 治療費
- ② 見舞金
- ③ 死亡弔慰金

（治療費）

第5条 治療費は、第3条各号に定める事故による傷害に対し、原則として、公的医療保険適用後の本人負担分全額を給付する。ただし、本人負担分が高額療養費支給制度の適用により、後日扶養者に還付された場合は、その還付金を、速やかに大学へ返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に定める事故による治療費については、公的医療保険適用の有無にかかわらず全額給付の対象とすることができる。

3 前項の給付については、別に定める。

4 第1項及び第2項の規定により治療費の給付を受ける者は、卒業又は修了後も継続して治療する場合に限り、給付を受けることができる。

5 前4項に定める治療費の給付期間は、相当と認められる事由がない限り、治療の日から180日を限度とする。

（見舞金）

第6条 見舞金は、治療に入院を要する場合及び後遺障害が生じた場合に給付する。

2 見舞金の給付額については、別に定める。

(死亡弔慰金)

第7条 死亡弔慰金は、原則として第3条各号に定める事故が直接の原因で180日以内に死亡したとき給付する。

2 死亡弔慰金の給付額については、別に定める。

(重複適用)

第8条 第4条各号の給付金は、本大学が認める範囲内で重複して給付することができる。

(諸費用)

第9条 第4条各号に定める給付金以外の事故に係る諸費用については、本大学が認めた場合に限り、その全額又は一部を給付することができる。

(給付の決定)

第10条 理事長及び学長は、第15条に定める学生傷害事故等調査委員会の報告に基づき、第11条に定める学生傷害事故等給付金委員会の議を経て給付の可否及びその種類等を決定する。ただし、緊急の必要あるときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかにこの規程に定める手続をとらなければならない。

第3章 給付申請手続

(事故報告)

第18条 学生の傷害事故が発生したときは、次の各号に定める教職員は、事故の状況及び応急措置等について、書面により速やかに学生部又は学生課に報告しなければならない。

- ① 正課教育中の場合は担当教員
- ② 行事实施中の場合は当該責任者
- ③ 学科等が行う課外教育中の場合は指導者又は引率責任者
- ④ 団体が行う課外活動中の場合は顧問又は引率責任者
- ⑤ その他前各号に準ずる場合は当該責任者

2 前項の報告があったときは、委員会又は学部委員会は内容を審議し、第3条各号に該当する事故と認められる場合には、学部長並びに理事長及び学長に報告しなければならない。

(給付の申請)

第19条 給付金の申請は学生部又は学生課が、所定の申請書に次の書類を添付して、理事長及び学長宛てに行うものとする。

- ① 領収書又はそれに代わる証明書
- ② 診断書（大学が必要と認めたとき）
- ③ その他必要な書類

(給付の決定手続及び受給者)

第20条 理事長及び学長は、給付を決定したときは、所定の通知書により学部長に通知するものとする。

2 給付金の受給者は、原則として本人又は父母とする。

第4章 その他

(所 管)

第21条 学生の事故に関する事務は、本部においては学生部、学部等においては学生課が行う。ただし、2学部以上の学生が参加する行事实施中等の事故に関する事務は学生部が行う。

(規程の適用)

第22条 この規程は、第3条第1号及び第2号に限り、学則に定める本大学科目等履修生及び研究生等にも適用することができる。

(適用除外)

第23条 この規程は、地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故には適用しない。

Ⅵ 日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程の適用を受ける学生団体についての内規

(平成28年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程（以下規程という）第3条第4号に定める団体（以下団体という）の団体届等についての必要事項を定める。

(学生団体)

第2条 この内規による団体は、学生が主体的に正課教育以外の学術・文化・体育活動を本大学の教育目的に添って行うことを目的として結成されるものとする。

(団体の届出)

第3条 団体の届出は、次の各号により所定の届出書類を提出して行うものとする。

- ① 当該学部等の学生で団体を結成（以下学部団体という）するときは、所属する学部等の学生課（以下学部学生課という）に提出するものとする。ただし、団体の連合組織があるときは、その組織を通して提出することができる。
- ② 複数学部等の学生によって団体を結成（以下本部団体という）するときは、本部学生部学生課（以下本部学生課という）に提出するものとする。

2 団体届出の手続は、次の各号の所定の書類をもって行う。

- ① 結成届
- ② 規約
- ③ 顧問・アドバイザー等（以下顧問等という）を含む役員名簿
- ④ 会員名簿
- ⑤ 当該年度活動計画書
- ⑥ 当該年度予算書

3 学部団体の会員には、同一校地内の短期大学部及び専門学校の学生を含めることができる。

(顧問等)

第4条 団体の顧問等は、当該学部等の専任教職員で、原則として専任講師又は主事以上の者とし、活動に関して助言等を行う。

(会員数)

第5条 団体の会員数は、その団体が継続して活動が続けられると認められる一定数以上を必要とする。

(規程の適用を受ける団体)

第6条 規程の適用を受ける団体は、第3条第2項各号に定める書類を提出し、学部団体においては学部等学生生活委員会、本部団体においては日本大学学生生活委員会の議を経て、正式に受理された団体（以下登録団体という）とする。

2 登録団体としての期間は1か年とする。

(継 続)

第7条 登録団体を継続するときは、第3条第1項各号に準じ、定められた期日までに、次の各号の

所定の書類を提出しなければならない。

- ① 登録継続届
- ② 顧問等を含む役員名簿
- ③ 会員名簿
- ④ 前年度活動報告書
- ⑤ 当該年度活動計画書
- ⑥ 前年度決算書
- ⑦ 当該年度予算書

2 登録団体の継続は、第6条に定める委員会の議を経るものとする。

(行事等の届出)

第8条 登録団体は、合宿、対外試合、発表会等の活動を行うときは、所定の用紙に必要事項を記入して、あらかじめ学部団体は学部学生課、本部団体は本部学生課に届け出なければならない。

(書類の変更届)

第9条 提出した書類の記載内容に変更が生じたとき登録団体は、速やかに学部団体は学部学生課、本部団体は本部学生課に届け出なければならない。

(要項等)

第10条 この内規に関するその他の必要事項は、学部等及び本部において要項等を別に定めることができる。

(所 管)

第11条 この内規に関する事務は、学部等においては学部学生課、本部においては学生部が所管する。

(内規の準用)

第12条 この内規は、各専門学校に準用する。

《日本大学校歌》

作詞 相馬御風

作曲 山田耕筰

1 日に日に新たに 文化の華の

さかゆく世界の 曠野の上に

朝日と輝く 国の名負いて

巍然と立ちたる 大学日本

正義と自由の 旗標のもとに

集まる学徒の 使命は重し

いざ讃えん 大学日本

いざ歌わん われらが理想

2 四海に先んじ 日いつる国に

富嶽とゆるがぬ 建学の基礎

栄ある歴史の 道一すじに

向上息まざる 大学日本

治世の一念 炎と燃ゆる

われらが行く手の 光を見よや

いざ讃えん 大学日本

いざ歌わん われらが理想

Marcia energicamente (M.M. ♩ = 120)

ひ に ひ に あ ら た に ぶ ん か の は な の さ か ゆ

く せ か い の こ う や の う え に あ さ ひ と か が

や く く に の な お い て ぎ ぜ ん と た ち た る だ い

が く に ほ ん せ い ぎ と じ ゅ う の き ひ ゅ う の も

と に あ つ ま る が く と の し め い は お も し い

ざ た た え ん だ い が く に ほ ん い ざ う た わ ん わ れ ら が り そ う

施設一覧

東棟

6F	音楽小ホール
5F	映画試写室 映画ネガ編集室 映画ポジ編集室 映画オフライン編集室
4F	映画学科事務室 映画学科教職員室 映画研究室 録音スタジオ3～7
3F	E-301・E-302教室 写真学科センター 写真研究室 写真ゼミ室A・B 写真金丸記念資料室 アニメーション撮影室 撮影スタジオ5 演劇研究室
2F	E-201～E-211教室 写真デジタルフォトラボA・B 写真講義室 写真ゼミ室C・D 写真作品仕上室 映画演技レッスン室
1F	E-101・E-102教室 写真ギャラリー 写真スタジオ 写真機材センター 撮影スタジオ1～4 録音スタジオ1・2 映画メーキャップ室
B1F	EB-1・EB-2教室 写真暗室 写真实習講義室1～3 映画現像機室 タイミングルーム

南棟

6F	音楽研究室 音楽レッスン室 音楽演習室C3～6
5F	音楽学科事務室・講師室 音楽研究室 音楽スタジオ 音楽コンピュータールーム 音楽演習室C0・C1・C2 音響測定室 AV編集室 ミーティングルーム
4F	S-401～S-408教室 演技実習室1・2
3F	S-301～S-304教室 放送研究室 演劇資料室 演劇録音スタジオ 放送PCルーム 放送ミーティングルームF
2F	放送学科事務室・講師室 放送研究室 放送ミーティングルームC～E
1F	テレビスタジオ1・2 出演者控室 放送学科技術センター
B1F	録音スタジオA～D ビデオ編集室 放送ミーティングルームA・B

北棟

3F	第6実習室 演劇ミーティングルーム2 演劇研究室 照明・音響機械室
2F	ホワイエ 中ホール 更衣室A 照明音響倉庫
1F	演劇学科事務室 演劇実習運営室 実習準備室 講師室 第5実習室 演劇小ホール 更衣室B 更衣室C
B1F	演劇ミーティングルーム1 第1実習室 第2実習室 第3実習室 第4実習室 WorkshopA

西棟

7F	美術学科事務室 美術研究室 A～E 絵画アトリエ 造形芸術専攻(美術)ゼミ室 造形芸術専攻(美術)絵画アトリエ A・B 絵画研究室
6F	大学院研究室 芸術教養課程研究室 講師室 大学院前期・後期院生研究室 研究事務課
5F	文芸学科事務室 文芸研究室 A～K 文芸資料室 出版編集室 DTP室 文芸ゼミ室 1～5
4F	図書館 図書館事務課 PCルーム
3F	芸術資料館 芸術資料館事務室 博物館学研究室 学芸員実習室 アトリエ D デジタル工作室 造形芸術専攻(デザイン)アトリエ 美術版画室 美術学科多目的室 美術研究室 F・G W-301～303教室 学生支援室 校友会室 PC管理室
2F	学部長室 事務局長室 秘書室 会議室 庶務課 連携プロジェクト室 デザイン学科事務室 デザイン学科主任執務室 アトリエ C-1・C-2
1F	事務局次長室 事務長室 経理長室 教務課 サポートセンター(学生課・就職指導課) 保健室 会計課 管財課 キャリア情報室 アトリエ L-1～L-3 アトリエ A-1～A-3 アトリエ B-1～B-3 デザイン工房 デザイン工房準備室
B1F	美術研究室 H～K 美術工房準備室 美術彫刻アトリエ 美術木工アトリエ 美術金属アトリエ 美術・デザイン写真スタジオ 造形芸術専攻(デザイン)アトリエ デザインミーティングルーム

A棟

4F	A-401教室 A-402教室 A-403教室 A-404教室
3F	A-301教室 A-302教室 A-303教室 A-304教室
2F	A-201教室 A-202教室
1F	A-101教室 A-102教室
B1F	A-B101教室 A-B102教室 A-B103教室
B2F	A-B201教室 A-B202教室

大ホール棟

日芸キャンパスの利用について

授業校舎

A棟では、主に芸術教養課程の授業を行います。一部専門科目の授業も実施しています。
A棟までは公道を通らず、正門から中庭を通って西棟前の学部掲示板を確認した上で、北門経由で移動してください。

体育実技科目

大ホール棟 及び トレーニングルーム（クラブハウス・購買部棟1階）で実施します。

注意：校舎建物内は全面禁煙です。

学生食堂

昼食のピークタイム（11:00～13:30）は、食事専用スペースです。
席に限りがありますので、譲り合ってください。

休憩スペース

東棟2階学生ホール、中庭、及び東棟と北棟の間のピロティに、休憩スペースがあります。
A棟4階には、ウッドデッキの屋上テラスがありベンチがあります。

図書館 Wi-Fi

豊富な芸術関連の書籍や映像作品を所蔵しています。学問や研究、余暇等にご利用ください。

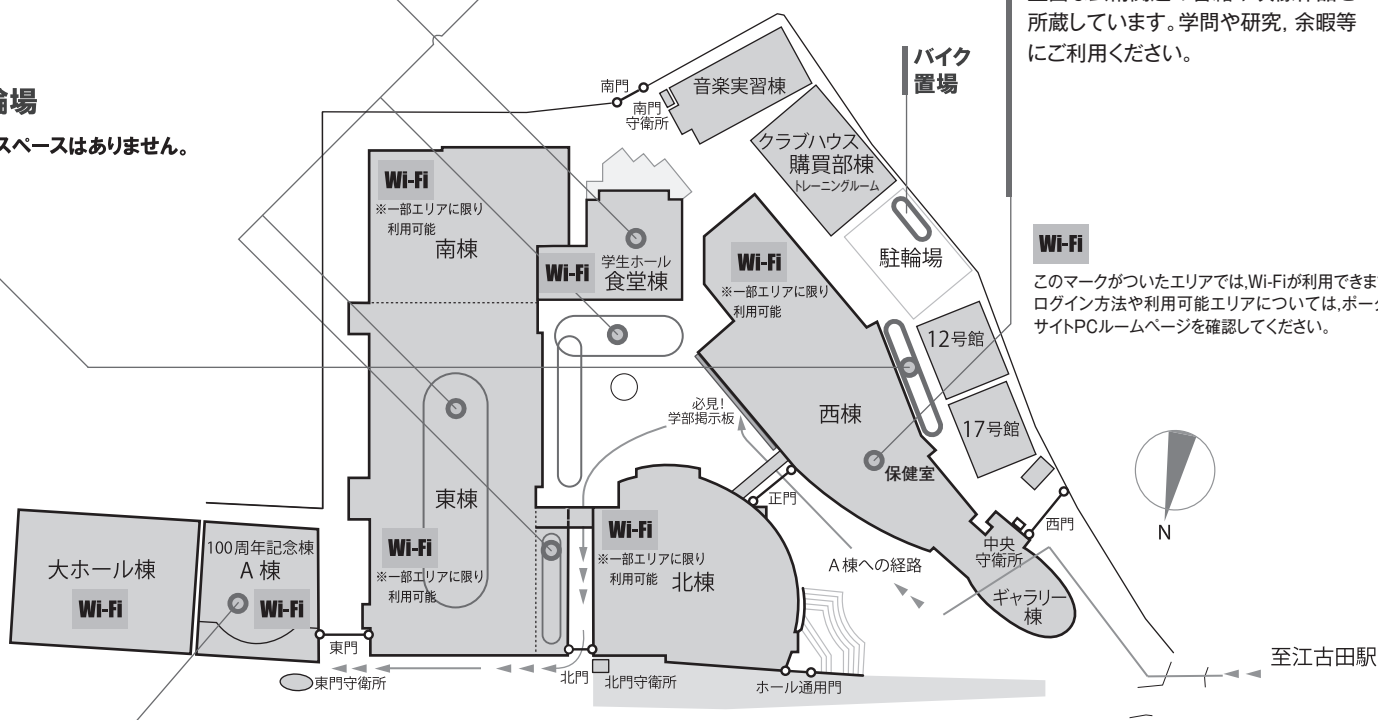
駐輪場

駐車スペースはありません。

バイク置場

Wi-Fi

このマークがついたエリアでは、Wi-Fiが利用できます。ログイン方法や利用可能エリアについては、ポータルサイトPCルームページを確認してください。



食事スペース

昼食時は、学生食堂及び休憩スペースの混雑が予想されるため、原則全ての一般教室で昼休み時間（12:10～13:00）の飲食を認めます。
また、A棟101教室は終日飲食可能とします。
（授業及びイベントで使用する場合は事前に掲示）。

狭いキャンパスですが、江古田は街全体がキャンパスです。工夫して有効に利用してください。
日芸生として出会った人への挨拶は忘れずに。
Be Creative!

8つのアート1つのハート

N O U
Nihon University College of Art
Art

日本大学藝術学部

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

日 本 大 学 芸 術 学 部 電 話 番 号 案 内

江古田校舎 〒 176-8525 東京都練馬区旭丘 2 - 42 - 1

☎ ダイヤルイン 03 - 5995 - 〇〇〇〇 (直通)

庶 務 課	8 2 0 1	写 真 学 科	8 2 1 0
教 務 課	8 2 0 2	映 画 学 科	8 2 2 0
〃 (入試係)	8 2 8 2	美 術 学 科	8 2 3 0
会 計 課	8 2 0 3	音 楽 学 科	8 2 4 0
学 生 課	8 2 0 4	文 芸 学 科	8 2 5 0
保 健 室	8 2 8 1	演 劇 学 科	8 2 6 0
学生支援室	8 2 9 9	放 送 学 科	8 2 7 0
管 財 課	8 2 0 5	デザイン学科	8 6 9 0
図書館事務課	8 2 0 6	芸術教養課程	8 2 8 4
就 職 指 導 課	8 2 0 7		
研 究 事 務 課	8 2 0 8		
守 衛 室	8 2 8 5		

所沢校舎 〒 359-8525 埼玉県所沢市中富南 4 - 21

☎ 04 - 2993 - 2211 (守衛室)

日本大学芸術学部	学科	番
住 所 〒	電 話 - -	(方)
氏 名		

